

金拂切ノ細科  
目トナシ又招魂  
社費ハ同費中  
仕拂殘金拂切  
ノ細科目ヲ設ケ  
決算整理ヲナシ  
然ルハキヤ  
○大藏省(指令)  
五月二十九日  
伺ノ趣神社費ノ  
儀ハ神社費ノ大  
科目某神社ノ科  
目中各雜件ノ小  
科目仕拂殘金拂  
切ノ細科目ヲ設  
ケ候條右ニテ決  
算整理スヘシ

集治監費	在府縣獄囚徒費	赴任旅費	內國旅費	並旅行 急行 巡回
	囚徒在監費	差額手當共		
	移轉費			
		旅籠料	船賃	
		旅車賃	辨當料	
		病囚乘物賃	雜費	

第十一類 [度量衡]

第一章

第一節 度量衡改定規則

明治九年十二月布告 太政官第十七號  
度量衡ニ器別紙種類表ノ通改定候條左ノ規則ノ通可相心得此旨布告

月八日大藏省乙百八號  
九年十月七號布告ニ依テ消ル  
本年百三十五號公達ニ因リ大藏省ニ於テ製  
造ノ度量衡  
器并ニ計  
算表ヲ頒布  
ス  
明治八年八月廿三日  
官達本年第百三十五號  
度量衡種類表中第五  
類六ノ二葉  
按鐵ナキ新  
器斗量ノ圖  
面ハ全ク上  
木ノ誤ニ付  
本紙引換シ

候事  
第一條 三器改定ニ付キ各地方ヨリ三器製作所並ニ賣捌所ヲ設ケ製作所ニ於テ製作セル新器來ル三月十五日ヨリ賣捌所ニ於テ發賣爲致從前ノ秤座秤座ハ同日ヨリ廢止候事  
第二條 各地方ヨリ舊器改所ヲ設ケ候條從前所持ノ三器來ル三月十五日ヨリ十二月二十五日迄ニ右改所ヘ差出シ檢査ヲ受クヘシ右期日ヲ過キ檢印ナキ器ヲ商業上ニ用フルヲ禁ス時宜ニヨリ掛リ官吏商家ニ入り用器ヲ視察スヘキ事  
但シ改所ニ於テ檢査ノ上新器ニ適合セル分ハ檢印シ廢スヘキ分ハ廢ノ字ヲ印シ總テ所持人ニ下ケ戻スヘシ  
第三條 製作所賣捌所官許ノ外三器製作賣捌一切不相成事  
但シ尺ハ尺杖等一時使用ノ爲メ目盛致シ枴ハ芋烏芋等ヲ量ル爲メ箱ヲ製シ又ハ賣買スルハ苦シカラス  
第四條 尺度秤量ノ目チ盛直シ枴ノ線鐵弦鐵ヲ打替ヘ斗概ヲ修復スル等ハ必ス製作所ヘ差出スヘシ秤量ノ緒紐ヲ附替フルハ製作所又ハ賣捌所ニ差出スヘシ其他ノ人自儘ニ致シ候儀不相成事  
第五條 舊新器共檢印アルヲ賣捌度者ハ必ス賣捌所ニ可申出事

第一編〇行政〇第十一類〇度量衡〇度量衡改定規則



明治八年十一月廿七日大藏省乙百六十號達前二  
 九年十月七號布告ニ依テ消ル  
 十號達前二  
 領布ノ度量  
 衡原器ノ中  
 六貫匁掛千  
 木秤ニ元目  
 盛出シ壹貫  
 又リ量照テ  
 盛括シタル  
 ニ依リ各官  
 廳ニ於テ之  
 ノ補ハシム  
 明治九年二月二日十二號達  
 八年第百三十五號達  
 度量取締條  
 例中毎翌年一月ヲ毎翌

但シ秤ノ錘皿又ハ枰ノ線鐵弦鐵等ヲ取離シ古鐵トシテ賣買スルハ苦シカラズ

第六條 第二條以下ノ禁令ヲ犯ス者ハ其品取上ケ律ニ照ラシテ處斷スヘキ事 (度量衡圖面略ス)

○第二節 西洋形權衡製作検査印章

明治十四年五月太政官第三十二號布告

西洋形權衡製作検査印章左ノ通告定候條自今左ノ印章ヲ證トシ從前ノ權衡ト同様相用フヘシ此旨布告候事

○第二節 度量衡取締條 明治八年八月太政官第百三拾五號達

例并検査規則

今般度量衡取締條例並検査規則種類表等別紙ノ通相定候條便宜ノ場所見計製作所賣捌所ヲ設ケ從來ノ弊害ヲ除キ候様厚ク注意施行可致此旨相達候事

但度量衡原器及ヒ檢印並器械配達検査計算諸表等大藏省ヨリ配達候條同省ヨリ可受取且製作請負人申付候者ノ居所姓名等同所ヘ申



換

年七月ト改正ス  
 明治九年二月二日大藏省乙十五號達  
 同年十月七號布告ニ依テ消ル

立免許鑑札可受取尤モ右日限ハ各地方管廳東京ヲ距ル百里以内ハ此達書到着ノ日ヨリ三十日限リ百里以外二百里迄ハ同四十日限リ二百里以外三百里迄ハ同五十日限リ三百里以外ハ同六十日限リ可申立事

度量衡取締條例

第一條 度量衡三器權衡ハ桿秤天秤並分銅相屬シテ三器ノ一トス向後製作ノ儀ハ各地方ニ於テ製作所每器一ヶ所ツ、製作請負人每器一人宛ト相定メ其管廳ニ於テ身元人物相當ノ者相撰ニ新ニ可申付事

右各管廳ニ於テ製作請負人申付候節其居所姓名等大藏省ヘ申立同省ヨリ製作免許鑑札請取可下渡事

但製作請負人休業イテシ代業ノ者申付候節ハ右下渡シ候鑑札大藏省ヘ相納メ更ニ同省ヨリ新鑑札請取可下渡事

第二條 從前ノ秤量改役座方ハ製作所ニ於テ出來ノ新器發賣ノ日限ヨリ廢止候事

但從前ノ秤量改役座方ハ自今廢止スト雖モ第一條揭示ノ通り身元



人物相當ニ候得ハ更ニ製作請負人ニ相撰ニ候儀不苦事

第二條

三器賣捌所ハ東京ハ各器五ヶ所或ハ六ヶ所宛西京ハ二ヶ所或ハ三ヶ所宛大阪ハ三ヶ所或ハ四ヶ所宛其餘ハ各地方ニ於テ管轄地ノ廣狹ニ應ジ士民ノ便利ヲ計リ適宜ノ場所見計ヒ箇數相定メ其管廳ニ於テ身元人物相當ノ者相撰ニ各器賣捌人新ニ可申付事  
右各管廳ニ於テ賣捌人申付候節賣捌免許鑑札大藏省ヨリ可相渡ニ付同省ヨリ請取其管廳ノ印章相調シ本帳割印押切リ下渡シ然ル上其者ノ居所姓名等直ニ同省ニ可届出事

但賣捌人休業イタシテ代業ノ者申付候節ハ右下渡候鑑札取上ケ更ニ新鑑札下渡シ其段大藏省ニ可届出其節取上ケ候鑑札ハ同省ニ返納可致事

第四條

各器製作所賣捌所共免許相成候ハ、何製作所何賣捌所ト大書イタシ候標札相掲ケサスヘキ事

第五條

度量衡原器ノ儀ハ各原器ニテ通リツ、大藏省ヨリ各管廳ニ配達候條

一ト通リハ其管下製作請負人ニ下渡シ向後各器製作ノ規範ト致サセ一ト通リハ其管廳ニ備置各器検査ノ照準トイタスヘキ事  
右度量衡原器ニ附屬ノ器械并各器ノ検査印章及度量衡製作順序番號印等は亦大藏省ヨリ配達候事

第六條

度量衡取締條例并度量衡種類表ハ三器製作所心得ノ爲メ各器製作請負人ニ一部ツ、下渡スヘキ事

第七條

賣捌所ニ於テ新製ノ器發賣日限ノ儀ハ各製作所ニテ新製ノ器概テ出來ノ上一般ニ布告ニ可及ニ付右出來ノ期限ヲ豫定シ大藏省ニ可届出事

第八條

各管廳ニ於テ其管下製作所ニテ出來ノ各器改メ方ハ別冊度量衡検査規則ニ通リ検査ノ上一々新器検査ノ印章打込下渡スヘキ事  
舊器改メ方ハ新器發賣ノ日ヨリ日數三百日ト定メ各管廳ニ於テ其管下ヨリ舊器持出サセ相改可申尤別冊度量衡検査規則ノ通リ検査ノ上一々舊器検査ノ印章打込ニ可下渡事



但印章打込所ハ原器ニ打込有之候ケ所ノ通シタルヘシ尤舊器ハ舊章ニ重複セサル様可打込事

第九條

舊器改方ハ第八條ノ通りタルヘシト雖モ各管廳ニ於テ改方遍ク行届候様專ラ注意スヘシ就テハ管轄地ノ廣狹ニ應シ士民ノ便利ヲ計リ適宜ノ場所見計ヒ出張所ヲ設ケ官員分配イタシ候等ハ都テ其地ノ便宜ニ任スヘキ事右舊器改方出張所ヲ設ケ候向ハ出張所ケ所取極メ候上大藏省ヘ届出ヘキ事

右出張所ケ所届出次第同省ニ於テ舊器検査印章一ケ所ニ付一ト通リツ、尙又可相渡ニ付同省ヨリ請取各出張所ヘ配達スヘシ尤出張所ニ於テ改方照準ノ原器ハ兼テ相渡有之候原器ニ準シ製作所ニテ出来ノ三器各管廳ニ於テ検査ノ上印章打込每器出張所ノ數ニ應シ一ト通リツ、配達イタスヘキ事

第十條

三器ノ税額及ヒ製作所賣捌所ノ利益ハ左之通りタルヘキ事  
三器製作ノ諸材料并一切ノ諸費ヲ出来品ノ高ニ割合之ヲ各品各所ノ原價ト立右原價ヘ二割四分ヲ添ヘ之ヲ賣捌所ノ通價ト定ム其二割四

分ノ内

壹分但二割四分ノ廿四分一

税金

差引殘

貳割三分

製作所利益

警ヘハ秤壹挺ニ付

原價

金壹圓

二割四分増價

合金壹圓貳拾四錢

賣捌所ノ通價

内

金壹圓

原價

金壹錢

税金

差引殘

金廿三錢

製作所利益

右税金ハ検査印章打込下渡シ候器物ニ課シ各器製作請負人ヨリ取立ヘシ尤其計算等委曲ハ第十二條ニ参照可致事  
右利益製作賣捌兩所ノ割合ハ工作ト賣捌ノ多少ニ應シ申立ノ上適宜ニ取定メ候テ不苦尤原價并通價ノ儀ハ決マテ右制限ニ超ヘ候儀相成



ラサル旨可由渡置事

製作所賣捌所共私ニ通價ヲ高下イタシ賣買候儀不相成若シ犯ス者ハ律ニ照シ處分スヘキ事

但原價ハ製作所ヨリ爲書上且増減ノ都度々々届出サスヘキ事  
賣捌所コテハ右通價ノ外製作所ヨリ道程ノ遠近ニ應シ運賃ヲ添ヘ其地ノ定價ヲ立候ハ不苦事

但各地ノ定價ハ賣捌所ニ於テ通價并運賃ノ割合書添ヘ其管應ヘ届ケ置カスヘキ事

第十一條

各地ノ賣捌所ハ何地ノ製作所ヨリ買卸シ候トモ隨意タルヘク且同業中互ノ取引ハ不苦ト雖モ自儘ニ支店取次所等取設ケサセ候儀ハ不相成事

第十二條 (明治十四年第五十六號達改正)

度量衡稅額ハ第十條揭示ノ通ニ付各器檢査ノ都度檢査印章打込濟ノ員數並原價増價通價等ノ調書製作請負人ヨリ爲差出置キ左ノ區分ニ據リ税金取立ヘキ事  
六月ヨリ分其年七月十日限  
六月マテ

七月ヨリ分翌年一月十日限

第十三條

製作所ニテ檢査印無之品賣出シ又ハ他人猥リニ製作イタシ候儀不相成若シ犯ス者ハ其品取上ケ律ニ照シ處分スヘキ事

但尺ハ尺杖等全ク一時假用ノ爲メ目盛リイタシ候類枰ハ芋烏芋等ヲ計リ候爲メノ箱ヲ製シ賣候類ハ例外タルヘキ事

第十四條

製作所ノ外尺秤ノ目盛リ直ニ枰ノ縁鏡打替及斗概ノ修復等他人自儘ニイタシ候儀不相成若シ犯ス者ハ其品取上ケ律ニ照シ處分スヘキ事

第十五條

賣捌所ニ於テ製作ハ一切禁制タリト雖モ權衡賣捌所ニテハ緒紐附替ノ儀差許候間右緒紐結ヒ方目印等兼テ製作所ヘ打合セ爲心得置ヘキ事  
但緒紐代手數料等ハ最寄同業中申合ノ上定價相立サセ其管應ヘ書上ケ爲置ヘキ事

權衡製作所賣捌所ノ外他人自儘ニ緒紐附替候儀不相成若シ犯ス者ハ其品取上ケ律ニ照シ處分スヘキ事

第十六條



製作所賣捌所ハ一般ノ工商ト同様ニテ別段威權ケ間敷振舞ハ一切相成ラサル事

第十七條

製作所賣捌所共其管應官員時々見廻リ諸帳面類點檢ノ上書上ケ原價ノ當否及製作高賣揚高等審査可致且米穀酒醬反物等ノ商家ヘモ時宜次第同様見廻リ用器ノ正否探偵イタスヘキ事  
製作所賣捌所共此條ニ觸レ不相當ノ儀有之候ハ、管應ニ於テ其職業差止メ代人申付其段大藏省ヘ可届出且其犯狀ニ依リテハ律ニ照シ處分スヘキ事

第十八條

新製ノ器發賣ノ日ヨリ三器共賣捌所ノ外賣買ヲ禁ス自用ノ品舊新器檢査印章有之分賣拂ヒ度者ハ同所ヘ差出シ候ハ、相當ノ代價ヲ以テ買取ルヘキ事

但向後三器ハ平八賣買一切停止タリト雖モ秤錘皿杵枰線鎖弦鎖等取離シ古鐵トシテ賣買イタシ或ハ鑄潰シ候儀ハ不苦事

第十九條

舊器改メ二百日ヲ過キ檢査印章無之器商業賣買ノ際ニ相用候事不相

成若シ犯ス者ハ律ニ照シ處分スヘキ事

第二十條

従前ノ枰座秤座及ヒ尺工ハ自今製作賣捌共一切停止タリト雖モ舊器檢査印章打込相成候分ハ新器發賣ノ日ヨリ百五十日ノ内ニ各器賣捌所ニ於テ相當ノ割引ヲ以テ爲買取ヘキ事

右舊器檢査印章打込相成候分賣捌所ニ於テ買受方ハ各管應ニ於テ兼テ賣捌人ヘ申論シ各器買取方目途相立割引ヲ以テ買取候上賣出シ候様可爲致事

但舊器買取員數ハ舊器買取日數百五十日ノ後取調出來次第各管應ニ於テ賣捌人ヨリ爲書出大藏省ヘ差出スヘキ事

第二十一條

舊器賣買ノ儀ハ第十八條第二十條掲載ノ通りニ候得共舊器賣買ニ付テハ收税ニ不及事

第二十二條

此條例中一般ノ人民ニ係リシ儀ハ各地ノ區戸長ヘモ篤ト爲相心得取締筋ニ付萬一違犯ノ者有之節ハ速ニ其管應ヘ訴出候様兼テ可申付置事



度量衡検査規則

尺度検査

尺度ノ検査ハ舊器新器共渾發ヲ以テ之ヲ検査スヘシ其法渾發ヲ以テ検査スル所ノ尺度ヲ挾ミ其挾ム所ノ長サヲ検査スル所ノ尺度ノ長サトシ之ヲ曲尺及ヒ鯨尺ノ原器ニ當テ、試験スルニ其挾ム所ノ長サ曲尺ノ原器ニ適合スル者ハ検査スル所ノ尺度之ヲ曲尺ト定メ其挾ム所ノ長サ鯨尺ノ原器ニ適合スル者ハ之ヲ鯨尺ト定メ乃チ其器ヲ正當トシ以テ各々捺印ヲ捺押シ且尺名印曲尺ハ曲字ノ印ヲ捺押スヘシ然ルニ若シ其挾ム所ノ長サ曲尺及鯨尺ノ原器ニ適合セズ長短差等ヲ生スル者ハ検査スル所ノ尺度之ヲ不正トシ以テ捺印スヘカラス

舊器斗量検査

舊器斗量ノ検査ハ斗量ノ原器ト漏斗トチ用ヒ春マ精ケタル粟粒ヲ以テ之ヲ検査スヘシ其法検査スル所ノ器假名一斗枴ナレハ左圖ノ如ク先ツ一斗枴ノ原器ヲ採リ漏斗ノ前位ニ於テ之ヲ盆上ニ据ヘ枴ノ中心ト漏斗口トチシテ上下相向ハシメ受箆ヲ以テ枴ノ正上ニ据ヘ兼テ漏斗口ノ蓋ヲ鎖シ粟粒ヲ漏斗コ入レ置クヘシ尤其量ハ本量ニ凡二割ヲ増シ凡一斗ニ升タルヘシ但五升ニハ六升一升ニハ一升ニ合一如此シテ漏斗ノ蓋ヲ開

キ受箆ヲ以テ其漏下スル所ノ粟粒ヲ受ケ且其受ケル所ノ粟粒ヲ箆ノ底隙ヨリ枴ニ漏移スヘシ尤此際徐々ニ受箆ヲ轉廻シ粟粒ヲシテ枴ノ中央並四隅ニ遍滿セシムルヲ要ス既ニ之ヲ漏移シ終レハ斗概ヲ以テ其溢粒ヲ搔キ去リ之ヲ原量ト定ムヘシ尤此際斗概ノ使用ニ於ケル其量面ナシテ毫モ凸凹ナク斗邊ト相水平ナラシムルヲ要ス但盆上ニ散粒ハ枴ヲ撒シ溢ラ覆シテ以テ之ヲ他器ニ移スヘシ次ニ檢器ノ容量ヲ求ムル亦原器ニ於テスル法ノ如クシテ檢器ノ容量ヲ得之ヲ檢量ト定ムヘシ次ニ此原檢器其量ヲ互移換容シノカ爲メ檢量ヲ他器ニ移シ置キ以テ原量ヲ檢器ニ移シ檢量ヲ原器ニ移スヘシ其法都テ前法ノ如ク漏斗及受箆ヲ用テ之ヲ各器ニ漏移シ既ニ之ヲ漏移シ終レハ原檢器共斗概ヲ以テ徐々ニ其量面ノ凸凹ヲ均平スヘシ此際斗概ノ使用ニ於ケル前後ノ手續キ輕重緩急極メテ不同ナキヲ要ス但斗概ヲ用フルノ後粟粒斗内ニ充實シ量面斗ヲ拾收シテ原檢器ニ既ニ之ヲ均平シ終リ乃チ原檢兩器相並ヘテ之ヲ試驗スルニ其量各有餘不足ヲ生セサル者ハ検査スル所ノ器之ヲ正當トシ以テ捺印ヲ捺押スヘシ然ルニ若シ其量各有餘不足ヲ生スル者ハ検査スル所ノ器之ヲ不正トシ以テ捺印スヘカラス此際各種ノ舊器斗量其検査法皆之ニ準スヘシ



但漏斗ノ製作左ノ圖而寸法ノ如クスレハ漏斗口ト一斗枳面トノ距離凡三寸許ナルヘシ故ニ餘種モ此距離ニ準セシメンカ爲メ五升枳ヨリ以下ハ其高サニ隨ヒ適宜ニ之カ臺ヲ設クヘシ  
(舊器斗量檢査器械并檢査法之圖略ス)

右漏斗并漏斗架ハ第一第二圖ノ如ク各管應ニ於テ製作ノ上備ヘ置クヘシ

新器斗量檢査

新器斗量檢査ハ斗量尺度ヲ以テ之ヲ檢査スヘシ其法斗量尺度ヲ檢査スル所ノ斗量ノ方深及弦鉄ノ幅厚ニ當テ、精密ニ之ヲ檢査スルニ其方深及弦鉄ノ幅厚斗量尺度ニ適合スル者ハ之ヲ正當トシ以テ捺印ヲ捺押スヘシ然ルニ若シ其方深及弦鉄ノ幅厚斗量尺度ニ適合セズ長短差等ヲ生スル者ハ之ヲ不正トシ以テ捺印スヘカラス

新器斗概檢査

新器斗概ノ檢査ハ斗概ノ原器ヲ以テ之ヲ檢査スヘシ其法斗概ノ原器ヲ以テ檢査スル所ノ斗概ノ圓徑及長サニ當テ、之ヲ試驗スルニ其寸法原器ニ適合スル者ハ之ヲ正當トシ以テ捺印ヲ捺押スヘシ然ルニ若シ其寸法原器ニ適合セズ長短差等ヲ生スル者ハ之ヲ不正トシ以テ捺

印スヘカラス

桿秤檢査

桿秤ノ檢査ハ舊器新器共先ツ其直點ノ正否ヲ檢査スヘシ其法錘緒ヲ以テ其直點ニ當テ、錘ヲ垂レ上緒ヲ執テ衡ヲ釣リ之ヲ試驗スルニ其衡水平ニシテ左右偏重ナキ者ハ其直點ヲ正當トスヘシ次ニ其大小諸量點ノ正否ヲ檢査スルニ各種ノ分銅自一厘至二厘其量小量一匁ノ分銅實一厘至二厘其法檢査スル所ノ器五百匁掛鈹皿秤ナレハ先ツ其量小量一匁ノ分銅即原器ヲ以テ之ニ掛ケ錘緒ヲ以テ其量點ニ當テ、錘ヲ垂レ上緒ヲ執テ衡ヲ釣リ之ヲ試驗スルニ其衡水平ニシテ左右偏重ナキ者ハ其量點亦然ヲ正當トスヘシ次ニ二匁ノ分銅其次五匁ノ分銅其次十匁ノ分銅其次二十匁ノ分銅ト次ヲ逐テ各種ノ分銅ヲ掛ケ前法ノ如クシテ各之ヲ試驗スヘシ如此上緒ニテ衡ヲ釣リ既ニ各種ノ分銅ヲ掛ケ終レハ更ニ前緒並ニ元緒ニテ衡ヲ釣リ都テ上緒ニ於テスル法ノ如クシテ各種ノ分銅ヲ掛ケ之ヲ試驗スヘシ上緒前緒元緒共ニ之ヲ掛ケテ試驗スルニ直點及何レノ量點ニ於テモ其衡水平ニシテ左右偏重ナキ者ハ直點及各量點ヲ正當トシ乃チ其器ヲ正當トシ以テ捺印ヲ捺押スヘシ然ルニ若シ上緒前緒元緒ノ中其鈹ル所ノ衡水平ナラス左右偏重ヲ生スル者ア



ルトキハ其直點又ハ其量點ナ不正トシ乃チ其器チ不正トシ以テ捺印  
 スヘカラス此餘各種ノ秤秤其検査法皆之ニ準スヘシ  
 但秤秤種類掛量二貫匁ニ過クル者ハ三十二貫匁掛ニ十六貫匁掛十  
 六貫匁掛十一貫匁掛六貫匁掛三貫匁五匁掛ノ六種ナリ然ルニ分銅  
 ノ原器其量二貫匁ニ止マレハ大小ノ量點其半ハチ試験スルニ足ラ  
 ス故ニ此六種ノ秤ニハ掛出ノ量點ヨリ二貫匁ノ量點迄試験既ニ終  
 レハ二貫匁ヨリ數十貫匁ニ至ル其間ノ量點ハ試験之ヲ略スヘシト  
 雖モ上緒並ニ元緒ノ極點（上緒並元緒最重ノ量點假令ハ三十二貫匁  
 匁ノ量）チ試験スル爲メ分銅原器ニ準シテ兼テ四貫匁ノ分銅八箇チ  
 製シ之チ假原器トシ然シ或ハ原器種類チ相併セ或ハ假原器數箇チ  
 相併或ハ原器種類チ假原器數箇トチ相併セ各秤ニ掛ケテ上緒並元  
 緒ノ極點チ試験スルハ假令ハ三十二貫匁掛秤ニハ假原器四箇相併  
 セ掛ケテ上緒ノ極點チ試験シ假原器八箇相併セ掛ケテ元緒ノ極點  
 チ試験シ六貫匁掛秤ニハ二貫匁ノ原器一箇一貫匁ノ原器一箇相併  
 セ掛ケテ上緒ノ極點チ試験シ假原器一箇二貫匁ノ原器一箇相併セ  
 掛ケテ元緒ノ極點チ試験シ都テ其極點ノ量ノ如ク原器假原器チ合  
 併交加シテ之チ掛ケ本文ニ示ス法ノ如クシテ之チ試験シ以テ其器

ノ正否チ判スヘシ

右四貫匁ノ分銅假原器ハ銅或ハ鉛チ以テ之チ製スヘシ然シ其形狀  
 ノ如キハ隨意タリト雖モ其量製作法ハ先ツ二貫匁ノ分銅原器二箇  
 相併セ合量四貫匁トシ銅或ハ鉛凡四貫匁量ノ者チ以テ之ニ對シ天  
 秤チ以テ之チ量ル其法次分銅検査ノ條ニ說所ノ如クタルヘシ然  
 ノ銅或ハ鉛其量輕重アル者ハ之チ増減シテ二貫匁ノ原器二箇ト等  
 量ナラシメ以テ之チ四貫匁ノ假原器ト定ムヘシ

但分銅チ掛クルニ緒紐ノ類ニ以テ之ニ掛ケンニハ其緒紐ノ類ハ  
 所謂風袋ニテ全ク量外ナルカ故ニ別ニ之チ量テ量數ト分クヘシ

天秤検査

天秤ノ検査ハ舊器新器共分銅ノ原器チ以テ之チ検査スヘシ其法板敷  
 又ハ机等平坦ノ地位チ擇テ検査スル所ノ天秤チ据ヘ象限儀ノ類チ以  
 テ其天秤臺ニ當テ、之カ高低チ檢シ若シ高低アルハ片板チ假リ之  
 チ矯メテ水平ナラシメ然シ分銅ノ原器チ其左右ノ皿ニ掛クルハ假令  
 ハ左ニ百匁ノ分銅一箇チ掛ケ右ニ五十匁ノ分銅一箇二十匁ノ分銅二  
 箇十匁ノ分銅一箇チ掛ケ左右等量ナラシメ（左右ノ皿ニ掛クル分銅ノ  
 重ハ充分重量ヲ要ス然レ  
 分銅ノ大小ト分銅種類組合ノ  
 便宜トニ隨テ適宜ニ増減スヘシ）然シ其針口ノ感搖チ銳クセンカ爲メ



ニ扣棒ヲ以テ微々ニ其鉤銅(箱ノ柱ニ掛ケテ)ヲ連扣シ終リ眼ヲ注テ精密ニ之ヲ試驗スルニ其針口上下直ニ相接シ其衡水平コシテ左右偏重ナキ者ハ其器ヲ正當トシ以テ檢印ヲ捺押スベシ然ルニ若シ其針口上下直接セズ其衡水平ナラスンテ左右偏重ヲ生スル者ハ其器ヲ不正トシ以テ捺印スベカラス

分銅檢査

分銅ノ檢査ハ舊器新器共分銅ノ原器ト天秤ノ原器トヲ以テ之ヲ檢査スベシ其法板敷又ハ机等平坦ノ地位ヲ擇テ檢査スル所ノ天秤ヲ据ヘ象限儀ノ類ヲ以テ其大秤臺ニ當テ、之カ高低ヲ檢シ若シ高低アルハ片板ヲ假リ之ヲ矯メテ水平ナラシメ然シ檢査スル所ノ分銅ヲ其左皿ニ掛ケケト同量ナル分銅ノ原器ヲ其右皿ニ掛ケ然シ其針口ノ感搖ヲ銳クセシカ爲メニ扣棒ヲ以テ微々ニ其衡銅(箱ノ柱ニ掛ケテ)ノ甲所ヲ連扣スベシ連扣シ終リ眼ヲ注テ精密ニ之ヲ試驗スルニ其針口上下正直ニ相接シ其衡水平コシテ左右偏重ナキ者ハ檢査スル所ノ分銅之ヲ正當トシ以テ檢印ヲ捺押スベシ然ルニ若シ其針口上下直接セズ其衡水平ナラスンテ左右偏重ヲ生スル者ハ檢査スル所ノ分銅之ヲ不正トシ以テ捺印スベカラス

右之通候事

▲參看 度量衡取締條例第十二條 (明治八年八月第百二十五號)

舊新度量衡檢査員數并税金等計算ノ便ニ供センカ爲メ左ノ計算表大藏省ヨリ各管廳ニ配達候事

一 舊 器 度量衡檢査員數計算表

右二枚ツ、員數記載例ヲ添ヘ配達候條員數記載ノ上一枚ハ管廳ニ備置一枚ハ同省ニ可差出事

一 新 器 度量衡檢査員數計算表

右六枚三年分ツ、員數記載例ヲ添ヘ配達候條本年ヨリ明後年迄三年間各年員數記載ノ上一枚ハ管廳ニ備置一枚ハ每翌年一月限り同省ニ可差出事

一 新 器 度量衡税金計算表

右六枚三年分ツ、員數記載例ヲ添ヘ配達候條本年ヨリ明後年迄三年間各年員數記載ノ上一枚ハ管廳ニ備置一枚ハ每翌年一月限り同省ニ可差出事

度量衡税金ハ第十條揭示ノ通り檢査印章打込下渡シ候器物ニ課シ候儀ニ付各器製作請負人ヨリ年々毎月兼テ檢査濟器物ノ員數



并其原價通價稅額等ノ調書爲差出置每翌年一月ニ至リ同人ヨリ  
前年分ノ税金取纏ノ爲差出器新度量衡檢査員數計算表ニモ参照イ  
タシ調査精算ノ上右税金計算表ニ添へ同月限り同省へ可相納事

○第四節

佛蘭西巴里府ニ於テ獨逸國外十六國ノ間ニ締結セルメートル條約勅令  
四月

朕明治八年佛蘭西國巴里府ニ於テ獨逸國外十六箇國ノ間ニ締結セル  
メートル條約ニ加入シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年四月十六日

明治八年(西曆千八百七十五年)佛蘭西國巴里府ニ於テ獨逸國外十六  
箇國ノ間ニ締結セル條約譯文

日耳曼皇帝陛下、澳地利洪噶利皇帝陛下、白耳義皇帝陛下、伯西兒皇  
帝陛下、亞然的音共和國大統領閣下、丁抹皇帝陛下、西班牙皇帝陛下、  
亞米利加合衆國大統領閣下、佛蘭西共和國大統領閣下、伊太利皇帝陛  
下、白露共和國大統領閣下、葡萄牙亞爾珈攝皇帝陛下、露西亞皇帝陛  
下、瑞典那威皇帝陛下、瑞西聯邦大統領閣下、土耳其皇帝陛下及グ  
チズエラ共和國大統領閣下ハ、メートル法ヲ萬國ニ施行シ且之ヲシテ

完全ナラシメンコトヲ冀望シ之カ爲メ條約ヲ締結センコトニ決定シ  
各其全權委員ヲ任命スルコト左ノ如シ

日耳曼皇帝陛下ハ、巴里府駐在同國特命全權大使、普魯西赤鷲勳章  
及グロウゼンベルグ勳章ノシテ、シロアア、コント、アツホニ氏  
ス、ホヘンローフ、シルクンヒユルスト氏

澳地利洪噶利皇帝陛下ハ、巴里府駐在同國特命全權大使、現侍從兼  
樞密顧問、金羊毛勳章ノシテ、グロアア、コント、アツホニ氏  
章及グロウゼンベルグ勳章ノシテ、シロアア、コント、アツホニ氏  
白耳義皇帝陛下ハ、巴里府駐在同國特命全權公使、レオポール勳章ノ  
シテ、シロアア、コント、アツホニ氏  
エ、バロン、ペイヤン氏

伯西兒皇帝陛下ハ、巴里府駐在同國特命全權公使、宮中顧問、金羊毛勳章  
勳章ノシテ、シロアア、コント、アツホニ氏  
亞然的音共和國大統領閣下ハ、巴里府駐在同國特命全權公使、  
西漢氏皇帝陛下ハ、巴里府駐在同國特命全權公使、金羊毛勳章  
丁抹皇帝陛下ハ、巴里府駐在同國特命全權公使、ダヌプロク勳章ノ  
シテ、シロアア、コント、アツホニ氏  
グロウゼンベルグ勳章ノシテ、シロアア、コント、アツホニ氏



ール、勳章ノグラン、オフヒシエ、コント、ド、モルトツケ、ウットフ  
 エルド氏

西班牙皇帝陛下ハ、巴里府駐在同國特命全權公使、金羊毛勳章ノシ  
 ヌヅハリエ及レシヨシ、ドノール、勳章ノグラン、シロアー一等貴  
 族ウヰコント、ド、ロカモラ、マルキー、ド、モレン、ドン、マリヤノ  
 ー、ロカ、ド、トゴール氏及西班牙國地理統計學士院長理學會員イ  
 ザベール、チ、カトリック勳章ノグラン、シロアー將官イハチー氏  
 亞米利加合衆國大統領閣下ハ、巴里府駐在同國特命全權公使エリ  
 ユ、ベンシヤメン、ウツシユビユルス氏

佛蘭西共和國大統領閣下ハ、外務卿、國會議員、レシヨシ、ドノール  
 勳章ノコンマンドール、ヂユツク、デカーズ氏農商務卿、國會議員  
 ヴヰコンド、ド、モー氏及前卿、理學會院常置書記レシヨシ、ドノ  
 ル勳章ノグラン、シロアー、ヂユマー氏

伊太利皇帝陛下ハ、巴里府駐在同國特命全權公使、サン、モトリ  
 ス、エー、ラザール勳章及伊太利王冠勳章ノシユヅハリエ、グラン、  
 シロアー并レシヨシ、ドノール勳章ノグラン、チフヒシエ、シユヅ  
 ハリエ、コンスタンテン、コグラ氏

白露共和國大統領閣下ハ、巴里府駐在同國特命全權公使ペドロ、ガ  
 ルウエーズ氏及前特命全權公使フランシスコ、ド、リヅエロ氏

葡萄牙亞爾珈揮皇帝陛下ハ、巴里府駐在同國特命全權公使、サン、シ  
 ヤック勳章ノグラン、シロアー、及葡萄牙ツール、エ、レペー勳章ノ  
 シユヅハリエ貴族シヨセ、ダ、シルヅハ、メンド、レアル氏

露西亞皇帝陛下ハ、在巴里同國大使館顧問、現參事院議官露國サン  
 ト、アンヌ第一等サン、スタニスラス第一等サン、ウラジミール第  
 三等勳章ノシユヅハリエ及レシヨシ、ドノール勳章ノコンマンド  
 ール、グレゴール、チクイーチツフ氏

瑞典那威皇帝陛下ハ、巴里府駐在同國特命全權公使、瑞典北極星及  
 那威サン、チラフ勳章ノグラン、シロアー并レシヨシ、ドノール勳  
 章ノグラン、チフヒシエ、パロン、アデルス、ウアールド氏

瑞西聯邦大統領閣下ハ、巴里府駐在同聯邦特命全權公使シヤン、コ  
 ソラード、ゲルス氏

土耳其皇帝陛下ハ、參謀中佐ナスマニエ第四等勳章及メシギエー第  
 五等勳章并レシヨシ、ドノール勳章ノオフヒシエ、ヒユスノー、ベ  
 ー氏

佛蘭西巴里府ニ於テ獨逸國外十  
 六國ノ間ニ締結セルメートル條約



ヴエチズエラ共和國大統領閣下ハ學士エリゼテ、アコスタ氏  
右全權委員ハ互ニ委任ノ書ヲ示シ其善良適當ナルヲ認メ以テ左ノ  
條々ヲ議定ス

第一條 締約諸國ハ共同ノ費用ヲ以テ度量衡萬國中央局ヲ設立維持  
シ巴里府ニ之ヲ常置シテ以テ學術上ノ事ヲ司ラシムベシ

第二條 佛國政府ハ本條約附錄ノ規則ヲ以テ定メタル條規ニ隨ヒ專  
ラ右目的ニ供スヘキ家屋ノ買入若クハ建築ヲ容易ナラシムルニ必  
要ナル處置ヲナスヘシ

第三條 萬國中央局ハ總テ度量衡萬國委員會ノ指揮監督ヲ受ケテ事  
務ヲ取扱フヘシ但該委員會ハ締約各國政府ノ委員ヲ以テ組織スル  
度量衡總會議ノ支配ヲ受クヘキモノトス

第四條 度量衡總會議々長ノ任ハ巴里理學會院現職院長ニ委囑スル  
モノトス

第五條 中央局ノ組織并度量衡萬國委員會及度量衡總會ノ組成權限  
ハ本條約附錄ノ規則ニ於テ之ヲ規定スヘシ

第六條 度量衡萬國中央局ハ左ノ事務ヲ擔任スヘシ

第一 新製メートル及キログラム原器ノ比較監査ニ關スル事

第二 萬國原器ノ保存

第三 定期ヲ以テ各國複製原器ヲ萬國原器及其擬製品ト比較シ且  
各國標準寒暖計ヲ相比較スル事

第四 新製原器ヲ以テ各國及ヒ學術上ニ於テ使用スル所ノ度量衡  
原器ニシテメートル法ニ基カザルモノニ比較スル事

第五 測地用ノ尺度ヲメートル原器ニ照準シテ之ヲ比較スル事

第六 政府學士協會美術家又ハ學士ノ囑托ニ應ジ諸原器及確正尺  
度ヲ比較監査スル事

第七條 中央局ハ局長一名補助三名及其他職員ノ必要ナル員數ヲ以  
テ組織シ新製原器ヲ比較テ終了シ之ヲ各國間ニ配分シタル後ハ中  
央局ノ職員ヲ至當ト認ムル割合ヲ以テ減少スルベシ中央局職員ノ任  
命ハ萬國委員會ヨリ締約各國政府ニ通知スルベシ

第八條 メートル及キログラム萬國原器及其擬製品ハ中央局内ニ  
保存シ之ニ接近スルヲ得ルハ獨リ萬國委員會ノ權内ニ在ルモノト  
ス

第九條 度量衡萬國中央局ノ構造創設費并其維持ニ要スル毎年ノ經  
費及萬國委員會ノ經費等ハ凡テ締約各國ノ支出金ヲ以テ之ヲ支辨



スベシ但其支出金額ハ締約各國現時ノ人口ニ基キ調製シタル割合表ニ準據シ之ヲ定ムベキモノトス

第十條 締約各國ハ其支出金額ヲ毎歳ノ初メ佛國外務省ヲ經由シテ巴里貯金所ニ拂込ムベシ右金額ハ入用ス都度中央局長ノ證券ヲ以テ該貯金所ヨリ之ヲ請取ルベキモノトス

第十一條 本條約ニ加盟スルノ權ハ各邦國ニ許與スルニ付之ヲ行ハントスル政府ハ割賦ノ支出金ヲ拂入ルベシ其金額ハ第九條ニ記載ノ基礎ニ依リ萬國委員會ニ於テ之ヲ定ムベシ且右支出金ハ本局學術上ニ關スル器具材料ノ改良ニ充ツベキモノトス

第十二條 締約各國ノ經驗ニ依リ本條約ニ修正ヲ加フルコトヲ有益ト認メタルトキハ協議一致ノ上之ヲ爲スノ權アルモノトス

第十三條 十二箇年ノ期限ヲ經過シタル後締約各國ハ本條約ヲ解脫スルコトヲ得ベシ自己ノ權利ニ依リ本條約ノ聯合ヲ脫セント欲スル政府ハ該期限ノ盡了スル一年前ニ其旨ヲ告知スベシ然ルトキハ萬國原器及中央局ニ付テ總テノ共同所有權ヲ放棄シタルモノトス

第十四條 本條約ハ各國特有ノ憲法ニ從ヒ之ヲ批准シ巴里府ニ於テ六箇月内若クハ成ルベク速ニ其批准書ヲ交換スベシ而シテ本條約

明治三年正月廿七日布告  
郵船規則ヲ定ム(尋テ廢止ス)

ハ千八百七十六年一月一日ヨリ之ヲ實行スベキモノトス右確證ノ爲メ各國ノ全權委員各玆ニ記名スルモノナリ

千八百七十五年五月二十日巴里府ニ於テ作ル

ホヘンローフ ○アツポニー ○メイヤン ○ウヰンコント、ギタジユバ  
○エム、バルカリス ○エル、モルトツケ、ウヰツフエルド ○マルキ  
一、ド、モレン ○カルロ、イバチー ○エ、ペー、ウワシユビユルヌ ○  
デカーズ ○ゼー、ド、モー ○ギユマー ○コグラ ○ペー、ガルウエー  
ズ ○フランシスコ、ド、リヴェロ ○シヨセ、ダ、シルヴハ、メンド、レ  
アル ○チクイーチツフ ○アデルスウアールド ○ケルス ○ヒユスニー  
○エ、アコスタ

第十二類 (通信)

第一章 郵便

第一節 郵便條例

明治十五年十二月太政官第五十九號布告

郵便條例別冊ノ通制定シ明治十六年一月一日ヨリ施行ス  
右奉 勅旨布告候事

郵便條例目次



明治四年正月廿四日布告  
 郵便ヲ開キ  
 八十一號布告  
 制定並ニ  
 細立際々ノ  
 取扱規則ヲ  
 定ム  
 明治四年正月  
 月驛遞司布  
 告  
 郵便規  
 則改定  
 ニ依テ  
 消ル  
 明治四年八月  
 月大藏省布  
 達  
 東京横濱間  
 書信往復幸  
 便差立方ヲ  
 定メ貨錢表  
 ヲ頒布ス  
 明治四年十

第三章 郵便物  
 第四章 郵便稅  
 第五章 留置郵便  
 第六章 書留郵便  
 第七章 郵便物遞送配達  
 第八章 別配達郵便  
 第九章 郵便私書函  
 第十章 留置郵便  
 第十一章 貨幣封入郵便  
 第十二章 郵便爲替  
 第十三章 驛遞局貯金  
 第十四章 外國郵便  
 第十五章 外國郵便  
 郵便條例  
 第七章 郵便物

六年九月  
 十七號  
 布告ニ  
 依テ消  
 六月九  
 十七號  
 布告ニ  
 依テ消  
 二月驛遞察  
 布達  
 本年十二月  
 廿一日ヨリ  
 檢須賀浦賀  
 二月驛遞察  
 布達  
 本年十二月  
 廿一日ヨリ  
 檢須賀浦賀  
 二月驛遞察  
 布達  
 本年十二月  
 廿一日ヨリ  
 檢須賀浦賀

第一條 郵便物別ニ四種ト爲ス  
 一書狀  
 二郵便葉書  
 三往復葉書  
 四郵便爲替  
 (明治十七年十二月第三十三號布告ヲ以テ、點ノ五字ヲ加フ)  
 三毎月一回以上發行スル定時印刷物及其附録  
 四書籍、帳簿、各種ノ印刷物、寫眞、書畫、繪圖、野紙、營業品ノ見本  
 及雛形  
 第二條 何品ヲ問ハス此條例ニ抵触セサルモノハ第一種郵便物トナ  
 スヲ得  
 第三條 封緘シタル郵便物ハ第一種郵便物トナスヘシ  
 第四條 第二種郵便物ヲ他種ノ郵便物ト合装スルトキハ總テ第一種  
 郵便物トナスヘシ  
 第五條 第二種郵便物左ニ記載セタル所爲アルトキハ第一種郵便物  
 トナスヘシ  
 一 截斷又ハ破却シタルモノ  
 一 稅額印面ニ文字ヲ書シタルモノ  
 一 稅額印面ニ郵便切手ヲ貼付シタルモノ



依テ消  
ル

松輪三崎  
二武州金澤  
マテ毎月十  
二度ノ郵便  
ヲ開ク

明治五年正  
月二十日大  
藏省五號布  
達

郵便規  
則改定  
ニ依テ  
消ル

舊銅貨品位  
改定ニ付郵  
便貨錢道テ  
切手改製造  
四十八文ハ  
半錢百文ハ  
一錢其餘ハ  
皆此割合ラ  
以テ拂ハシ

六年九  
月十七號  
布告ニ

明治五年二  
月驛遞察布  
達  
東京府内ニ

依テ消  
ル

一日三度ノ  
郵便ヲ開ク  
明治五年五  
月廿二日百  
六十三號布  
告

五年百  
八十一  
號布告  
ヲ以テ  
改ム

六年九  
月十七號  
布告ニ

本年七月朔  
日ヨリ北海  
道後志勝振

一紙配達又ハ返戻ノ爲其他ノ品ヲ貼付シタルモノ  
一一葉ヲ折リ之ヲ全ク糊着シ又ハ數葉ヲ合セ之ヲ全ク糊着シタル  
モノ

一表面ニ音信文ヲ記載シタルモノ

第六條 第三種郵便物ハ其發行人ヨリ定時印刷物タルヲ證シテ驛遞  
總官ノ認可ヲ受ケ驛遞局認可ノ文字ヲ印刷スヘシ但其文字標題番  
號及發行ノ年月日ヲ見易カラシムヘシ

其附録ハ其本紙ノ標題番號及發行ノ年月日ヲ印刷シ冊子トナサス  
シテ本紙ニ添付シ且本紙ノ重量ニ超過セサルモノニ限ルヘシ

第七條 第三種第四種郵便物ハ封緘セサルモノトス

第八條 第三種第四種郵便物ニ音信文又ハ音號隱語ヲ筆書スルトキ  
ハ第一郵便物トナスヘシ

第九條 營業品ノ見本及雛形ハ雙方又ハ一方營業者ト往復スルモノ  
ニ限ルヘシ

第十條 營業者コアラサルモノ、間ニ往復スル見本及雛形ハ第一種  
郵便物トナスヘシ

第十一條 異種ノ郵便物ヲ合装スルトキハ總テ其種類中高額稅ヲ課

スヘキ郵便物トナスヘシ但第四條ニ記載シタル者ハ此限ニ非ス

第十二條 郵便物ノ重量ハ郵便切手封皮帶紙ノ重量ヲ合算スル者ト  
ス

第十三條 第三種第四種郵便物及營業品ノ見本ハ一個ノ重量三百目ニ  
超過スヘカラス

第十四條 營業品ノ見本及雛形ハ一個ノ重量四十八匁ニ超過スヘ  
カラス

第十五條 郵便物ノ大サハ曲尺ニテ長一尺二寸幅八寸厚五寸ニ超過  
スヘカラス

第十六條 左ニ記載シタルモノハ郵便物トナスヘカラス

一毒藥、劇藥、爆發燃焼シ易キ物品

一流動物、流動腐敗シ易キ物、孵化スヘキ物、動物、植物、鋒刃器、硝  
子器、陶器等他ノ郵便物ヲ傷害スヘキ物品但十分ノ豫防ヲ爲シ

郵便局若クハ郵便受取所ノ承認ヲ受ケタル後郵便ニ差出スモノ  
ハ此限ニアラス(十九年二月内閣第四號布告ヲ以テ第十六條第

一項ヲ右之二項ニ改正ス)

一風俗ヲ害スヘキ文書、畫圖、寫真及物品

第一編〇行政〇第十二類〇通信〇郵便條例



以テ改  
兩國ヲ除ク  
ノ外國内一  
般ニ郵便ヲ  
開ク但シ規  
則ハ從前ニ  
依ル  
明治五年七  
月十八日二  
百三號達  
各驛名所ノ  
往復御用狀  
等モ本月初  
日ヨリ國內  
一般郵便發  
行ニ付右ニ  
准フヘシ但  
シ至急ノ場  
合ハ從前ノ  
通りニテ不  
若ト爲ス  
明治六年三  
月廿四日大  
蔵省四十三

號布達  
來四月一日  
ヨリ陸運會  
社ノ者ニ郵  
便御用驛遞  
察ト書シタ  
ル給符ヲ以  
テ郵便物ヲ  
運送セシム  
ルニ依リ沿  
道諸驛ニ於  
テ相當ノ保  
護ヲナサシ  
ム  
明治六年三  
月三十日百  
廿號布告  
郵便四錢ノ  
切手ヲ發行  
ス  
明治六年六  
月五日八十  
八號布告  
九年七  
十一號

一金銀、寶玉  
一貨幣但第十章ノ規則ニ從フモノハ此限ニアラス  
第二章 郵便稅  
第十七條 郵便稅ハ郵便物ノ種類ニ從ヒ其額ヲ定ム  
第一種郵便物 重量ニ匁毎ニ二匁未滿 二錢  
第二種郵便物 葉書一葉 一錢  
往復葉書一葉 二錢  
(明治十七年十二月第三十三號布告ヲ以テ、點ノ五字ヲ加フ)  
第三種郵便物 一號一個重量十六匁毎ニ十六匁未滿 一錢  
二號又ハ二個以上一束重量十六匁毎ニ十六匁未滿亦同シ 二錢  
第四種郵便物 重量八匁毎ニ八匁未滿 二錢  
第十八條 郵便稅ハ郵便切手ヲ其郵便物ニ貼付シタルヲ以テ之ヲ納  
メタルモノトス郵便封皮葉書帶紙ハ切手ヲ貼付シタルト同般ナリ  
トス但驛遞總官ト約定アルモノハ此限ニアラス  
第十九條 納稅ニ用ヒタル郵便切手並封皮葉書帶紙ノ稅額印面ハ郵  
便局ニ於テ消印スヘシ  
第二十條 郵便稅ニ過納アルモ已ニ其稅額印面ニ消印シタル後ハ之

チ還付セス  
第二十一條 未納稅又ハ不足稅ノ郵便物ハ受取人ヨリ其額ノ二倍ヲ  
徵收スヘシ  
受取人其郵便物ヲ受取リタルトキハ其納稅ヲ拒ムヘカラス  
受取人其郵便物ヲ受取ラスシテ差出人ニ還付スルトキハ其差出人  
ヨリ其額ノ三倍ヲ徵收スヘシ  
第二十二條 未納稅又ハ不足稅ノ郵便物配達シ能ハス差出人ニ還付  
スルトキハ其額ノ二倍ヲ徵收スヘシ差立前ニ係ル未納稅又ハ不足  
稅ノ郵便物ヲ差出人ニ還付スルトキ亦同シ  
第二十三條 第十三條第十四條第十五條ニ背戻スル郵便物ヲ差出人  
ニ還付スルキハ未納稅又ハ不足稅ノ二倍ヲ徵收スヘシ  
第二十四條 人民ヨリ官廳ニ差出ス郵便物ハ郵便稅完納ニ限ルヘシ  
未納稅又ハ不足稅ノ者ハ差出人ニ還付シ其額ノ二倍ヲ徵收スヘシ  
第二十五條 未納稅又ハ不足稅ヲ徵收スルトキハ郵便局ニ於テ郵便  
切手ヲ郵便物ニ貼付シ其切手ニ未納稅又ハ不足ノ印ヲ捺シ其證トナ  
スヘシ  
第三章 郵便切手封皮葉書帶紙



布告ヲ  
以テ改  
正ス

七年郵  
便規則  
ヲ以テ  
改正ス

九年廿  
四號達  
ヲ以テ  
廢ス

明治六年六  
月十七日大  
藏省百號布  
達  
兩京ヨリ各  
府縣へ郵便  
線路里程表  
ヲ假定ス  
明治六年六

七年郵  
便規則  
ヲ以テ  
改正ス

同上

八年郵  
便規則  
ヲ以テ  
改正ス

月廿七日大  
藏省百二號  
布達  
郵便規則第  
十三條ヲ說  
明ス  
明治六年六  
月廿八日大  
藏省百四號  
布達  
新聞紙原稿  
無稅遞送規  
則ヲ定ム  
明治六年十  
二月十七日  
四百十一號  
布告  
七年郵便規  
則及ヒ罰則  
ヲ布告ス  
明治七年三  
月三十一日

第二十六條 郵便切手郵便封皮郵便葉書郵便帶紙ハ日本政府ニ於テ發行セシモノタルヘシ

第二十七條 郵便切手封皮葉書帶紙ハ郵便稅納ノ證トナシ又郵便切手ハ書留手數料並別配達料納濟ノ證トナスモノトス

第二十八條 郵便封皮ヲ用ウルトキ其郵便物ノ重量ニ因テ稅額ニ不足ヲ生スルトキハ郵便切手ヲ以テ之ヲ補フヘシ

第二十九條 郵便封皮ノ價位ハ其印面ノ稅額ニ製造費ヲ加ヘタル額ヲ以テ驛遞總官之ヲ定ムヘシ

第三十條 郵便帶紙ハ第三種郵便物一箇ヲ以テ達スルモノニ用ユヘシ

第三十一條 郵便帶紙ハ第三種郵便物發行人若クハ賣捌人ノ請求ニ依リ驛遞局ニテ賣下クヘシ

第三十二條 郵便切手封皮葉書ヲ賣ルモノハ驛遞總官ノ免許ヲ受ケ郵便切手賣下所ノ標板ヲ掲クヘシ

第三十三條 郵便切手封皮葉書ハ郵便局郵便受取所ハ郵便切手賣下所ノ外ニ於テ賣買スヘカラス

第三十四條 郵便局郵便受取所郵便切手賣下所ハ郵便切手封皮葉書ノ印面稅額ヨリ低價ヲ以テ賣ルヘカラス

第三十五條 郵便封皮葉書帶紙ノ稅額印面ヲ切取リ郵便切手ニ代用スルモ其効用ヲ有セス

第三十六條 郵便切手並封皮葉書帶紙ノ汚斑毀損捺印アルモノ及稅額印面不明瞭ナルモノハ其効用ヲ失フ然レモ其未タ使用セサルモノニ限リ二人以上ノ證人ヲ立テ其原由ヲ明瞭ナラシムルトキハ驛遞局ニ於テ定價十分二減ニテ買戻スヘシ

第三十七條 驛遞局及一等郵便局ニ於テハ四枚以上聯續シタル郵便切手並封皮葉書帶紙ヲ其所持人ノ請求ニ依リ定價十分一減ニテ買戻スヘシ

第四章 免稅郵便

第三十八條 郵便郵便爲換及貯金ノ事務ニ關スル郵便物ハ其稅ヲ免除ス

第三十九條 郵稅郵便物ハ驛遞局郵便局府縣廳府縣所屬廳郡區役所並以上各廳派出官吏相互ノ間又ハ之ト往復スルモノニ限ルヘシ

第四十條 免稅郵便物ハ表面ニ郵便事務爲換事務貯金事務ノ文字ヲ



八年郵便規則  
ヲ以テ  
改ム

八年郵便規則  
ヲ以テ  
改ム

八年郵便規則  
ヲ以テ  
改ム

九年七月十一號

四十一號布告  
七年郵便規則第七十七條ノ次ヘ二項ヲ追加ス  
明治七年五月三十日五十九號布告  
郵便規則第七十條ヲ改正ス

明治七年九月廿五日百二號布告  
郵便ヲ以テ差出ス建白書類自今都テ無粉過送ヲ許ス  
明治八年二月四日十六

及九十  
二號十  
年四十  
七號及  
五十九  
號布告  
ヲ以テ  
改正ス

九年郵便規則  
ヲ以テ  
改ム

同年九  
十二號  
布告ヲ  
以テ改  
正ス

號布告  
郵便切手ノ内半錢一錢四錢六錢十錢二十錢三十錢ノ七種ヲ改定ス  
明治八年二月八日二十一號布告  
八年郵便規則第五百十條中ヘ十四字ヲ追加ス  
明治九年三月十九日三

記載スヘシ

第四十一條 官廳ニ宛テ又ハ官廳ヨリ差出ス免税郵便物ハ官氏名若クハ廳名課名ヲ記載シ派出官吏ニ宛テ又ハ派出官吏ヨリ差出ス免税郵便物ハ官氏名ヲ記載スヘシ

第四十二條 人民ヨリ差出ス免税郵便物ハ宿所氏名ヲ記載スヘシ

第四十三條 免税郵便物ニ他ノ音信文或ハ暗號隱語ヲ記載シ又ハ有稅郵便物ヲ附シタルモノハ相當種類ノ郵便稅ヲ徵稅スヘシ

第五章 書留郵便

第四十四條 書留郵便物ハ郵便局ノ帳簿ニ登記シ遞送配達ノ受授ヲ證スルモノトス

第四十五條 書留手數料ハ郵便物ノ何種ニ拘ハラズ六錢トス

第四十六條 書留郵便物ハ郵便稅手數料共前納ニ限ルヘシ

第四十七條 書留手數料ハ郵便切手ヲ其郵便物ニ貼付シタルヲ以テ之ヲ納メタルモノトス

第四十八條 書留郵便物ヲ差出スル者其表面ニ書留ニ記載シ郵便局若シテ郵便受取所ニ於テ之ヲ主務者ニ交付シ印刷シタル式紙ニ郵便局若シテ郵便受取所ノ印及主務者ノ印ヲ捺セル受取證書ヲ受

領スヘシ

第四十九條 書留郵便物ノ配達ヲ受ケタルモノハ其差出人及受取人ノ氏名配達ノ年月日ヲ記シタル受取證書ニ調印スヘシ本人不在ナルトキハ其代人記名調印スヘシ

第五十條 免税郵便物ハ書留手數料ヲ納ムルニ及ハス

第六章 郵便物遞送配達

第五十一條 郵便物遞送配達ハ郵便局ニ於テ之ヲ管スルモノトス

第五十二條 郵便局ノ廢置ハ驛遞總官新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第五十三條 郵便物ハ其宛名ノ家ニ配達シ二名以上ニ宛タルモノハ其内ノ一名ニ配達スヘシ肩書寄宿所ノ類以アルモノハ其肩書ノ家ニ配達スヘシ

第五十四條 完納稅郵便物宛名ノ家ニ於テハ其配達ヲ拒ムヘカラス免税郵便物亦同シ但市外別配達料船料貨幣遞送配達賃ニ追納アルモノハ此限ニアラス

第五十五條 未納稅又ハ不足稅ノ郵便物受取人ニ於テ其稅ヲ納メサルトキハ之ヲ受取ルヲ得ス

第五十六條 郵便物ヲ開封シ又ハ其帶紙或ハ結束ヲ脱シ或ハ音信文



十年郵便規則  
第九年郵便規則第十八條  
改正ス  
ハ但書ヲ増  
加ス

同上  
明治九年四月  
月十二日四  
十七號布告  
九年郵便規  
則第九十條  
外國郵便稅  
表ヲ改正ス

同上  
明治九年六月  
月廿六日九  
十三號布告  
九年郵便規  
則中ヲ改正  
ス

十三號布告  
九年郵便規  
則第十八條  
改正ス  
ハ但書ヲ増  
加ス  
明治九年四  
月十二日四  
十七號布告  
九年郵便規  
則第九十條  
外國郵便稅  
表ヲ改正ス  
明治九年六  
月廿六日九  
十三號布告  
九年郵便規  
則中ヲ改正  
ス  
明治九年十  
月廿六日百  
三十四號布  
告

ヲ讀過スルトキハ之ヲ受取リタルモノトナスヘシ但第百十五條ノ  
郵便物ハ此限ニアラス  
第五十七條 郵便物配達ヲ受ケタル肩書ノ家ニ於テ其受取人移轉シ  
タルトキハ直ニ之ヲ其配達人ニ還付スルカ或ハ其郵便物ニ加記又  
ハ附箋シ再ヒ郵便ニ出スヘシ但受取人ニ達スル爲メ其家ニ留メ置  
クモ日數三十日ニ過クヘカラス  
第五十八條 其家ニ屬セサル郵便物ノ配達ヲ受ケタルトキハ其由チ  
附箋シ速ニ之ヲ郵便ニ出スヘシ  
其郵便物ヲ誤テ開封シタルトキハ更ニ封緘シ其事由チ副書シ速ニ  
之ヲ郵便ニ出スヘシ  
第五十九條 配達シ能ハス或ハ未納稅又ハ不足稅ヲ受取人ニ於テ納  
メサル郵便物ハ之ヲ其差出人ニ還付スヘシ但二名以上ヨリ差出シ  
タルモノハ之ヲ其内ノ一名ニ還付スヘシ  
第六十條 第十三條第十四條第十五條ニ背戾スル郵便物ハ之ヲ差出  
人ニ還付スヘシ  
第六十一條 差立前ニ係ル郵便物ハ差立人ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス  
ルコトアルヘシ

同上

勸業上ニ係  
ル通報等郵  
便遞送規則  
ヲ定メ郵便  
規則中此ニ  
矛盾ノ廉ヲ  
廢ス  
明治九年十  
二月十九日  
百五十八號  
布告  
十年郵便規  
則ヲ以テ改  
正ス

第六十二條 第四種郵便物ハ次便チ以テ遞送スルコトアルヘシ  
第六十三條 遞送及集配ノ途中ニ係ル郵便物ハ其郵便物ノ受取人  
リトモ受授スヘカラス  
第六十四條 郵便局所在地ニ於テハ集配人ニ郵便物ノ差出方ヲ委託  
スヘカラス又集配人ハ其委託ヲ受クヘカラス  
第六十五條 郵便物ハ差出人ノ爲メ郵便局ニ於テ之ヲ秤量チテサ  
ス  
第六十六條 郵便物ノ損害紛失及其損害紛失又ハ遲達ヨリ生シタル  
損失ハ驛遞局之ヲ償フノ責ニ任セス  
第六十七條 書狀ハ郵便局ヲ經由セサレハ之ヲ送達シ又ハ送達セシ  
ムヘカラス但左ニ記載シタルモノハ此限ニアラス  
一送達料ヲ拂ハス臨時ニ親族朋友雇人ノ類ヲ以テ其發信者ヨリ受  
信者ニ直ニ達スルモノ  
一郵便ニ依ル能ハサル事故アリテ臨時ニ特使チ以テ其發信者ヨリ  
受信者ニ直ニ達スルモノ  
一貨物ト共ニ發スル無封ノ添狀送狀  
第六十八條 軍艦及海軍所屬ノ船船ヲ除キ凡內國各地ニ往復スル船



車ノ所有主若クハ其代理者ハ驛遞局又ハ郵便局ヨリ左ニ記載シタル運送賃額ヲ以テ郵便物ノ運送ヲ托スルハ之ヲ拒ムヘカラス  
但別段ノ約定アルモノハ此限ニアラス  
一 第一種郵便物ハ一個一錢ニ超過セサル額  
一 第二種以下ノ郵便物ハ一個五厘ニ超過セサル額  
第六十九條 郵便物運送ノ約定ヲ爲シタルモノ或ハ運送ノ托ヲ受ケタルモノ其出發ノ日時ヲ定メ若クハ既定ノ日時ヲ變更スルトキハ速ニ之ヲ其地ノ郵便局ニ届出ツヘシ  
第七十條 時期ヲ定メテ郵便物運送ノ命ヲ受ケタルモノハ其期ヲ變更スヘカラス  
第七十一條 郵便物ノ運送ヲ爲ス者ハ其郵便物ヲ安全ニ保護スヘシ  
第七十二條 郵便物ヲ積載セル船舶ハ到達地ニ於テ其郵便物ヲ陸揚セシ後ニアラサレハ他ノ積載セル貨物ヲ陸揚スヘカラス  
第七十三條 郵便物配達又ハ還付ヲ受ケタルモノ郵便局ニ於テ調査ノ爲メ其郵便物ノ封皮帶紙又ハ葉書ノ交付ヲ求メラルトキハ之ヲ拒ムヘカラス  
但郵便切手貼付アルモノハ其儘交付スヘシ

第七章 別配達郵便

第七十四條 別配達郵便物ハ書留郵便ニ限ルモノニシテ通常配達ノ例ニ拘ハラズ別ニ急速ノ配達ヲナスモノトス  
第七十五條 別配達別テ二類ト爲ス  
一 市内郵便局別配達  
一 市外郵便局別配達  
第七十六條 市外別配達料ハ東京京都及大阪ハ十錢其他ノ市内ハ六錢トス  
第七十七條 市外別配達料ハ配達ノ郵便局ヨリ受取人ノ住所ニ至ル路程ニ應ジ十八町毎ニ六錢トス十八町未満亦同シ  
第七十八條 別配達ハ郵便税並別配達料共前納ニ限ルベシ  
第七十九條 別配達料ハ郵便切手ヲ其郵便物ニ貼付シタルヲ以テ之ヲ納メタルモノトス  
第八十條 市外別配達ハ配達地ニ到リ路程ノ差違ニ因テ其料ニ不足ヲ生ズルモ其料六錢以上納済ノモノハ仍ホ別配達トシテ取扱ヒ受取人ヨリ其不足額ヲ徴收スヘシ  
第八十一條 市外別配達料不足額ヲ徴收スルトキハ郵便局ニ於テ郵



便切手ヲ郵便物ニ貼付シ其切手ニ不足ノ印ヲ捺シ其證トナスヘシ  
 第八十二條 船舶ニ達スル別配達ハ其船舶ノ碇泊所ニ從ヒ別配達料  
 ノ外相當ノ解船料ヲ受取人ヨリ徴收スヘシ  
 第八十三條 市外別配達料不足額又ハ解船料ヲ受取人ニ於テ納メサ  
 ルトキハ其郵便物ヲ受取ルヲ得ス  
 其郵便物ハ差出人ニ還付シ其額ヲ徴收スヘシ  
 第八十四條 別配達郵便物ヲ受取リタルモノハ市外別配達料不足額  
 又ハ解船料ノ納付ヲ拒ムヘカラス  
 第八十五條 別配達ハ各郵便局ノ配達區域ニ拘ハラサルモノトス  
 第八十六條 甲郵便局所在地ニ達スルモノヲ乙郵便局ヨリ配達スル  
 トキハ市外別配達トナスヘシ  
 第八十七條 市内別配達ハ其郵便物ノ表面ニ別配達ト記載スヘシ  
 第八十八條 市内別配達ハ其郵便物ノ表面ニ何地郵便局ヨリ別配達  
 ト記載スヘシ若シ其郵便局ヲ定メ難キトキハ單ニ別配達トノミ記  
 載スヘシ  
 第八十九條 別配達トノミ記載セルモノハ各郵便局ノ配達區域ニ從  
 ヒ其地ノ郵便局ヨリ配達スヘシ

第九十條 別配達郵便物受取人移轉シ其移轉先ニ達スルトキハ別配  
 達トセスシテ配達スヘシ  
 第九十一條 免稅郵便物ハ別配達料解船料ヲ納ムルニ及ハス  
 第八章 郵便私書函  
 第九十二條 郵便私書函ハ郵便局ニ設置シ其開閉ニ供スル適當ノ鍵  
 ヲ渡シ貸與スルモノトス  
 第九十三條 私書函ノ借受人ニ宛テタル郵便物ハ其住所ニ配達セス  
 私書函ニ入置クヘシ  
 第九十四條 私書函貸與料ハ一ヶ月金三圓以下ヲ以テ驛遞總官之ヲ  
 定ムヘシ  
 第九十五條 私書函貸與期限ハ一ヶ月以上トシ其ノ貸與料ヲ前納ス  
 ヘシ  
 第九十六條 私書函借受人ニ宛テタル別配達書留及未納稅不足稅ノ  
 郵便物ハ私書函ニ入レスシテ其住所ニ配達スヘシ  
 第九十七條 私書函ハ二人以上又ハ二會社以上ノ名ヲ以テ其一個ヲ  
 借受クルヲ得ス  
 第九十八條 私書函貸與ノ滿期ニ至ルトキハ速ニ其鍵ヲ郵便局ニ返



納スヘシ之ヲ返納セサルトキハ前期ヲ繼テ借受ケタル者トナスヘシ

第九章 留置郵便

第九十九條 留置郵便物ハ表記地名ノ郵便局ニ留置キ受取人ヲ待テ交付スルモノトス

第一百條 留置郵便物ハ其表面ニ何地郵便局留置ト記載スヘシ

第一百一條 留置郵便物ヲ受取ルモノハ其受取人タルヲ書面或ハ口頭ヲ以テ證スヘシ

第一百二條 留置郵便物ハ郵便税完納ニ限ルヘシ

第一百三條 未納税又ハ不足税ノ郵便物ヲ留置トナストキハ之ヲ差出人ニ還付シ其額ノ二倍ヲ徵收スヘシ

第一百四條 留置期限ハ九十日ニ限ルヘシ

留置期限内ニ郵便物ヲ受取ラサルトキハ之ヲ差出人ニ還付スヘシ  
第十章 貨幣封入郵便

第一百五條 貨幣封入郵便物ハ驛遞總官ト約定アルモノヲシテ特別ノ方法ニ依リ之ヲ遞送配達セシムルモノトス

第一百六條 貨幣封入郵便物ハ其重量ニ從ヒ第一種郵便物ノ税ヲ前納

シ別ニ封入ノ金額送達ノ路程ニ從ヒ貨幣遞送賃及配達賃ヲ通貨ニテ納ムヘシ  
但貨幣遞送賃ハ差出人ニ於テ前納シ配達賃ハ受取人ヨリ納ムヘシ

第一百七條 貨幣遞送賃及ヒ配達賃額ハ驛遞總官各郵便局ニ揭示スヘシ

第一百八條 封入ノ金額ハ三十圓ニ超過スヘカラス

第一百九條 封入ノ金額ハ其郵便物ノ表面ニ明記スヘシ

第一百十條 貨幣封入郵便物ハ差出人ニ於テ同一ノ印判ヲ以テ四所以上封印ヲ捺スヘシ

第一百一十條 同一ノ差出人ヨリ同一ノ受取人ニ差出ス貨幣封入郵便物ハ一日一個ニ限ルヘシ

第一百十二條 貨幣封入郵便物ハ其表記ノ金額及封印ヲ證トシテ受授スヘシ

第一百十三條 貨幣封入郵便物ヲ差出ストキハ郵便局ニ設ケアル員數證書用紙ニ式ノ如ク記載シ其郵便物ノ封印ニ用ヒタル印判ヲ捺シ郵便物及貨幣遞送賃ハ共ニ之ヲ主務者ニ交付シ印刷シタル式紙ニ



郵便局ノ印ヲ捺シ且主務者記名調印セル受取證書ヲ受領スヘシ  
 第百十四條 本人ノ封印ナシタル貨幣封入郵便物ヲ代人ヲ以テ差  
 出シ員數證書ニ其代人ノ印ヲ捺ストキハ之ト同一ノ印ヲ其郵便物  
 ニ四所以上添捺スヘシ  
 第百十五條 貨幣封入郵便コアラサル郵便物中貨幣封入アル郵便  
 局ニテ見出シ又ハ推察スルトキハ之ヲ貨幣封入郵便トシテ取扱ヒ  
 到達地ノ郵便局ニテ其受取人ヲ召喚シ或ハ遞送約定アルモノヲ以  
 テ配達シ受取人ニ開封セシメ封入ノ金額ニ從ヒ差立地ヨリノ路程  
 ニ應ジタル貨幣遞送賃及配達賃ヲ受取人ヨリ徴收スヘシ  
 第百十六條 貨幣遞送賃又ハ配達賃ヲ受取人ニ於テ納メサルトキハ  
 其郵便物ヲ受取ルヲ得ス  
 其郵便物ハ差出人ニ還付シ其額并還付ノ貨幣遞送賃及配達賃ヲ徴  
 收スヘシ  
 第百十七條 貨幣封入郵便物配達シ能ハス之ヲ差出人ニ還付スルト  
 キハ更ニ相當ノ貨幣遞送賃及前後ノ配達賃ヲ徴收スヘシ  
 第百十八條 貨幣封入郵便物ノ受渡ニ屬スル證書ハ證券印稅ヲ納ム  
 ルニ及ハス

第百十九條 貨幣封入郵便物ヲ受取リタルモノハ其貨幣遞送賃又ハ  
 配達賃ノ納付ヲ拒ムヘカラス  
 第百二十條 貨幣封入郵便物ニ事故ヲ生シ損失ヲ受クルモノアルモ  
 驛遞局ハ之レヲ償フノ責ニ任セス  
 第百二十一條 郵便局主務者ノ疎虞懈怠ニ因リ貨幣封入郵便物ヲ失  
 ヒタルトキハ主務者ヲシテ其貨幣ヲ償ハシムヘシ  
 第百二十二條 貨幣封入郵便物ヲ遞送配達中失ヒタルトキハ強盜難  
 其他災變ニ罹リ看守者保護シ能ハサル實證アルモノ、外約定人ヲ  
 シテ其貨幣ヲ償ハシム  
 第十一章 郵便沒書  
 第百二十三條 郵便沒書ハ配達シ能ハス又還付シ能ハサル郵便物ヲ  
 驛遞局ニ没入スルモノトス  
 第百二十四條 驛遞總官ハ沒書ヲ開封シ其文書ニ就テ更ニ其配達又  
 ハ還付ヲ試マンノ尙ホ配達又ハ還付シ能ハサルモノハ新聞紙ヲ以  
 テ之ヲ公告スヘシ  
 第百二十五條 沒書ハ公告ノ日ヨリ一ケ年間驛遞局ニ保存スヘシ  
 沒書中貨幣或ハ諸證書又ハ有價ノ物品アルトキハ驛遞局ノ帳簿ニ



登記シ三ヶ年間其没書ヲ保存スヘシ但保存シ難キ物品ハ之ヲ賣却  
シ其代金ヲ領置スヘシ

第二百二十六條 没書ヲ一ヶ年内ニ請求スルモノナキトキ及没書中ノ  
貨幣諸證書有價ノ物品又ハ其賣却代金ヲ三ヶ年内ニ請求スルモノ  
ナキトキハ之ヲ没入スヘシ

第二百二十七條 没書中ノ貨幣諸證書有價ノ物品又ハ其賣却代金ヲ三  
ヶ年内ニ請求スルモノアルトキハ之ヲ還付シ諸證書ハ手数料ヲ徴  
收セスト雖旧貨幣或ハ有價ノ物品ハ其價額十分一ヲ手数料トシテ  
徴收スヘシ但其額ハ五圓ニ超過スルヲ得ス

第二百二十八條 没書ノ受取方ヲ請求スルモノハ其受取人又ハ差出人  
タルヲ書面或ハ口頭ヲ以テ證スヘシ但驛遞局ニ於テ證人ヲ要スル  
トキハ之ヲ拒ムヘカラス

第十三章 郵便爲替

第二百二十九條 郵便爲替ハ驛遞總官ノ指定スル郵便局ニ於テ取扱フ  
モノトス

第二百三十條 爲替ヲ取扱フ郵便局ハ驛遞總官新聞紙ヲ以テ公告スヘ  
シ

第二百三十一條 爲替證書一枚ノ金額ハ三拾圓以下トシ端數ハ厘位ヲ  
限リトス

第二百三十二條 爲替料ハ驛遞總官之ヲ定メ新聞紙ヲ以テ公告シ及爲  
替ヲ取扱フ郵便局ニ揭示スヘシ

第二百三十三條 同一ノ差出人ヨリ同一ノ受取人ニ宛テ同一ノ郵便局  
ニ於テ拂渡スヘキ爲替ノ振出ハ一日金額三拾圓ニ超過スヘカラス

第二百三十四條 爲替差出人ハ郵便局ニ設ケアル爲替願書用紙ニ式ノ  
如ク記載調印シ爲替金及爲替料ト共ニ先ツ之ヲ主務者ニ交付シ後  
ニ爲替證書ヲ受領スヘシ

第二百三十五條 爲替證書ハ其差出人ヨリ受取人ニ送付スヘシ

第二百三十六條 爲替差出人ハ其振出局ニ爲替金ノ返戻ヲ請求スルヲ  
得但爲替料ハ返付セス

第二百三十七條 爲替受取人其爲換證書ニ記載シタル拂渡局ニテ爲替  
金ヲ受取ルニ不便ナルトキ又爲替差出人其振出局ニ爲替金ノ返戻  
ヲ請求スルニ不便ナルトキハ驛遞局ニ其證書ヲ納付シテ書換ヲ請  
求シ更ニ爲換金ヲ受取ルニ便ナル局ニ宛テタル證書ヲ受クルヲ得

第二百三十八條 爲換金ノ拂渡及返戻ハ其爲替證書ヲ引換ニ限ルヘシ



但郵便局ニ於テ證人ヲ要スルトキハ之ヲ拒ムヘカラス

第三百二十九條 爲替受取人ハ其爲替證書ニ式ノ如ク記名調印スヘシ

爲替差出人爲替金ノ返戻ヲ受ルトキ亦同シ

第四百十條 爲替報知書ニ記載セル諸件ヲ明瞭ニ答ヘ能ハサルモノ

ハ其爲替金ヲ受取ルヲ得ス

第四百十一條 代人ヲ以テ爲替金ヲ受取ル者ハ其爲替證書ノ裏面ニ

委任文ヲ記載シ記名調印シ且代人ハ第三百二十九條ノ手續ヲナスヘ

シ

第四百十二條 官衙社寺會社ニ宛テタル爲替金ヲ受取ルトキハ其爲

替證書ノ裏面ニ官衙社寺會社ノ名稱ヲ記シ其ノ印ヲ捺シ且之ヲ受

取ル所屬人ハ第三百二十九條ノ手續ヲナスヘシ

第四百十三條 官衙社寺會社ノ受取ルヘキ爲替金ニシテ其官衙社寺

會社ノ名稱ヲ附記シ其所屬人ニ宛テタルトキ宛名人自ラ受取能ハ

ス又第四百十一條ニ依ル能ハサルトキハ第四百十二條ニ依ルヲ得

第四百十四條 官衙社寺會社若クハ其所屬人ノ名ヲ以テ差出シタル

爲替金ノ返戻ヲ受クルトキモ第四百十二條第四百十三條ノ手續ニ

依ルヘシ

第四百十五條 爲替證書ノ効用ハ其證書ノ日附ヨリ百廿日ヲ限トス

第四百十六條 効用ヲ失ヒタル爲替證書ハ差出人又ハ受取人ヨリ驛

遞局ニ納付シ其書換ヲ請求スヘシ

第四百十七條 爲替證書ノ効用ヲ失ヒタル日ヨリ二ケ年以内ニ其書

換ヲ請求セサルトキハ驛遞總官新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

其公告ノ日ヨリ三ケ年以内ニ爲替證書ノ書換ヲ請求スルトキハ其爲

替金十分ノ一ヲ手数料トシテ徵收スヘシ

其公告ノ日ヨリ三ケ年ヲ過ルモ尙ホ其爲替證書ノ書換ヲ請求セサ

ルトキハ其爲替金ヲ没入スヘシ

第四百十八條 爲替證書ヲ失ヒタルトキ又ハ汚斑毀損シ判明ナラサ

ルトキハ差出人ニ於テ證人ヲ立テ驛遞局ニ其事由ヲ證明シ更ニ再

度ノ證書ヲ請求スヘシ

第四百十九條 爲替金ヲ返戻シ又ハ證書ヲ書換ヘ或ハ再度ノ證書ヲ

交付スルハ其原證書ニ對スル報知書ヲ取戻シタル後ニ限ルヘシ

第四百五十條 爲替證書ノ書換又ハ再度ノ證書ヲ請求スルトキハ更ニ

相當ノ爲替料ヲ納ムヘシ但郵便遞送中ニ生シタル事故ニ因ルモノ

ハ更ニ爲替料ヲ納ムルコト及ハス



爲替證書ノ書換及再度ノ證書ヲ同時ニ請求スルモ兩様ノ爲替料ヲ納ムルニ及ハス

第百五十一條 再度ノ爲替證書ヲ受領セシ後前キニ失ヒタル爲替證書ヲ見出シタルトキハ之ヲ驛遞局ヘ納付スヘシ

第百五十二條 爲替資金ノ都合ニ因リ爲替金ノ渡方順延スルコトアルヘシ

第百五十三條 爲替證書又ハ報知書ニ失誤アルカ或ハ其報知書未達ノトキハ爲替金ノ拂渡ヲ延引スヘシ

第百五十四條 爲替金ノ受渡ニ屬スル證書ハ證券印稅ヲ納ムルニ及ハス

第百五十五條 郵便爲替ニ事故ヲ生シ損失ヲ受クルモノアルモ驛遞局ハ之ヲ償フノ責ニ任セス

第百五十六條 此章ノ規則ニ從ヒ爲替金ヲ渡シタル後ハ其渡方ニ就キ異議ヲ唱フルモ驛遞局ハ其責ニ任セス

第十三章 驛遞局貯金

第百五十七條 驛遞局貯金ハ驛遞總官ノ指定スル貯金預所ニ於テ取扱フモノトス

第百五十八條 貯金預所ハ驛遞總官新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第百五十九條 一八一度ノ預ケ金額ハ十錢以上トシ端數ハ厘位ヲ限リトス

一日ノ預ケ金額ハ五十圓以下トス

第百六十條 一度ニ五十圓以上ヲ預ントスル者ハ其都度貯金預所ニ設ケアル願書用紙ニ式ノ如ク記載調印シ驛遞總官ノ認可ヲ請フヘシ

第百六十一條 貯金ニハ利子ヲ付ス其利子ノ割合ハ驛遞總官之ヲ定メ新聞紙ヲ以テ公告シ且貯金預所ニ揭示スヘシ但十錢未満ノ端金ニハ利子ヲ付セス

第百六十二條 貯金ヨリ生シタル利子ハ毎年六月十二月ニ於テ之ヲ元金ニ加ヘ驛遞局ノ原簿ニ登記スヘシ

第百六十三條 貯金ハ預リタル月ト拂戻ス月ハ利子ヲ付セス但驛遞局ヨリ拂戻證書ヲ發シタル月ヲ以テ拂戻月トナスヘシ

第百六十四條 貯金ヲ拂戻ストキ厘位未満ノ端數ハ切捨ツヘシ

第百六十五條 始テ預ケ金ヲナスモノハ貯金預所ニ設ケアル預ケ願書用紙ニ式ノ如ク記載調印シ之ヲ其貯金預所ニ出スヘシ但印判ヲ



所持セサルモノハ引受人ヲ立ツヘシ

第百六十六條 貯金預ケ人ハ貯金預所ニ於テ貯金通帳ヲ受領シ其表紙ニ式ノ如ク記載調印シ此通帳ヲ預ケ金ヲ爲ス毎ニ預ケ金ト共ニ貯金預所ノ主務者ニ交付シ預ケ金ノ記入ヲ受ケ其通帳ヲ所持スヘシ

第百六十七條 貯金通帳ハ預ケ金受授ノ證トナスヘシ

第百六十八條 貯金預所ニ於テ預ケ金ヲ受取ルトキハ通帳ニ其金額及年月日ヲ記入シ貯金預所ノ印ヲ捺シ且主務者記名調印スヘシ

第百六十九條 一ノ貯金預所ヨリ受領シタル通帳ヲ以テ何レノ貯金預所ニモ預ケ金ヲナスヲ得

第百七十條 既ニ貯金通帳ヲ受領シ所持セルモノハ何レノ貯金預所ニ於テモ別ノ通帳ヲ受領スルヲ得ス

第百七十一條 貯金通帳金額記載ノ部餘白ナキニ至リ更ニ通帳ヲ要スルトキハ驛遞局ニ其通帳ヲ差出シ再度ノ通帳ヲ請求スヘシ

第百七十二條 貯金預ケ人ハ滿六ヶ月毎ニ驛遞局ニ貯金通帳ヲ差出シ原簿照合及利子記入ヲ受クヘシ

第百七十三條 預ケ金ヲナストキハ驛遞局ノ原簿ニ登記シ且貯金領

收通知書ヲ其預ケ人ニ送達スヘシ

第百七十四條 貯金預ケ人ハ預ケ金ヲシタル日ヨリ左ノ期日内ニ貯金領收通知書到達セサルトキハ其期日ヨリ十五日内又到達スルモ記載ノ金額並年月日ニ相違アルトキハ到達ノ日ヨリ十五日内ニ驛遞總官ニ宛テ其申告書ヲ出スヘシ但申告書ハ郵便局ニ出シ其受取證書ヲ受領スヘシ

一東京 十日

一東京ヨリ百里未満 三十日

一東京ヨリ百里以外 六十日

第百七十五條 第百七十四條ノ申告書ヲ出サルトキハ其預ケ金額驛遞局ノ原簿ニ登記ナキカ或ハ原簿登記ノ金額年月日ト其預ケタル金額年月日ト符合セサルモ驛遞局ハ原簿ニ登記シタルモノノ外其責ニ任セス

第百七十六條 貯金預ケ人ハ何レノ貯金預所ニ於テモ其貯金全額若シハ幾分ノ拂戻ヲ請求スルヲ得但未タ元金ニ加ヘサル利子ハ貯金ノ全額ヲ拂戻ストキニアラサレハ之ヲ受取ルヲ得ス

第百七十七條 貯金拂戻願人ハ貯金預所ニ設ケアル拂戻願書用紙ニ



金額其他式ノ如ク記載調印シ通帳ヲ添ヘ貯金預所ヲ經由シテ驛遞局ニ出スヘシ但貯金預所ヨリ通帳ノ受取證書ヲ受領スヘシ

第百七十八條 第百七十七條ノ拂戻願書及通帳ヲ驛遞局ニ於テ領收シタルキハ貯金拂戻證書ヲ拂戻願人ニ送達スヘシ

第百七十九條 貯金ノ全額ヲ拂戻ストキハ通帳ヲ返付セス又其幾分ヲ拂戻ストキハ驛遞局ニ於テ其通帳ニ拂戻金額及ヒ年月日ヲ記載シ官印ヲ捺シ且主務者調印シ貯金預リ所ヲ經テ之ヲ返付スヘシ

第百八十條 貯金拂戻願人ハ拂戻證書ニ式ノ如ク記名調印シ貯金預所ニ交付シ拂戻金ヲ受取ルヘシ

第百八十一條 代人ヲ以テ拂戻ヲ受取ルモノハ拂戻證書ノ裏面ニ委任文ヲ記載シ記名調印シ且代人ハ第百八十條ノ手續ヲナスヘシ

第百八十二條 拂戻金ハ其拂戻證書ノ日附ヨリ左ノ期日內ニ受取ルヘシ期日ヲ失スルトキハ更ニ驛遞局ニ其證書ノ書換ヲ請求スヘシ但郵便遞送中ニ生シタル事故ニ因ルモノハ此限ニアラス

一東京 十五日

一東京ヨリ百里未滿 廿五日

一東京ヨリ百里以外 四十日

第百八十三條 貯金預ケ人死亡シタルトキハ其相續人ニ於テ證人ヲ立テ相續人タルヲ證スル書面ヲ出シ且其相續人ハ第百七十七條ノ手續ヲナシ貯金拂戻ヲ請求スヘシ

第百八十四條 預ケ金ヲナスキ引受人ヲ立ツル者預ケ願書及拂戻願書其他調印ヲ要スル書類ニ氏名ヲ記シ其引受人亦記名調印スヘシ

第百八十五條 社寺會社ノ名ヲ以テ預ケ金ヲナストキハ預ケ願書及拂戻願書其他調印ヲ要スル書類ニ社寺會社ノ名稱ヲ記シ其印ヲ捺シ且擔當者一名記名調印スヘシ

第百八十六條 二人以上共同シテ預ケ金ヲナストキハ預ケ願書及拂戻願書其他調印ヲ要スル書類ニ其總代人一名記名調印シ且共同者中ノ一名記名加印スヘシ

第百八十七條 社寺會社及共同ノ貯金ハ其社寺會社若クハ其總代人ヲ以テ一個ノ預ケ人ト看做スヘシ

第百八十八條 貯金預ケ人氏名變換改印轉籍轉住スルトキハ其届書ヲ驛遞局ニ出スヘシ

第百八十九條 貯金預ケ人ノ引受人社寺會社ノ貯金擔當者共同貯金ノ加印者氏名變換改印轉籍轉住スルキハ貯金預ケ人連印引受人ノ貯金預



ケ人ハ氏名ノ届書ヲ驛遞局ニ出スヘシ  
 ノミ連記  
 第百九十條 貯金預ケ人ノ引受人社寺會社ノ貯金擔當者共同貯金ノ加印者變更アルトキハ後任者及貯金預ケ人連印引受人アル貯金預ケ人ハ氏名ノミ連記ノ届書ヲ驛遞局ニ出スヘシ  
 第百九十一條 共同貯金ノ總代人ヲ變改セントスルトキハ前任後任ノ總代及加印者連印ノ願書ヲ驛遞局ニ出スヘシ但前任ノ總代人連印スル能ハサルトキハ證人ヲ立ツヘシ  
 第百九十二條 貯金預ケ人其引受人ヲ解カントスルトキハ印鑑ヲ添ヘ其引受人連印ノ届書ヲ驛遞局ニ出スヘシ  
 第百九十三條 貯金通帳ヲ失ヒタル時ハ速ニ其届書ヲ驛遞局ニ出スヘシ  
 第百九十四條 貯金通帳又ハ貯金拂戻證書ヲ失ヒタルトキ或ハ汚損毀損シテ判明ナラサルトキハ證人ヲ立テ驛遞局ニ其事由ヲ證明シ再度ノ通帳又ハ拂戻證書ヲ請求スヘシ  
 第百九十五條 貯金通帳ヲ失ヒタルトキハ再度ノ通帳ヲ失シタル日ヨリ九十日間其貯金ノ拂戻ヲ請求スルヲ得ス  
 第百九十六條 再度ノ貯金通帳ヲ受領セシ後前キニ失ヒタル通帳ヲ

見出シタルトキハ舊通帳ヲ驛遞局ニ納付スヘシ  
 第百九十七條 驛遞局ニ貯金通帳ヲ差出シ又ハ再度ノ通帳或ハ貯金拂戻ヲ請求シタル場合ニ於テ第百七十四條ニ記載シタル期日内ニ通帳返付ナキカ又ハ再度ノ通帳或ハ拂戻證書到達セサルトキハ驛遞總官ニ宛テ其申告書ヲ出スヘシ  
 第百九十八條 貯金通帳ハ賣買讓與又ハ書入質入スルヲ許サス  
 第百九十九條 驛遞局又ハ貯金預所ニテ證人ヲ要スルトキハ貯金預ケ人之ヲ拒ムヘカラス  
 第二百條 貯金ノ受渡ニ屬スル證書ハ證券印税ヲ納ムルニ及ハス  
 第二百一條 貯金拂戻方延滞シ爲メニ預ケ人ノ損失ヲ生スルモ驛遞局ハ之ヲ償フノ責ニ任セス  
 第二百二條 此章ノ規則ニ從ヒ貯金ヲ拂戻シタル後ハ其拂戻方ニ就キ異議ヲ唱フルモ驛遞局ハ其責ニ任セス  
 第十四章 外國郵便  
 第二百三條 凡外國ニ差立ツル郵便物別テ五項ト爲ス  
 一書狀  
 二郵便葉書及往復葉書



(明治十七年十二月第三十三號ヲ以テ、點ノ五字ヲ加フ)

三書籍、各種ノ印刷物、寫眞、畫圖

四訴訟上及商用上ノ書類

五商品ノ見本

第二百四條 何品ヲ問ハス此章ノ規則ニ抵觸セサルモノハ第一項郵便物トナスヲ得

第二百五條 第三項第四項第五項郵便物ハ封緘セサルモノトス之ヲ封緘スルトキハ第一項郵便物トナスヘシ

第二百六條 第三項第四項第五項郵便物ニ音信文又ハ暗號隱語ヲ筆書スルトキハ第一項郵便物トナスヘシ

第二百七條 第三項第四項第五項郵便物ヲ第一項郵便物ト合装スルトキハ總テ第一項郵便物トナスヘシ

第二百八條 第三項第四項郵便物ハ一個ノ重量「キログラム」凡五〇二分「グラム」凡六〇分ニ超過スヘカラス

第二百九條 第五項郵便物ノ大サハ長二十「センチメートル」凡四尺六分幅十「センチメートル」凡三寸三分厚五「センチメートル」凡一寸六分又其重量ハ二百五十「グラム」凡六十六分ニ超過スヘカラス

第二百十條 第三項第四項第五項郵便物ヲ合装スルトキ其重量ハ第二百八條ノ制限ニ超過スヘカラス但第五項郵便物ノ大サ及重量ハ第二百九條ニ據ルヘシ

第二百十一條 第二項郵便物ハ萬國聯合端書ヲ用ユヘシ

第二百十二條 第二項郵便物第五條ニ記載シタル所爲アルトキハ之ヲ差出人ニ還付スヘシ

第二百十三條 第五項郵便物ハ賣價ヲ付セサル者ニ限ルヘシ

第二百十四條 左ニ記載スル者ハ外國ニ差立ル郵便物ト爲ス可ラス  
一貨幣又ハ高價ノ物品  
一關稅ヲ拂フヘキ物品

一流動物、流麩腐敗シ易キ物、孵化スヘキ物、動物、植物、鋒刃器、硝子器、陶器等他ノ郵便物ヲ傷害スヘキ物品

一第十六條第一項第三項及第四項ニ記載シタル物品  
(十九年二月第四號ヲ以テ第二百十四條第三項ヲ右ノ二項ニ改ム)

第二百五條 郵便聯約國ニ差立ル第三項第四項第五項郵便物ハ少クモ其郵便稅ノ一部分ヲ前納シタルモノニ限ルヘシ



第二百十六條 郵便聯約國外ニ差立ル郵便物ハ總テ郵便稅完納ニ限ルヘシ

但到達地ニ於テ課スヘキ郵便稅ハ此限ニアラス

第二百十七條 第二百八條第二百九條第二百十條第二百十三條第二百十五條第二百十六條ニ背戻スル郵便物ハ差出人ニ還付シ未納稅又ハ不足稅ハ第十七條ノ割合ニ從ヒ其額ノ二倍ヲ徵收スヘシ

第二百十八條 書留郵便物ハ郵便稅書留手數料トモ前納ニ限ルヘシ

第二百十九條 郵便聯約國ニ差立ル書留郵便物ハ受取人ノ受取證書返送ヲ望ムヲ得之ヲ望ムトキハ郵便稅書留手數料ノ外増手數料ヲ前納スヘシ

第二百二十條 郵便稅書留手數料及増手數料ハ日本國郵便切手ヲ其郵便物ニ貼付シタルヲ以テ之ヲ納メタルモノトス

第二百二十一條 郵便稅書留手數料増手數料ノ割合郵便物ヲ差立得ヘキ國名及郵便爲替小包郵便ニ關スル事項ハ驛遞總官公告スヘシ

第二百二十二條 書留郵便物紛失ノ償金ヲ拂フヘキ約定アル國ニ差立ル書留郵便物ヲ内國又ハ同上約定アル外國ニテ遞送中紛失シタルトキハ天災ニ因ルモノハ外之ヲ紛失シタル國ノ驛遞局ニ於テ差

出人又ハ差出人ノ望ニ因リ受取人ニ五十「フランク」凡「フランク」ハ若クハ他ノ貨幣ニテ同額ノ償金ヲ拂フヘシ

書留郵便物紛失ノ償金ヲ拂フヘキ約定アル外國ヨリ内國ニ到達スル書留郵便物ヲ内國遞送中紛失シタルトキ亦同シ

第二百二十三條 軍艦及海軍所屬ノ船舶ヲ除キ凡内國ヲ發シ外國ニ航スル船舶ノ所有主若クハ其代理者ハ驛遞局又ハ郵便局ヨリ左ニ記載シタル運送賃額ヲ以テ郵便物ノ運送ヲ托スルトキハ之ヲ拒ムヘカラス但別段ノ約定アルモノハ此限ニアラス

一 第一項郵便物ハ一個二錢ニ超過セサル額

一 第二項以下ノ郵便物ハ一個一錢ニ超過セサル額

第二百二十四條 第二十六條第三十二條第三十三條第三十四條第三十五條第三十六條第三十七條ノ規則ハ此章ノ郵便葉書ニ亦適用スヘシ

第二百二十五條 第十二條第十九條第二十條第二十一條第一項第三項第二十二條第二十五條第四十四條第四十八條第五十一條第五十九條第六十一條第六十三條第六十四條第六十六條第二百二十二條ノ償金ヲ除ク第六十九條第七十條第七十一條第七十二條第七十三條第百條及第







第二百三十六條 疎虞懈怠ニ因テ郵便物ヲ失ヒタルモノハ五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

書留郵便ニ係ルトキハ二圓以上五圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三十七條 有税ヲ以テ免稅トシ其他詐偽ヲ以テ郵便稅ヲ免レタルモノハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

郵便事務ヲ奉スルモノ自ラ犯シ又ハ情ヲ知テ其郵便物ヲ遞送配達シ或ハ自己ノ受ケタル郵便物ノ未納稅又ハ不足稅ヲ免レタルトキハ本刑ニ一等ヲ加フ

第二百三十八條 不良ノ事ヲ行ハンカ爲メ郵便ヲ用ヒタル者ハ十一日以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス行フ處不良ノ罪重キモノハ重キニ從テ論ス

第二百三十九條 驛遞總官ノ認可ヲ得シテ郵便物ニ驛遞局認可ノ文字ヲ用ヒタルモノハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス  
郵便物運送ニ使用セサル船車ニ郵便ノ記章又ハ郵便ノ文字ヲ用ヒタルモノ亦同シ

第二百四十條 未納稅又ハ不足稅及ヒ別配達料解船料貨幣遞送配達

賃私書函貸與料ヲ五日內ニ納メサルモノハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

郵便事務ヲ奉スルモノ徵收スヘキ郵便稅別配達料解船料貨幣遞送配達賃私書函貸與料ヲ徵收セサルトキ亦同シ

第二百四十一條 郵便事務ヲ奉スルモノ郵便物ニ貼用セル郵便切手ヲ剝取ルトキハ一年以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

其未ダ消印ヲナサハル切手ヲ剝取ルモノハ刑法竊盜ノ本條ニ照シテ處斷ス

第二百四十二條 郵便爲替事務ヲ奉スルモノ郵便爲替金及爲替料ヲ領收セスシテ爲替證書ヲ振出シ又ハ爲替證書ヲ受取ラスシテ爲替金ヲ渡シタルトキハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

驛遞局貯金ノ事務ヲ奉スルモノ預ケ金ヲ領收セスシテ貯金通帳ニ預ケ金ノ記入ヲナシ又ハ拂戻證書ヲ受取ラスシテ貯金ヲ拂渡シタルトキ亦同シ

第二百四十三條 郵便事務ヲ奉スルモノ諸般ノ計數ヲ偽ルトキハ二



月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百四十四條 郵便物ニ押用セル印面ヲ變換シタルモノハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百四十五條 郵便配達人配達先ニ於テ謝儀ヲ要求シタルトキハ五十錢以上壹圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第二百四十六條 郵便函郵便行囊其他郵便ノ器械ヲ毀損汚穢シタルモノハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百四十七條 渡船人郵便物ノ渡津ヲ怠慢遅緩シタルトキハ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第二百四十八條 第二百三十三條第二百三十七條ニ記載シタル罪ヲ犯サントシテ未ダ遂ケサルモノハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第二百四十九條 第二百三十條第二百三十三條第二百三十七條第二百四十一條第二百四十二條第二百四十三條ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スルモノハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第二百五十條 本章罰則ノ外刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ據リテ處斷ス

○第二節 郵便往復葉書使用方法

明治十七年十二月  
農務省第拾壹號  
告示

本年本月第三拾三號ヲ以テ布告相成候郵便往復葉書使用方法左ノ通相定候條此旨告示候事

一郵便往復葉書ハ發信人發信ノトキ發信返信兩紙連續ノ儘發信紙ヲ使用スルモノトス若シ發信ノトキ發信返信兩紙ニ文字ヲ記載セルトキハ返信紙モ亦使用濟ノモノト認ムヘシ

但發信ノトキ返信紙ノ表面ニ返信ニ用ユヘキ差出人受取人ノ宿所氏名ヲ記載シ又ハ返信紙ノ裏面ニ返信用ノ文言ノ幾部ヲ記入シタルモノハ使用濟ト認メヌ又發信ノトキ返信紙ヲ截斷シ發信紙ノミ差出ストキ得ヘシ

(明治十九年三月遞信省第十二號告示ヲ以テ右一項中「發信返信兩紙ヲ截斷シ發信紙ヲ使用セルトキハ郵便局ニ於テ之ヲ受信人ニ遞送セス發信人ニ返附スヘシ又」ノ四十七字ヲ削リ而シテ但書ヲ追加ス)

一郵便往復葉書ハ返信人返信ノトキ發信紙ヲ除却シ使用スルモノト

明治六年十一月十九日  
三百八十九號布告  
郵便はがき  
并ニ封裝ヲ發行シ其用方規則ヲ定ム(七年廿四號布告ヲ以テはがき并封裝ヲ改正ス參照ス)



ス若シ返信人發信紙ヲ除去セサルトキハ郵便局ニ於テ之ヲ除去シ  
遞送スヘシ

○第三節 官報郵送 明治十六年十二月太  
政官第三十六號布達

官報ヲ購求シ更ニ郵便ニ差出スルハ第三種郵便物ト爲シテ取扱ヒ其  
冊子ト爲シ又ハ本紙ノ重量ニ超過シタル附録ハ第四種郵便物ト爲シ  
取扱フヘシ

○第四節 官報賣捌代送納手續 明治十九年六月司  
法省訓令第八號

官報賣捌代送納手續左ノ通取扱フモノトス  
右訓令ス  
一各官廳ニ於テ購讀スル官報代價ハ仕拂切符又ハ送金手形ヲ以テ東  
京郵便局ヘ送付スルモノトス  
一各官廳ニ於テ官報購讀義務者ヨリ前納スル該代價ハ所在國庫金  
取扱所ヘ預ケ入レ其預リ證書ヲ東京郵便局ヘ送付スルモノトス  
一前項官報購讀義務者ヨリ納付スルノ順序ハ各廳ニ於テ便宜徵收ノ  
方法ヲ定ムヘシ

同上

明治七年九  
月三日九十  
號布告  
郵便爲替規  
則ヲ制定シ  
三十圓以下  
少金額ノ爲  
換方法ヲ施  
行ス  
明治七年十  
二月廿三日  
百三十五號  
布告  
八年日本帝  
國郵便規則  
及前則附貯  
金預リ規則  
ヲ定ム  
明治八年二  
九年郵  
便規則  
ヲ以テ  
改ム

○第五節 郵便爲替細則 明治十八年八月農  
商務省第貳拾號達

郵便爲替細則左ノ通相定メ明治十八年十月一日ヨリ施行候條此旨告  
示候事

郵便爲替細則

第一章 總則

第一條 郵便爲替ハ爲替差出人ヨリ拂込ミタル金員ニ對シ甲郵便局  
ニ於テ爲替證書ヲ交付シ乙郵便局ニ於テ其證書ニ對シ爲替金ヲ拂  
渡スモノトス

第二條 爲替證書ニハ差出人受取人ノ氏名ヲ記載セス其氏名宿所等  
ハ差出入ノ指示スル所ニ從ヒ甲振出局ヨリ乙拂渡局ニ報知スルモ  
ノトス

第三條 爲替金額圓位以上ノモノハ驛遞總官特ニ指定スル郵便局ニ  
於テ差出人ノ望ニ依リ電信ヲ以テ報知スルコトヲ得


第四條 爲替證書ハ驛遞局ニ於テ發行シタル式紙ニ限ルヘシ其證書  
ノ雛形左ノ如シ  
爲替證書雛形



九年 月二十日二  
 便規則 十九號布告  
 改正ス 本年三月十  
 一ヨリ一  
 六ヨリ八各  
 郵便局共郵  
 便爲換ノ取  
 扱ヲ休ム  
 明治八年十  
 二月廿二日  
 百九十七號  
 布告  
 來九年郵便  
 規則則及  
 七貯金預リ  
 規則ヲ定ム  
 明治九年七  
 月十三日內  
 務大藏省乙  
 八十四號達  
 東京府ノ外  
 各府縣下郵  
 便局ニ於テ  
 藤野商


務兩省  
 十九號  
 達ヲ以  
 テ廢止  
 ス  
 郵便爲換資  
 金欠乏ノ由  
 府縣上納金  
 ノ内ヲ以テ  
 繰替方法ヲ  
 改ム

郵便爲替證書

振出	日附	印
		
證書	番號	何號何番
拂渡	日附	印

一金何圓錢厘  
 右者拙者ヨリ相廻シ置候爲替報知書ニ照シ規則之通手  
 數ノ上御渡可有之候也  
 何國何郡何郵便局  
 氏名印  
 何國  
 何郵便局  
 爲替  
 金受  
 取人  
 記名  
 調印

郵便爲替報知書

振出	日附	印
		
證書	番號	何號何番
拂渡	日附	印

一金何圓錢厘  
 右者左ノ上部ニ記ス氏名ノ者ヨリ下部ニ記ス氏名ノ者  
 へ可差送金高コテ其金高ハ當局へ受取候ニ付即其局へ  
 宛テ爲替報知書相渡候條受取方申出候ハ、如規則手數ノ  
 上御渡可有之此段及報知候也  
 何國何郡何郵便局  
 氏名印  
 何國  
 何郵便局

第一編(行政)第十二類(通信)○郵便爲替規則



差出 宿所	人宿	受取 宿所
氏	名	名
名	所氏	所氏
	名	名

電信ニ依テ發シタル爲替ノ證書ニハ前ニ示ス表中各區書ノ外ニ

「番號」「振出局名」「電報發日」ノ三區書又再渡爲替證書ニハ「振

出局名」ノ一書ヲ備フルモノトス

第五條 爲替差出人又ハ爲替證書再渡ヲ請求スルモノハ爲替料又ハ

爲替料及手数料ヲ前納スヘシ但電信ヲ以テ爲替ヲ報知スルコトヲ

望ムトキハ別ニ電報料ヲ納ムヘシ

爲替證書再渡ヲ請求スル場合ニ在リテハ其爲替料及手数料ハ便宜

原爲替證書金額ノ内ヨリ引去リ納ムルコトヲ得

第六條 爲替差出人自ラ爲替金ヲ差出シ能ハサルトキ或ハ差出人又

ハ受取人自ラ證書再渡ヲ請求シ能ハサルトキハ代人ヲ立テ爲替願

書又ハ請求書ニ本人記名調印シ代人亦代人ノ肩書ヲナシテ記名調  
印スヘシ但別紙ニ委任文ヲ記シ記名調印シテ差出ストキハ此限ニ  
アラス

爲替受取人自ラ爲替金ヲ受取ル能ハサルトキハ代人ヲ立テ本人ニ

於テ爲替證書ノ裏面又ハ別紙ニ委任文ヲ記シ記名調印シ代人ハ爲

替證書相當ノ位置ニ代人ノ肩書ヲナシテ記名調印スヘシ

第七條 爲替ニ屬スル金銭ヲ受授スルトキハ相互目前ニ於テ之ヲ計

算スヘシ

第八條 差出人ニハ振出局ニ於テ其拂込金ニ對スル受領證書ヲ交付

スヘシ

差出人ハ其受領證書ノ相當ノ位置ニ差出人受取人ノ宿所氏名ヲ記

載シテ之ヲ保存シ後日爲替金ノ返戻又ハ證書再渡ヲ請求スルトキ

ノ證據トナスヘシ

第九條 爲替受取人又ハ差出人死亡等ノ場合ニ於テハ其相續人等ヨ

リ事實ヲ證明シ證人ヲ立テ爲替金ノ拂渡ヲ請求スルコトヲ得

第十條 爲替差出人又ハ受取人印形紛失等ノ爲メ爲替金ノ受授ニ關

スル願書證書等ニ調印シ能ハサルトキハ其旨ヲ附記シ證人ヲ立ヘ



第十一條 爲替金ノ受授ニ關シ證人トナリ事實ヲ證明シタルモノハ其受授ニ關スル願書證書等ニ記名調印シ其事由ヲ附記スヘシ

第十二條 爲替金ヲ拂渡テ請求スルモノハ郵便局吏員ノ尋問ニ對シ差出人受取人ノ宿所氏名等ヲ陳述スヘシ

又必要ノ場合ニ於テハ郵便局吏員ニ對シ該吏員ノ満足スヘキ證人ヲ立テ又ハ正當受取人タルコトヲ證明スヘキ證據物ヲ該吏員ニ展示シ若クハ之ヲ差出スヘシ

第十三條 爲替金ノ拂渡ヲ請求スルモノアルトキ左ニ掲クル事故アル場合ニ在リテハ郵便局ニ於テ拂渡停延書ヲ其請求人ニ付與シ爲替金ノ交付ヲ停延スルコアルヘシ

一 爲替證書調製上違式ノトキ若クハ其證書ニ對スル報知書未達又ハ不符合ノトキ

一 爲替資金ノ補充金未達ノトキ

第十四條 規則上爲替金ノ交付ヲ停延シタル間ハ爲替證書有効期限ノ經過ヲ中止スルモノトス

第十五條 爲替取扱時間ハ爲替ヲ取扱フ郵便局前ニ揭示スヘシ

爲替取扱休日ハ左ノ如シ

一月一日 二月三日 新年宴會

孝明天皇祭 紀元節

春季皇靈祭 神武天皇祭

秋季皇靈祭 神宮神嘗祭

天長節 新嘗祭

日曜日

第十六條 驛遞局上版ノ料紙ヲ用フヘキ願書請求書等ノ式紙ハ爲替ヲ取扱フ郵便局ニ於テ申受クヘシ

第二章 爲替振出

第十七條 爲替ヲ願出ルモノハ上版ノ願書式紙ニ式ノ如ク記載調印シ爲替料ヲ添ヘ之ヲ郵便局吏員ニ差出シ爲替證書及受領證書其爲替電信ニ依ルトキハ受取スヘシ

受領證書ノミチ受取スヘシ

其爲替願書ニハ受取人違テ生セサル豫防トシテ家號又ハ商標ノ略符等ヲ附記スルモ妨ケナシ但其爲替電信ニ依ルトキハ此限ニアラス

願書ノ書體ハ最明瞭ヲ要シ後日取調上差支ヲ生セサルヲ主トシテ差



出人受取人ノ宿所ハ其詳略ヲ斟酌シ又其氏名ハ固有ノ文字ヲ用フ  
 ヘシ且名宛ノ郵便局ハ受取人爲替金ヲ受クルコ便宜ナル郵便局ヲ  
 指定スヘシ但其爲替電信ニ依ル場合ニ在リテハ願書ニ本字ヲ以テ  
 記載シタル差出人受取人ノ宿所氏名傍ニ片假名文字ヲ附記スヘシ  
 第十八條 爲替ヲ願出ルモノアルトキハ振出局吏員ハ爲替願書ニ依  
 リ差出人ノ指定シタル郵便局ヲ宛テ爲替證書ヲ調製シ拂込金ニ對  
 スル受領證書ト共ニ之ヲ差出人ニ交付シ且爲替願書ノ諸件ヲ其名  
 宛ノ郵便局ニ報知スヘシ但電信ニ依ルトキハ其特則ニ據ルヘシ  
 第十九條 爲替願書ニハ差出人又ハ受取人二名以上連帶ノ場合ト雖  
 モ各一名ヲ記載スヘシ  
 第二十條 差出人旅行先又ハ一時寄留ノ場所ニ於テ爲替ヲ願出ルト  
 キハ爲替願書ニ本籍住所ヲ記載シ尙其宿所ヲ附記スヘシ  
 第二十一條 差出人ハ受取人ニ於テ拂渡局吏員ノ尋問ニ對シ爲替報  
 知書ニ記載アル諸件ヲ陳述シ得ル爲メ爲替願書ニ書入レタル諸件  
 ヲ受取人ニ通知スヘシ其爲替電信ニ依ルトキハ但詐偽ヲ避クル豫  
 防ノ爲メ此通知ハ爲替證書ヲ遞送スル信書ト成ルヘシ同時ニナス  
 ヘカラス

第二十二條 代人ヲ以テ爲替ヲ願出ルトモ爲替報知書ニ其氏名ヲ記  
 入セサルヲ以テ一般ノ例トス但其氏名ヲ報知スルコトヲ望ムモノ  
 爲替願書ニ其旨ヲ附記シタル場合ハ此限ニアラス  
 第二十三條 差出人爲替證書ヲ受取リタル後差出人受取人氏名宿所  
 等ノ認メ方相違シタル事アルトキハ其振出局ニ訂正願書ヲ差出ス  
 ヘシ但電信ニ依リ爲替ヲ報知シタル場合ニ在リテハ相當ノ電報料  
 ヲ納ムヘシ  
 第二十四條 差出人爲替金ノ返戻ヲ要スルトキハ前ニ受取シタル拂  
 込金受領證書ヲ振出局ニ返納シ爲替金ヲ受取ルヘシ但受領證書紛  
 失ノ場合ニ於テハ其爲替金高番號及振出月日等ヲ記載シタル爲替  
 金返戻願書ヲ差出スヘシ  
 第三章 爲替拂渡  
 第二十五條 爲替證書ノ金額ハ差出人ノ指定セル拂渡局ニ於テ其振  
 出局ノ爲替報知書ニ照ラシ受取人ヲ尋問シタル後拂渡スモノトス  
 第二十六條 爲換證書ノ金高番號又ハ受取人ノ答辨等爲替報知書ニ  
 符合セサルカ又ハ報知書未達等ノ事故アルトキハ拂渡局ニ於テ受  
 取人ニ拂渡停延書ヲ交付シ其ノ事故ヲ振出局ニ問合スヘシ



受取人ハ停延書ノ滿期ニ至リテ更ニ爲替金ノ拂渡ヲ申出テ尙ホ規則ノ通手數ノ上爲替金ヲ受取ルヘシ

第二十七條 若シ前條ノ場合ニ於テ振出局ヨリ回付セル更訂報知書ノ金額證書ノ金額ニ過不及アリテ證書金額ノ誤ナルヲ判明シタルハ其受取人ハ證書裏面ニ現實受取ルヘキ金額及其事故ヲ記載記名調印シ其金ヲ受取ルコトヲ得

第四章 爲替證書再渡

第二十八條 爲替證書再渡ヲ要スルトキハ次ニ掲クル第二十九條乃至第三十一條ニ從ヒ爲替差出人若クハ受取人ハ上版ノ請求書式紙ニ式ノ如ク記載調印シ爲替ヲ取扱フ郵便局ヲ經由シ驛遞局ニ請求スヘシ

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ爲替差出人ヨリ證書再渡ヲ請求スヘシ但拂込金受領證書ヲ返納スヘシ

- 一 爲替證書紛失シタルトキ又ハ汚斑毀損シテ金高番號印章等必要ノ部分不判明ニナリタルトキ
- 一 爲替證書ニ示ス振出局ニテ爲替金ノ返戻ヲ受クルコト不便ノ爲メ他局ニ於テ返戻ヲ受ルコトヲ要スルトキ

第三十條 左ノ場合ニ於テハ爲替受取人ヨリ證書再渡ヲ請求スヘシ  
一 爲替證書ニ示ス拂渡局ニテ爲替金ヲ受取ルコト不便ノ爲メ拂渡局ノ變更ヲ要スルトキ

第三十一條 左ノ場合ニ於テハ爲替差出人又ハ受取人ヨリ證書再渡ヲ請求スヘシ但差出人ヨリ請求スルトキハ拂込金受領證書ヲ返納スヘシ  
一 爲替證書有効期限ヲ失ヒタルトキ

第五章 電信ニ依ル爲替ノ特別

第三十二條 電信ニ依テ爲替ヲ發スルトキハ振出局ニ於テ差出人ノ拂込金ニ對シ受領證書ヲ交付シ爲替願書ニ差出人ノ指定シタル郵便局ニ願書ノ諸件ヲ電報スヘシ

第三十三條 拂渡局ハ電信報知ニ由リ爲替證書ヲ調製シ爲替ノ諸件ヲ其受取人ニ通報スヘシ  
受取人ハ拂渡局ノ通報ニ依リ其通知書ヲ拂渡局吏員ニ差出シ爲替證書ヲ受取ルヘシ

第三十四條 前條ノ通知ヲ發シタル日ヨリ七日以内ニ爲替證書ノ渡方ヲ請求セサルトキハ拂渡局ヨリ更ニ受取人ニ通報スヘシ



其通報ノ日ヨリ尙七日以内ニ證書渡方ヲ請求セサルトキハ振出局  
ヲ經テ之ヲ其差出人ニ交付スヘシ

第三十五條 拂渡局ヨリ前條ノ證書到達シタルトキハ振出局ニ於テ  
其旨ヲ差出人ニ通報スヘシ

第三十六條 前二條ノ順序ヲ經タル後ハ再渡電報ニ依リテ其爲替金  
ヲ受授スルコトヲ得ス故ニ差出人證書ヲ受取リタル後尙其爲替金  
ヲ受取人ノ受取ルコトヲ望ムトキハ其證書ヲ受取人ニ廻送スヘシ  
若シ其爲換金ノ返戻ヲ要スルトキハ差出人ニ於テ第二章第二十四  
條ノ手續ヲナスヘシ

第六節

萬國郵便聯合條約

明治十二年三月太  
政官第十一號布告

明治十年(六月)第四十五號布告萬國郵便聯合條約之儀同十一年六月  
佛國巴黎斯府ノ郵便大會議ニ於テ別冊ノ通改正決議相成候條當十二  
年四月一日ヨリ實施可致此旨布告候事

日耳曼 亞然的音共和國 澳地利 洪島利 白耳義 伯西兒 丁  
抹 及同諸殖民地 埃及 西班牙 及同諸殖民地 北亞米利  
加合衆國 佛朗西 及同諸殖民地 大不烈顛 及同諸殖民地

明治八年九  
月八日百三  
十九號布告  
八年郵便規  
則第百三十  
三條外國郵  
便稅表ヲ改  
正ス

英領印度 加那太 希臘 伊太利 日本 歷山堡 墨西哥  
滿得涅各羅 那威 和蘭 及同諸殖民地 白露 波斯 葡萄牙  
及同諸殖民地 羅馬尼亞 魯西亞 塞爾維 薩瓦多 瑞典  
瑞 西 土耳其 ノ間ニ締結セル萬國郵便聯合條約

氏名ヲ冊後ニ連署セル前掲各國政府ノ全權委員ハ一千八百七十四年  
十月第九日伯爾尼ニ於テ締結セシ萬國郵便聯合創立條約第十八條ニ  
憑據シ茲ニ巴黎斯ノ大會議ニ會集シテ協議ヲ爲シ更ニ各國君主ノ批  
准ヲ受クヘキモノトシテ左ノ如ク此條約ヲ改正ス

第一條 此條約ヲ締結スル諸國並今後之レニ加盟スル諸國ハ各々其  
郵便局ノ間ニ互ニ郵便物ヲ交換スル爲メ萬國郵便聯合ノ名稱ヲ以  
テ單一ノ郵便邦疆ヲ成ス

第二條 此條約ノ條件ニ照準スヘキモノハ聯合中ノ甲國ヨリ發シ聯  
合中ノ乙國ニ宛タル信書、端書、各種ノ印刷物、商務上書類及ヒ商  
品ノ見本トス又聯合中ノ諸國ト聯合外ノ諸國トノ間ニ前記ノ郵便  
物ヲ郵送交換スルニ當リテ二箇以上ノ聯合國ヲ經テ之ヲ遞送スル  
トキハ其聯合疆内ノ遞送ニ就テハ同様此條約ニ從フヘキモノトス



第三條 境界相接スル國或ハ(境界相隔タルト雖モ)互ニ他局ノ媒介ヲ借ラスシテ直ニ郵便物ヲ交換シ得ヘキ國ノ驛遞局ハ協議ノ上其(相接スル)境界ヲ互ニ通過シ或ハ甲國ノ境界ヨリ(相隔タリタル)乙國ノ境界迄各自ノ郵便物ノ遞送ニ關スル約束ヲ取極ムベシ兩國ノ間ニ其一國ニ屬スル郵船ヲ以テ直チ海運ヲ爲ストキハ別段ノ約定アルモノヲ除クノ外媒介ノ運搬ト見做シ此海運ヲ以テ遞送スルモノ並ニ甲國ニ在ル兩郵便局ノ間ニ於テ乙國ノ管スル海運若シハ陸送ノ媒介ヲ以テ遞送スルモノハ共ニ左條ニ照シ處理スヘキモノトス

第四條 聯合邦疆内ニ於テハ互ニ繼越遞送ノ自由ヲ保護シ之ヲ妨害スルコトナシ故ニ聯合ノ諸驛遞局ハ貿易ノ模様ト郵便事務ノ都合トニ依リ閉塞或ハ閉塞ヲ以テ一局若シハ數局ノ媒介ニ依リ互ニ其郵便物ヲ差立ルヲ得ヘシ聯合中ノ兩驛遞局ノ間ニ聯合中ナル他ノ一局或ハ數局ノ運搬ニ依リ開塞若シハ閉塞ヲテ交換スル郵便物ハ其郵便物ノ通過スル諸國或ハ其運搬ヲ爲ス諸國へ各々左ノ繼越遞送賃ヲ拂フヘシ

- 第一 陸地ハ信書或ハ端書一「キログラム」ニ付二「フランク」其他ノ物品一「キログラム」ニ付二十五「サンチーム」
- 第二 海路ハ信書或ハ端書一「キログラム」ニ付十五「フランク」其他ノ物品ハ一「キログラム」ニ付一「フランク」  
但シ左ニ掲クルモノハ此限ニアラス
- 第一 現今已ニ運送賃ヲ收メヌ或ハ更ニ低下ノ約束ヲ行フモノハ左ノ第三項ニ記載スル場合ヲ除クノ外從前ノ通タルヘシ
- 第二 從前ノ信書或ハ端書一「キログラム」ニ付六「フランク」五「サンチーム」ノ運送賃ヲ收メタルモノハ今後五「フランク」ニ減スヘシ
- 第三 三百海里以下ノ海運ヲ以テ運送スル郵便物ハ其海運ヲ管スル驛遞局已ニ陸地運送ノ部ニ於テ其郵便物ニ就キ運賃ヲ收メタルトキハ復其海運賃ヲ收メサルヘシ若シ然ラスシテ陸運賃ヲ收メサルトキハ信書或ハ端書一「キログラム」ニ付二「フランク」其他ノ物品一「キログラム」ニ付二十五「サンチーム」ヲ收ムヘシ
- 第四 二國以上ノ驛遞局ニテ海運ヲ爲ストキハ其全路ノ運送賃



ハ信書或ハ端書「キログラム」ニ付十五「フランク」其他ノ物  
品「キログラム」ニ付「フランク」ヲ過クヘカラス而シテ斯  
ノ如キ場合ニ於テハ其運送ノ距離ニ應ジテ各局ノ間ニ其運送  
賃ヲ分割スヘシ尤モ其關係スル諸局ノ間ニ特殊ノ約定アルモ  
ノハ此限ニアラス

第五 本條記載ノ運送賃ハ聯合外ノ驛遞局ニ係ル運搬ト聯合内  
ト雖モ一局ニ於テ他ノ一局若クハ數局ノ都合ノ爲メ或ハ其依  
賴ニヨリ特ニ開設若クハ維持スル特種ノ運搬トニハ之ヲ施行  
スヘカラス此兩種ノ運搬ニ就テハ其關係スル諸局ノ間ニ於テ  
隨意約定スルヲ得

繼越運送賃ハ其郵便物ヲ發出スル國ノ驛遞局ヨリ之ヲ拂フヘシ  
此運送賃ノ總勘定ハ二ヶ年毎ニ之ヲ爲ス即チ第十四條ニ約スル細  
目規則ヲ以テ定ムル所ノ或一ヶ月ノ中ニ於テ調査シタル計算ニ基  
キテ之ヲ爲スヘシ

各驛遞局ノ間互ニ往復スル郵便物再達又ハ誤達ノ郵便物沒書到達  
證郵便爲替同報知書其他凡テ郵便事務ニ關スル書類ハ海陸トモ繼  
越運送賃ヲ拂フヲ要セス

第五條 聯合邦疆内郵便物運送ノ稅ハ從前配達ノ設アル聯合國又ハ  
後來配達ヲ開ヘキ聯合國ニ於テモ之レヲ開ラキタルモ其名宛人  
ノ宿所ヘ届達スル迄ヲ込メ左ノ如ク相定ムヘシ

第一 信書ハ一通毎ニ十五「グラム」或ハ十五「グラム」ノ分數ニ付  
前拂ノ節ハ二十五「サンチム」前拂ナキ節ハ其二倍トス

第二 端書ハ一枚ニ付「サンチム」トス

第三 各種ノ印刷物商務上ノ書類及ヒ商品ノ見本ハ一ノ名宛アル  
一箇若クハ一包毎ニ五十「グラム」或ハ五十「グラム」ノ分數ニ付  
五「サンチム」トス但シ此ノ如キ物品若クハ包物ハ決シテ信書  
若クハ信書ノ性質ヲ具フル者タルヘカラス且容易ク検査シ易キ  
様ニ爲シ置クヘシ

商務上ノ書類ハ一箇ニ付其郵稅二十五「サンチム」ヨリ少ナカル  
ヘカラス又商品ノ見本ハ一箇ニ付其郵稅十「サンチム」ヨリ少ナ  
カルヘカラス

前諸節ニ定ムル郵稅及ヒ最少稅額ノ外左ノ増稅ヲ收ムルコトヲ得  
ヘシ

第一 信書或ハ端書「キログラム」ニ付十五「フランク」其他ノ物



品一「キログラム」付一「フランク」ノ海運賃ヲ拂フヘキ郵便物  
 ハ信書一通分ニ付二十五「サンチーム」端書一枚ニ付五「サンチ  
 ーム」其他ノ物品ハ五十「グラム」若シハ五十「グラム」ノ分數  
 毎ニ五「サンチーム」ニ過キサル増稅ヲ收ムルヲ得又一時便宜ノ  
 爲メ一「キログラム」ニ付五「フランク」ノ海運賃ヲ拂フヘキ信書  
 ハ一通分ニ付十「サンチーム」迄ノ増稅ヲ收ムルヲ得ヘシ

第二 聯合外ノ驛遞局ノ運搬或ハ聯合中ト雖モ特種ノ運搬（之カ  
 爲メニ特ニ費用ヲ生スル）ニ屬スル各郵便物ハ此費額ニ準ジテ  
 増稅ヲ收ムルヲ得ヘシ

前拂不足ノ節ハ郵便物ノ種類ニ拘ハラズ都テ受取人ヨリ其不足金  
 額ノ二倍ヲ收ムヘシ

左ノ郵便物ハ遞送セス

第一 信書ヲ除クノ外少クモ其郵稅ノ一部分ヲ前拂セサルモノ或  
 ハ上（第二各種ノ印刷物商務上云々ヲ指ス）ニ記載シタル低稅遞  
 送ノ爲メニ必要ノ規定ヲ犯セルモノ

第二 他ノ郵便物ヲ汚穢シ若クハ損害スヘキ性質ノモノ

第三 市價有スル商品見本（即チ見本品ヲ直チニ賣買シ得ベキ

モノ）及重量二百五十「グラム」長サ二十「サンチメートル」幅十  
 「サンチメートル」厚五「サンチメートル」ヨリ過大ナル商品見本

第四 重量三「キログラム」ニ過キサル商務上ノ書類及ヒ各種ノ印  
 刷物

第六條 第五條ニ記載シタル郵便物ハ書留トシテ遞送スルヲ得ヘシ

書留郵便物ハ差出人ヨリ左ノ如ク便稅ヲ拂ハシムヘシ

第一 其郵便物ノ品質ニ依リ通常前拂ノ稅額

第二 書留手數料ハ其差出人ヘ交付スル受取證マテテ送テ歐羅巴  
 各國ニ於テハ二十五「サンチーム」其他ノ國ニ於テハ五十「サン  
 チーム」ニ過クヘカラズ

書留郵便物ノ差出人ハ其郵便物ノ到達證ヲ求ルヲ得ヘシ但シ其  
 手數料トシテ二十五「サンチーム」ニ過ギサル金額ヲ前拂スヘシ

書留郵便物ノ紛失セシ時ハ天災ニ罹ルモノヲ除クノ外其受取人之  
 ヲ紛失シタル驛遞局即チ其踪跡ヲ失シタル海運若クハ陸運ノ驛遞  
 局ヨリ其差出人或ハ差出人ノ望ニヨリ其受取人ヘ五十「フランク」  
 ノ償金ヲ拂フヘシ歐羅巴各國ノ外其國ノ法制ニ依リ現ニ辨償ノ責  
 任セサル國ニ於テハ其法制ヲ改定スル迄一時便宜ノ爲メニ前節



ノ實施ヲ延期スルコトヲ得ヘシ尤其施行ノ日迄ハ他ノ聯合國ノ驛遞局ニ於テモ亦其遞送中右ノ國へ宛或ハ右ノ國ヨリ發シタル書留郵便物紛失ノ節ハ其償金ヲ拂フヲ要セス

兩驛遞局ノ間何レノ遞送中ニ紛失シタルヤヲ確定スルコト能ハサルモ其郵便物ヲ交換スル兩局ヨリ半額ツ、之ヲ出金スヘシ此償金ハ成ルベク遲滞ナク之ヲ拂フヘシ遲クモ其請求ヲ爲シタル日ヨリ一ケ年ヲ過クヘカラス

償金ハ其書留郵便物ヲ差出シタル日ヨリ一ケ年以内ニアラサレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第七條 「フランク」ニテ以テ貨幣ノ元位トセサル聯合ノ諸國ハ各々其國ノ貨幣ヲ以テ第五條及第六條ニ定ムル割合ニ從ヒ稅額ヲ定ムヘシ而シテ其端數ハ第十四條ニ記載スル細目規則ニ附シタル表ニ從フテ全數ニ引上クルヲ得ヘシ

第八條 郵便物ノ種類ニ拘ハラズ郵稅ノ前拂ハ必ス其發出ノ國ニ於テ通用スル郵便切手ヲ以テスヘシ

郵便事務ニ就テ驛遞局ノ間互ニ交換スル官用信書ニ限り無稅遞送スヘシ

第九條 第五條第六條第七條及第八條ニ從ヒ領受シタル金額ハ各局ニ於テ全ク其所得トスヘシ故ニ之カ爲メニ聯合各局ノ間ニハ何等ノ計算ヲ爲スヲ要セス

信書及ヒ其他ノ郵便物トモ差出地若クハ名宛地ニ於テ差出人或ハ名宛人ヨリ右諸條ニ記載スルモノヲ除クノ外他ノ郵稅若クハ手數料ヲ取り立ツヘカラス

第十條 聯合内ニ於テ郵便物ヲ再達スルコトアルトモ之カ爲メニ別ニ增稅ヲ取立ツヘカラス

第十一條 左ニ記載ノモノハ郵便ヲ以テ遞送スルヲ許サス

第一 金銀地金貨幣寶玉其他高價ノ物品ヲ封入スル信書或ハ包物

第二 海關稅ヲ課スヘキ物品ヲ封入セル各種ノ郵便物

此禁ヲ犯シタル郵便物ヲ聯合中ノ甲局ヨリ聯合中ノ乙局へ遞送スル時ハ乙局ニ於テハ其國ノ法律若クハ其内地ノ郵便規則ニ定ムル方法ト手續トニヨリ之ヲ處分スヘシ

聯合各國ノ政府ハ低稅遞送ノ郵便物中其發行或ハ流布其國ノ法律ト相觸ル、者及ヒ布令若クハ布達ヲ以テ禁シタル文章字句ヲ明記セル各種ノ郵便物ヲ其領内ヲ經テ遞送若クハ配達セサルノ權ヲ有



第十三條 聯合外ノ諸國ト關係ヲ有スル聯合ノ驛遞局ハ他ノ聯合諸局ヲ以テ此聯合外ノ諸國ト郵便物ヲ交換スル爲メニ此關係ノ利益ヲ受ケシムヘシ

聯合中ノ一國ト聯合外ノ一國トノ間ニ他ノ聯合國ノ媒介ニ依リ開囊ヲ以テ交換スル郵便物ハ其聯合外ノ遞送ニ就テハ其媒介ノ國ト其聯合外ノ國トノ間ノ郵便事務ヲ修整スル別段ノ條約或ハ約束ニ從ヒテ處理スヘシ

此ノ種ノ郵便物ヨリ取立ツヘキ郵税ハ左ノ二種トス即チ  
第一 第五第六及第七條ニ定ムル聯合内ノ定税  
第二 聯合疆外ヲ遞送スル爲メニ收ムル郵税  
此二種ノ中第一項ノモノハ左ノ如ク之ヲ分ツヘシ

一 聯合内ヲ發シ聯合外ノ國ヘ宛タル郵便物ハ前拂ヒノモノハ差出局ヘ先拂ヒノモノハ交換局ヘ收ムヘシ  
二 聯合外ノ國ヲ發シ聯合内ヘ宛タル郵便物ハ前拂ヒノモノハ交換局先拂ヒノモノハ到達局ヘ收ムヘシ  
第二項ノモノハ出入共ニ交換局ヘ拂入ルヘシ

聯合外ノ國ヲ發シ或ハ聯合外ノ國ヘ宛タル郵便物ノ聯合内ノ繼越運送賃ハ其聯合外ノ國ト關係ヲ有スル聯合國ヨリ發シ或ハ其國ヘ宛タル郵便物ト同様タルヘシ(信書ノ如キ郵税先拂ヲ爲シ得ヘキモノハ聯合外ノ國ト關係ヲ有スル聯合國ヲ以テ到達國ト看做ス)但シ其郵便物ノ内全部或ハ一部ノ前拂ヲ必要ト爲スモノアルトキハ其例外ニシテ右ノ聯合國ハ第四條ニ定ムル陸地ノ運送賃ヲ受クルノ權アルヘシ  
聯合ノ疆外ヲ遞送スル爲メニ收ムル郵税ノ總勘定ハ第四條ニ從ヒ聯合内ノ運送賃ヲ算スルト同時ニ調算シタル者ニ基キテ之ヲ爲スヘシ  
聯合中ノ一國ト聯合外ノ一國トノ間ニ他ノ聯合國ノ媒介ニ依リ開囊ヲ以テ交換スル郵便物ノ運送賃ハ左ノ如シ  
聯合ノ疆内ハ第四條ニ定ムル金額ヲ拂フヘシ  
聯合ノ疆外ハ其關係スル驛遞局ノ間ニ之カ爲メニ取結ヒタル或ハ取結フヘキ特別ノ約定ニヨルヘシ  
第十三條 價額公記書狀及ヒ郵便爲替ノ交換ハ聯合中ノ數國ノ間ニ特別ノ約定ヲ以テ之ヲ定ムヘシ  
第十四條 此聯合内諸國ノ驛遞局ハ協議ノ上必要ナル手續細目ヲ按



シ實施必要ノ規則ヲ定ムルヲ得  
 且右諸國ノ驛遞局ハ聯合一般ニ關セサル事項ニ就テハ相互ニ必要  
 ノ約定ヲ取結フコトヲ得ヘシ但シ其約定ハ此條約ニ牴觸セサルヲ  
 要ス然レトモ相互ノ協議ニ依リ三十「キロメートル」以内ノ地ニ於  
 テ更ニ郵稅ヲ減シ或ハ信書別配達ノ約束ヲ爲シ或ハ返答稅拂濟ノ  
 端書、交換ノ約束ヲ爲スコトヲ得ヘシ此場合ニ於テ其返答稅拂濟  
 ノ端書ヲ差出地へ還送スルトキハ繼越運送賃ヲ拂フヲ要セサルコ  
 ト第四條ノ末節ニ同シ  
 第十五條 此條約ノ諸條ニ於テ明記セルモノヲ除クノ外此條約ハ各  
 國內地ノ郵便成規ト相關係スルコトナシ  
 又此條約ハ郵便事務ヲシテ更ニ改良セシムルノ目的ヲ以テ締盟各  
 國ノ間ニ他ノ條約ヲ締結若クハ保續シ或ハ更ニ親密ノ聯合ヲ開設  
 若クハ保續スルノ自由ヲ束縛スルコトナシ  
 第十六條 萬國郵便聯合總管理局ノ名義ヲ以テ一箇ノ中央局ヲ置キ瑞  
 西驛遞局ヲシテ之ヲ監理セシムルコト故ノ如シ其費用ハ聯合各驛  
 遞局ヨリ之ヲ給スヘシ  
 總管理局ノ主務ハ萬國郵便事務ニ關スル各般ノ報知ヲ集メテ之ヲ印

刷頒賦シ若シ兩國ノ間ニ異議ヲ生スル時ハ雙方ノ請求ニ應ジテ其  
 意見ヲ附シ又大會議ニ於テ決シタル條目ヲ變更セシト建議スルモ  
 ノアル時ハ之ヲ報知シ又其決局ノ變更ヲ公告シ且聯合ノ利害ニ關  
 スル各般ノ問題ヲ考察シ其宜ニ隨テ之ヲ裁理スルニ在リ  
 第十七條 此條約ノ意味ヲ解說スルニ於テ聯合ノ二局以上ノ間ニ異  
 見ヲ生スルトキハ中裁ニ依テ之ヲ裁決スヘシ故ニ異見ヲ生シタル  
 各局ニ此事件ニツキ直接ノ關係ナキ他ノ聯合局ヲ推撰シテ其中裁  
 トナスヘシ  
 此裁決決定ハ中裁ノ裁判員過半多數ヲ以テ之ヲ定ムヘシ  
 若シ其多數ヲ得サルトキハ此中裁ノ裁判總員ヨリ此事件ニ關係ナ  
 キ他ノ一局ヲ推撰シ更ニ其裁決ヲ爲サシムヘシ  
 第十八條 此條約ニ加盟セサル諸國ハ今後其請願ニ依リ之ニ加盟ス  
 ルコトヲ許スヘシ  
 此加盟ヲ爲サントスルトキハ在留公使ヲ經テ瑞西聯邦政府へ通知  
 シ瑞西聯邦政府ヨリ之ヲ聯合各國ニ通知スヘシ  
 此聯合ニ加盟ノ上ハ此條約ニ定ムル諸節目ヲ遵奉シ且其利益ヲ享  
 受スヘキハ勿論タルヘシ瑞西聯邦政府ハ其國ノ政府ト協議ノ上其



國ノ驛遞局ヨリ出金スヘキ聯合總理局ノ經費ヲ定メ且場合ニ依リ  
 第七條ニ從ヒ右驛遞局ニ於テ收ムヘキ郵稅ヲ定ムヘシ  
 第十九條 聯合諸國ノ政府若クハ驛遞局ノ内全數ノ三分ノ三以上ヨ  
 リ會議ノ開設ヲ請促シ或ハ之ヲ贊成スル時ハ其事項ノ輕重ニ從ヒ  
 各國全權委員ノ大會議若クハ單ニ驛遞局員ノ小會議ヲ開クヘシ  
 然レモ通常ニ於テ此大會議ハ少クトモ五年目毎ニ必ス之ヲ開クヘ  
 各國一名若クハ數名ノ委員ヲ出シ或ハ他國ノ委員ヲシテ代理セシ  
 ムルモ妨クナシ然レモ一國ノ委員ハ(自國ヲ併セテ)二國以上ノ委  
 員タルコトヲ得ス  
 會議ニ於テ投決ノ權ハ各國各一トス  
 各大會議ニ於テ豫メ其次會ノ地ヲ定ムヘシ  
 小會議ハ聯合總理局ノ發言ニ依テ其會合ノ地ヲ定ムヘシ  
 第二十條 聯合各國ノ驛遞局ハ大會議ヲ開カサルノ時ニ於テモ聯合  
 總理局ヲ經テ他ノ各締盟局ヘ聯合ノ成規ニ關スル發議ヲ爲スノ權  
 ヲ有ス然レモ之ヲ實行スルカ爲メニハ左ノ同意ヲ要スヘシ  
 第一 前ニ記載シタル第二條第三條第四條第五條第六條及ヒ第九

條ノ約束ヲ變更セントスルトキハ全聯合諸國ノ同意ヲ要ス  
 第二 此條約中右第二條第三條第四條第五條第六條及ヒ第九條ノ  
 外他ノ約束ヲ變更セントスル時ハ聯合諸國中三分ノ二以上ノ同  
 意ヲ要ス  
 第三 前ニ記載シタル第十七條ニ記載スル場合ノ外此條約ノ解說  
 ニ係ルトキハ單ニ過半多數ノ同意ヲ要ス  
 此決議ハ第一第二兩項ノ場合ニ於テハ申告狀ヲ以テ之ヲ確認スヘ  
 シ  
 此申告狀ハ瑞西聯邦ノ政府ニ於テ調成シ締盟各國ノ政府ニ送付ス  
 ルモノトス第三項ノ場合ニ於テハ單ニ聯合總理局ヨリ聯合各驛遞  
 局ニ之ヲ通知スヘシ  
 第二十一條 第十六條第十九條及ヒ第二十條ヲ實施スルニ當リ左ノ  
 諸國ノ事宜ニ依リ各一國或ハ一局ト看做スヘシ  
 第一 英領印度  
 第二 加那太領  
 第三 丁抹諸殖民地  
 第四 西班牙諸殖民地



第五 佛朗西諸殖民地

第六 和蘭諸殖民地

第七 葡萄牙諸殖民地

第二十二條 此條約ハ一千八百七十九年四月一日ヨリ實施シ永久無期ニ其効チ有スヘシ然レモ締盟各國ハ其政府ヨリ瑞西聯邦政府ヘ一ヶ年前ニ報知スルキハ聯合チ離ル、ノ權チ有ス

第二十三條 從前各國或ハ各局ノ間ニ於テ取結ヒタル條約ノ内第十五條ニ於テ保存シタル約定チ除クノ外此條約ノ節目ニ牴觸スルモノハ凡テ此條約施行ノ日ヨリ廢止タルヘシ

此條約ハ成ヘク速ニ各國君主ノ批准チ受クヘシ而シテ此批准ハ巴黎ニ於テ互ニ交換スヘシ

此條約ヲ確證セン爲メ前掲各國政府ノ全權委員ハ明治十一年(千八百七十八年)六月一日巴黎ニ於テ此條約ニ姓名チ連署スルモノナリ

日本

日耳曼

鯨島荷信

サミウル、エム、ブリナアン

ドクトル、ステファン

ガクシ

亞然的音共和國

澳地利

洪葛利

白耳義

白西兒

丁抹及同諸殖民地

埃及

西班牙及同諸殖民地

北亞米利加合衆國

佛朗西

佛朗西諸殖民地

大不列顛及同諸殖民地

英領印度

カルロス、ガルダ

デューズ

デルグエト

シエー、ヴァンシヤン

エフ、ギーフ

シヒコムト、ディタジャ

シウ

エ、カイヤルド

シクリ、リウエザダ、シヒラミール

エミリチ、シー、ド、ナダハスケー

シエームス、エッチ、タイナー

シヨージェフ、エッチ、ブラックファン

レオン、セー

アド、コシウリ

ア、ベスコエー

エ、ロアー

エフ、オー、アダムス

ドヴリウ、シエー、ペーシ

エ、マツクレアン

フレトリック、アールホッグ



加那太  
 エフ、オー、アダムス  
 トブリウ、シエーペーシ  
 エ、マツクレアン

希臘  
 エン、ビー、デリヤンコー  
 エ、マンツラス

伊太利  
 シー、ビー、ダンテシオ  
 ヴヒー、ド、ローブ

歷山堡  
 シー、パレツダ

墨西哥  
 デユース

滿得涅各羅  
 ナヤーレス、ヘフチー

那威  
 ホーフス、テット

和蘭及同諸殖民地  
 パロン、スウイールツ、ド、ランダ  
 ス、ゾイポール

白露  
 シッアン、エムドゴヅエチチ

波斯  
 シ、ア、ド、パロース

葡萄牙及同諸殖民地  
 シー、エフ、ロベスコ

羅馬尼亞  
 パロン、ゾギルホ

魯西亞  
 シヨーシ、ボツゲンポール

塞爾維  
 ムラデン、エフ、ラドイコヅイッチ

薩瓦多  
 シエー、エム、トールニス、カイセド

瑞典  
 ダブリユー、ルース

瑞西  
 ドクトル、ケアン

土耳其  
 エド、ホアン

ベトロス、クユンムシヤン

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本國  
 皇帝御名此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

明治十一年(千八百七十八年)六月一日巴黎府ニ於テ萬國郵便聯合條  
 約締盟ノ舉アルニ際シ善長適宜ナル朕カ特別ノ全權ヲ有セル委員及  
 ヒ同盟各國ヨリモ同一ナル特別ノ全權ヲ有セル委員ヲ以テ日本及同  
 盟各國ノ間ニ取結シ約書ヲ朕親ラ閱覽點檢セシニ能ク朕ガ意ニ適ス  
 故ニ之ニ批准シ其例規約文ノ如ク日本國ニ於テ履行遵守セシム可キ  
 旨ヲ茲ニ確約ス

神武天皇即位紀元二千五百三十八年明治十一年十二月五日東京宮中  
 ニ於テ親ラ名ヲ記シ國璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

奉勅 外務卿



○第七節 萬國郵便聯合條約改正

明治十九年二月  
內閣第二號布告

明治十二年三月拾壹號布告萬國郵便聯合條約ノ儀同十八年三月葡萄牙國里斯本府郵便大會議ニ於テ別冊改正議決ノ通本年四月一日ヨリ施行ス

奉 勅

(別冊)

萬國郵便聯合

千八百七十八年六月一日日耳曼、亞米利加合衆國、亞然的音共和國、澳地利、洪噶利、白耳義、ボリウヰア、バルカリア、智利、コロムビア合衆國、コスタリカ共和國、丁抹及其殖民地、ドミニカ共和國、埃及、エゴエドル、西班牙及其殖民地、佛蘭西及其殖民地、大不列顛及其諸殖民地、加那太、英領印度、希臘、ガテマラ、ハイチ共和國、布哇王國、ホンチユラス共和國、伊太利、日本、ライベリヤ共和國、歷山堡、墨西哥、滿得涅各維、コカラゴア、パラグワイ、和蘭及其殖民地、白露、波斯、葡萄牙及其殖民地、羅馬尼亞、露西亞、薩瓦多、塞爾維、暹羅王國、瑞典那威、瑞西、土耳其、ウルグワ

イ及ゾエチズエラ合衆國ノ間ニ締結シタル條約ノ里斯本府追加書

下ニ記名セル前掲諸國政府ノ全權委員ハ千八百七十八年六月一日巴里ニ於テ締結シタル條約第十九條ニ據リ爰ニ大會議ヲ里斯本府ニ開キ互ニ協議ヲ遂ケ更ニ批准ヲ要スヘキモノトシテ左ノ追加書ヲ議決ス

第一條

千八百七十八年六月一日ノ條約左ノ通修正ス

一

第二條左ノ通改正ス

第二條

此條約ノ條件ニ照準スヘキモノハ聯合中ノ甲國ヨリ發シ聯合中ノ乙國ニ宛タル信書、端書、往復端書、各種ノ印刷物、商務上ノ書類及商品ノ見本トス又聯合中ノ諸國ト聯合外ノ諸國トノ間ニ前記ノ郵便物ヲ郵送交換スルニ當リテハ二个以上ノ聯合國ヲ經テ之ヲ遞送スルトキ其聯合疆内ノ遞送ニ就テハ同條此條約ニ從フヘキモノトス



締約諸國ハ必スシモ往復端書ヲ發行スルヲ要セスト雖トモ聯合中ノ一國ヨリ該端書ヲ受領スルトキハ其返信ノ部ヲ還送スヘキモノトス

二

第四條左ノ通修正ス

第八項左ノ通改正ス

第二 現時海路繼越運送賃ヲ信書或ハ端書一「キログラム」ニ

付五「フラン」其他ノ物品一「キログラム」ニ付五十「サン

チーム」ト定メタル國々ニ於テハ今後モ此割合ヲ改メサル

ヘシ

第十三項左ノ通修正ス

此運送賃ノ總勘定ハ三ヶ年毎ニ調査シタル計算書ニ基キ第十

四條ニ記セル細目規則中ニ定ムヘキ處ノ二十八日ノ期限内ニ

於テ之ヲ爲スヘシ

第十四項左ノ通改正ス

各驛遞局ノ間互ニ往復スル書信、差立國へ向ケ還送スル返信

端書、再達又ハ誤達ノ郵便物、没書、受領證、郵便爲替或ハ其振

出シ報知書其他都テ郵便事務ニ關スル書類ハ海陸トモ繼越運送賃ヲ拂フヲ要セス

三

第五條左ノ通修正ス

第三項左ノ通改正ス

第二 端書ハ通常(一枚)端書或ハ往復端書ノ各片ニ付十「サ

ンチーム」トス

第七項ノ末文「又一時便宜ノ爲メ」云々ノ一段ヲ削除ス

第十四項左ノ通改正ス

第四 重量ニ「キログラム」ニ過キ若クハ一面ノ寸尺四十五

「センチメートル」ニ過キタル商務上ノ書類及各種印刷物

四

第五條ト第六條トノ間ニ左ノ一條ヲ追加ス

第五條(乙)

郵便物ノ差出人ハ其郵便物未タ名宛人ニ配達セラレサル間ハ之

ヲ取戻シ又ハ其名宛ヲ變更スルコトヲ得

右取戻又ハ名宛變更ノ請求ハ差出人ノ自辨ニテ郵便又ハ電信ヲ



以テ之ヲ送達ス即チ差出人ハ左ノ賃銀ヲ拂フヘシ

第一 郵便ヲ以テ右請求ヲ送ルトキハ一回ニ付信書一通ノ書留郵便税

第二 電信ヲ以テ右請求ヲ送ルトキハ通常ノ電信料

本條ノ條款ハ郵便物遞送中差出人ノテ隨意ニスルコトヲ許サ、ル法制ノ國ニ於テハ必シモ之ヲ遵守スルノ義務アラサルヘシ

五

第六條第六項ヨリ以下五項ヲ削除シ又同條ノ次ニ左ノ一條ヲ追加ス

第六條(乙)

書留郵便物若シ紛失セシトキハ其防止シ難キ場合ヲ除クノ外其差出人又ハ差出人ノ請求ニ由リ其名宛人ニ於テ五十「フラン」ノ賃金ヲ要求スルコトヲ得

右賃金ヲ拂フノ義務ハ差立局所屬ノ驛遞局ニ於テ之ヲ負フモノトス但該驛遞局ハ辨償ノ責アル驛遞局即チ其領地内或ハ其取扱中ニ郵便物紛失アリシ驛遞局ニ對シテ右賃金ノ拂戻シヲ要求スルコトヲ得

郵便物ヲ異議ナク受領シタル後之ヲ其名宛人ニ配達セシコト若クハ之ヲ繼越驛遞局ニ常式ニ依リ引渡シタルヲ證明スル能ハサル驛遞局ハ別ニ反對ノ證左アル迄ハ辨償ノ責アルモノトス差立局ニ於テ賃金ノ拂渡ハ成ルヘク速ニ之ヲ爲シ遅クモ其要求ノ日ヨリ一個年ヲ超ユヘカラス又辨償ノ責アル驛遞局ハ遲滞ナク差立局ニ其償金額ヲ拂戻スヘシ

賃金ノ要求ハ書留郵便物差出ノ日ヨリ一個年内ニ爲ストキニ限リ受理セラル、モノトス若シ此期限後ニ至レハ要求アルモ辨償ヲ受ルノ權理ナキモノトス

隣接シタル二國ノ交換局間ニ遞送中郵便物ヲ紛失シ其紛失ノ地兩國ノ中孰レニアルヲ確知スル能ハサルトキハ兩國ノ驛遞局各々賃金ノ半額ヲ負擔スヘシ

書留郵便物ニ對スル驛遞局ノ責任ハ右郵便物ヲ受領スルノ權アル者其配達ヲ受け受領證ヲ出シタルトキハ止ムモノトス  
歐羅巴以外ニ在テ現時其法律ニ於テ辨償責任ノ事ヲ認許セサル國ノ驛遞局ハ其制法應ヨリ前項ノ條款ヲ認諾スルノ允許ヲ得ル日マテ其條款ノ實施ヲ一時便宜ノ爲メ延期スルコトヲ得但其實



施ノ日迄ハ他ノ聯合國ノ驛遞局ニ於テモ右ノ國ヨリ發シ又其國  
ヘ宛テタル書留郵便物ヲ遞送中紛失セルトキ其償金ヲ拂フノ責  
ナキモノトス

六

第九條及第十條ノ間ニ左ノ一條ヲ追加ス

第九條(乙)

聯合諸國中相互ニ其承諾アルトキハ差出人ノ請求ニ依リ各種郵  
便物ヲ其到達次第直ニ特別配達人ヲ以テ其名宛人ヘ配達スルコ  
トアルヘシ

此郵便物ハ別配達ト稱シ特別配達料ヲ徵收ス但此配達料ハ三十  
「サンチーム」ト定メ差出人ヲシテ通常郵便税ノ外ニ豫メ之ヲ完  
納セシメ且差立國驛遞局ノ所得ニ歸スルモノトス  
郵便局ノ設ケナキ地方ニ宛タル郵便物ニ付テハ名宛驛遞局ハ其  
内地郵便物別配達ノ爲メニ定メタル税額ニ達スルマテ更ニ補充  
税ヲ徵收スルヲ得但此補充税ハ差出人ノ拂ヒタル別配達料ノ額  
ヲ引去リ或ハ補充税徵收國ノ通貨ニ對スル其相當額ヲ引去リ計  
算スヘキモノトス

別配達郵便物ト雖トモ其配達料ヲ前納セサルモノハ通常郵便物  
ト同様ニ取扱フモノトス

七

第十條左ノ通改正ス

聯合各國ニ於テ郵便物ヲ再達スルコトアルトモ之カ爲メ別ニ増  
税ヲ取立ツヘカラス

沒書トナリタル郵便物ニ付テハ先キニ之ヲ遞送セシトキ媒介局  
ニ於テ收入シタル繼越運送賃ヲ返還セサルモノトス

八

第十一條中第一項第二項及第三項ヲ廢シ更ニ左ノ諸項ヲ置ク

左ニ記載ノモノハ郵便ヲ以テ遞送スルコトヲ許サス

第一 正貨ヲ封入スル信書或ハ包物

第二 關稅ヲ課スヘキ物品ヲ封入セル各種ノ郵便物

第三 金銀地金、寶石、珠玉、其他高價ノ物品但其國ノ法律ニ

於テ其封入若クハ遞送ヲ許サル場合ニ限ル

九

第十三條左ノ通修正ス



價額公記ノ書狀、郵便爲替、小包郵便物、賒金取立狀及ヒ身元證明帳等ノ交換ハ聯合中數國ノ間ニ特別約定ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

十

第十四條ノ末項「信書別配達ノ約束」云々以下ヲ削リ該項左ノ通更定ス

然レトモ諸國ノ驛遞局ハ互相ノ協議ニ依リ三十「キロメートル」以内ノ地ニ於テ更ニ郵稅ヲ減スルコトヲ得ヘシ

十一

第十五條第一項ノ文左ノ通修正ス

此條約ノ諸條ニ於テ明記セルヲ除クノ外此條約ハ各國ノ成規ト相關係スルコトナシ

十二

第十七條左ノ通修正ス

此條約ノ意味ヲ解說スルニ於テ若クハ書留郵便物紛失ノ際驛遞局ノ責任ヲ定ムルニ於テ聯合二局以上ノ間ニ異見ヲ生スルトキハ中裁ヲ以テ之ヲ裁決スヘシ而シテ右異見ヲ有スル各局ハ此事件

ニ付直接ノ關係ナキ他ノ聯合局ヲ推撰シテ其中裁トナスヘシ  
中裁ノ判決ハ其裁判員過半數ノ發言ニ依リ定ムヘシ  
若シ可否同數ノ發言アルトキハ其裁判總員ヨリ此事件ニ關係ナキ一局ヲ推撰シ其裁決ヲ爲サシムヘシ  
本條ノ諸定規ハ亦凡ソ此追加書第一條第九項ヲ以テ修正シタル千八百七十八年六月一日ノ條約第十三條ニ準シ締結セル諸約定ニモ均シク適用スヘキモノトス

十三

第二十條第二項及第三項左ノ通修正ス

第一 本條并ニ前ニ記載シタル第二條第三條第四條第五條(乙)第六條第六條(乙)第九條及第九條(乙)ノ諸定規ヲ變更セントスルトキハ全聯合諸國ノ同意ヲ要ス

第二 此條約中第二條第三條第四條第五條第五條(乙)第六條第六條(乙)第九條第九條(乙)第二十條ノ外他ノ諸定規ヲ變更セントスルトキハ聯合諸國中三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

一 此追加書千八百八十六年四月一日ヨリ實施シ千八百七十八年六



月一日巴里ニ於テ締結シタル條約ト同時期ノ間効力ヲ有スルモノト  
ス  
一 此追加書ハ可成速ニ批准ヲ受ケ其批准書ハ里斯本府ニ於テ之ヲ  
交換スヘシ  
右確證ノ爲メ前掲諸國ノ全權委員ハ千八百八十五年三月二十一日里  
斯本府ニ於テ此追加ニ記名スルモノナリ

日本

野村靖

日耳曼

サツシユ  
フリツシユ

北亞米利加合衆國

ウヰリアム、チー、オット  
シヤス、エス、シロウフホルド

亞然的音共和國

エフ、ビー、ハンセン

澳地利

ドウエズ  
ヅハルシエス

洪噶利

シエルグエー

白耳義

エフ、ギーフ

ボリヂイア

ヨアキン、カゾー

伯西兒

ルイズ、シー、ビー、ギマライス

バルガリア

アール、イワノフ

智利

エム、マルチ子ズ

コロンビア合衆國

セザル、コントー

コスタリカ共和國

ロンド

丁抹及其殖民地

ビー、ゴメス、ダ、シルヴァ

ドミニカ共和國

ダブルユ、エフ、ハルトン

埃及

ア、フロレス

エコエドル

エス、アルヅハレス、ピユガテール

西班牙及其殖民地

エ、ヘルス

佛蘭西

ラブウレイ  
ア、ベスコエー

佛蘭西殖民地

ラブウレイ

大不列顛及其諸殖民地

エス、エ、ブラックウード  
エツチ、ボクストン、フホルマン

加那太

エス、エ、ブラックウード  
エツチ、ボクストン、フホルマン

英領印度

エツチ、井ー、エム、ジームス



希臘  
ガテマラ  
ハイチ共和國  
布哇王國  
ホンヂユラス共和國  
伊太利  
ラサバリア共和國  
歴山堡  
墨西哥  
滿得涅各羅  
ニコラゴア  
ハサグワイ  
和蘭及其殖民地  
白露

ウミシエーヌ、ボレル  
ジエー、カレラ  
ラブウレイ  
アシソール  
ウーシエーヌ、ボレル  
ジエー、カレラ  
ジエー、ビー、タンテジオ  
コント、サンマルチー  
シユ、リシヤールド  
エル、プレトン、サ、ヴエドラ  
ドウエズ  
ヴハルシユス  
マニユエル、ジエー、  
アルヴエズギニース  
エフ、エ、レベロ  
ホフステード  
ビー、スウヰルツ、ド、ランダス、  
ウイルホルグ

波斯  
葡萄牙  
葡萄牙殖民地  
羅馬尼亞  
露西亞  
薩瓦多  
塞爾維  
暹羅王國  
瑞典  
那威  
瑞西  
土耳其  
ウルグワイ  
ウエチズエラ

エヌ、セミノ  
ギレルミノ、オウガストー、  
ド、パロス  
エル子ストー、マヂイラ、  
ピントー  
ギレルミノ、オウガストー、  
ド、パロス  
シヨン、ギカ  
エヌ、ド、ブザツク  
シエオルシユ、ド、ボゲンボフホル  
プリスダン  
ダブルエ、ルース  
ヘラルド、アツシユ  
エド、ホーン  
エンリック、クブリー  
ゼー、エル、ベルア、クレスポー



天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝御名此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

明治十一年(千八百七十八年)六月一日佛蘭西國巴里府ニ於テ締結セル萬國郵便聯合條約ニ追加スル爲メ明治十八年(千八百八十五年)三月二十一日葡萄牙國里斯本府ノ萬國郵便聯合會議ニ於テ右同盟各國全權委員ノ記名シタル條約書ヲ朕親ラ閱覽點檢セルニ能ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ之ヲ嘉納批准シ日本國ニ於テ之ヲ履行遵守セシムルコトヲ茲ニ約ス

神武天皇即位紀元二千五百四十六年

明治十九年一月十五日東京宮中ニ於テ親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

奉 勅

外務大臣伯爵井上 馨

○第八節

萬國郵便聯合 明治十九年二月 條約細目規則 遞信省第五號告示

本年<sup>二</sup>第二號ヲ以テ布告相成候萬國郵便聯合條約實施ニ關スル細目規則里斯本府追加書別冊ノ通リ

右告示ス

(別冊)

萬國郵便聯合

千八百七十八年六月一日日耳曼、北亞米利加合衆國、亞然的音共和國、澳地所洪喝利、白耳義、ボリツヂヤ、伯西兒、バルガリア、智利、コロンビア合衆國、コスタリカ共和國、丁抹及其殖民地、ドミニコカ共和國、埃及、エゴエドル、西班牙及其殖民地、佛蘭西及其殖民地、大不列顛及其諸殖民地、加那太、英領印度、希臘、ガテマラ、ハイチ共和國、布哇王國、ホンヂユラス共和國、伊太利、日本、ラサリア共和國、歴山堡、墨西哥、滿得涅各羅、ニカラゴア、パラグワイ、和蘭及其殖民地、白露、波斯、葡萄牙及其殖民地、羅馬尼亞、露西亞、薩瓦多、塞爾維、暹羅王國、瑞典、那威、土耳其、ウルグワイ及グエチズエラ合衆國ノ間ニ締結シタル條約ノ實施細目規則ノ里斯本府追加書

下ニ記名セル諸員ハ千八百七十八年六月一日ノ條約實施ノ細目規則第三十四條ニ從ヒ各其自國ノ驛遞局ニ代リ協議ノ上左ノ修正ヲ該規則ニ加フルモノナリ但此修正項目ハ千八百八十六年四月一日ヨリ實施スヘシ



第三條中左ノ項ヲ追加シ第四項トス

第三 コロン及ヒパナマノ間ニ鐵道ヲ以テ郵便物遞送ノ爲メ設ケタルモノ

二

第四條ノ比例表左ノ通改正ス

聯合國名	二十五サンチーム	十サンチーム	五サンチーム
日耳曼	二十フエニツグ	十フエニツグ	五フエニツグ
亞然的音共和國	八センチタヅオ	四センチタヅオ	二センチタヅオ
澳地利洪喝利	十クリユーゼル	五クリユーゼル	三クリユーゼル
ボリ少井ア	五センチタヅオ	二センチタヅオ	一センチタヅオ
伯西兒	百レイ	五十レイ	二十五レイ
加那太	五セント	二セント	一セント
智利	五センチタヅオ	二センチタヅオ	一センチタヅオ
コスカリカ	五センチタヅオ	二センチタヅオ	一センチタヅオ
丁抹	二十オール	十オール	五オール
丁抹殖地	二十オール	十オール	五オール
民地	五セント	二セント	一セント
ドミコカ共和国	五センチタヅオ	二センチタヅオ	一センチタヅオ

埃及	一ビヤストール	二十バラ	十バラ
エココエドル	五センチタヅオ	二センチタヅオ	一センチタヅオ
西班牙	キユバ及ボルトリコ	二センチタヅオ	一センチタヅオ
殖民地	フ井リシピン諸島	二センチタヅオ	一センチタヅオ
北亞米利加合衆國	五セント	二セント	一セント
北亞米利加合衆國	五センチタヅオ	二センチタヅオ	一センチタヅオ
大不列顛	二ペンヌ半	一ペンニー	半ペンニー
英	「アンチゴア」 「バハマ」諸島 「バルベード」 「ベルミユ」 「ド、ゴール」 「ド、コースト」 「ド、ニコカ」 「フ、オイクランド」 諸島 「グレナダ」 「ホンデユラ」		







墨	西	哥	五セント	五セント	一セント
滿	得	涅	各	羅	三ソル
ニ	カ	ラ	ゴ	ア	一セント
那	威	二十	オ	ール	五
バ	ラ	グ	ワ	イ	一セント
和	蘭	及	其	殖	二
白	露	五	セ	ン	二
波	斯	六	シ	ア	一
葡	萄	牙	同	領	十
除	キ	其	他	ノ	レ
葡	萄	牙	領	印	十
露	西	亞	七	コ	二
薩	瓦	多	五	セ	二
暹	羅	七	ア	ツ	一
瑞	典	二	十	オ	五
土	耳	其	四	十	十
ウ	ル	グ	ワ	イ	一

第六條第四項ノ文左ノ通修正ス

四 書留郵便物ニハ必ス羅馬字ヲ以テ頭文字Bヲ明瞭ニ記セル標符或ハ印章ヲ付スヘシ  
但此文字ニ他ノ特別記號(差立ノ局名或ハ國名及信書番號)ヲ添附スルハ各局ノ隨意タルヘシ  
同條第五項及第六項ノ間ニ左ノ一項ヲ追加ス

五(乙)  
別配達ノ郵便物ニ大文字ヲ以テ「別配達」ト記シタル印章ヲ捺スヘシ但各驛遞局ハ此印章ニ代ヘ印刷ノ標符ヲ用ユルカ或ハ其文字ヲ筆記シ色鉛筆ヲ以テ其下ニ一線ヲ畫スルモ可ナリトス

第九條左ノ通修正ス

第九條 書狀目錄之事  
一 聯合ノ兩郵便局ノ間ニ交換スル郵便物ニ添フヘキ書狀目錄ハ此細目規則附錄第一號ノ雛形ニ從ヒ調整スヘシ  
毎日若クハ定日ヲ以テセサル定期交換ノ郵便物ヲ海送スルトキハ其差立局ニ於テ各名宛局ノ爲メ其書狀目錄ニ毎年一定ノ順序ニ從ヒ番號ヲ記シ且其郵便物ヲ搭載スル船名ヲモ可成丈ケ併記スヘシ



- 二 書留郵便物ハ書狀目錄第一表中ニ登記シ且差立局、名宛人姓名及ヒ届先地又ハ單ニ差立局名及ヒ同局ニテ其郵便物ニ記セシ番號ヲ詳記スヘシ
- 別配達郵便物ハ書狀目錄第一表中其員數ヲ登記スヘシ
- 書狀目錄第一表ニ登記セル書留郵便物ノ到達證書ハ同表ノ備考欄内其郵便物ニ對スル所ニA Bト記載スヘシ
- 到達證ハ此細目規則附錄第一號(乙)雛形ニ適合又ハ肖似スルモノトス而シテ其文ハ必ス佛語ヲ用井若クハ佛譯文ヲ添附スヘシ
- 到達證ヲ還送スルトキハ其數ニ應シテ或ハ箇々ニ或ハ一纏ニ前記ノ表ヘ登記スヘシ
- 三 一個ノ交換局ヨリ他ノ交換局ニ每常送付スル書留郵便物多數ナルトキハ別ニ目錄ヲ附シ書狀目錄第一表ニ代フルコトヲ得
- 四 書狀目錄第二表ヘハ其目錄ニ關スル直接郵便ニ封入スル閉囊郵便物ヲ登記シ且同表ニ必要ノ細目ヲ詳記スヘシ
- 五 一ノ名宛局ヘ每便差立ツル各包物或ハ行囊ノ箇數ハ書狀目錄上部ノ右隅ニ掲記スヘシ
- 六 或ル關係ノ爲メ書狀目錄中更ニ他表ヲ作り若クハ罫欄ヲ加フ

ルコトヲ必要ト認ムルトキハ其相關係スル驛遞局ノ間ニ協議ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

- 七 一個ノ交換局ヨリ互ニ郵便物ヲ交換スル局ヘ送付スヘキ郵便物之ナキトキハ只書狀目錄ノミヲ郵便物トシテ例ノ如ク送付スヘシ
- 八 商船ヲ以テ一驛遞局ヘ閉囊郵便物ヲ遞送スルトキハ信書及他ノ物品ノ員數ヲ書狀目錄或ハ其行囊ノ名宛ニ記載スヘシ

五

第十條左ノ通修正ス

第一項第二項左ノ通改正ス

- 一 書留郵便物、其到着證、別配達郵便物并ニ第九條第三項ニ掲クル別紙ノ目錄アルトキハ其目錄ヲモ併セテ之ヲ別包トナシ其安全ノ爲メ適當ニ封緘スヘキモノトス
- 二 此別包ハ書狀目錄ニ添ヘ郵便物ノ中央ニ入ルヘシ
- 本條ノ末尾ニ左ノ一項ヲ追加ス
- 五 還送スル到達證ハ其書留郵便物ヲ配達セシ局ニ於テ之ヲ封筒ニ入ルヘシ其封筒ニハ(還送到達證在中、、、)ノ國ノ郵便局



（一）ト表記シ通常書留郵便同様ニ書留ノ手續ヲ爲シ且其名宛局へ  
遞送スヘキモノトス

六

第十一條左ノ通修正ス

第十一條 書留郵便物紛失ノ節償金ノ事

書留郵便物紛失ニ付一驛遞局ニ於テ其責ヲ負フヘキ他ノ驛遞局ニ  
代リ償金ヲ拂渡シタルトキハ其責ヲ負フヘキ驛遞局ハ右拂渡ノ通  
知ヲ受タル後三個月内ニ右償金ノ額ヲ拂戻スヘシ但此拂戻ハ郵便  
爲替通常爲替又ハ其拂込國ノ通貨ニテ爲スヘキモノトス

七

第十二條左ノ通修正ス

第一項左ノ通改正ス

郵便物ハ其品種ニ從ヒ且前拂ノ郵便物ト先拂或ハ前拂不足ノ郵便  
物トヲ類別シテ包束スルヲ一般ノ定規トス

第二項ノ首端ニアル「一旦」ノ二字ヲ削除シ左ノ通其初句ヲ改ム

二 凡テ郵便物ハ系ヲ以テ之ヲ束テ強硬ノ紙ヲ用サテ其損傷ナキ  
様十分ニ包纏シ、、、、、

八

第十四條ノ第一項左ノ通修正ス

一 宛名ニ冠字ノミヲ用サ若シハ鉛筆ニテ宛名ヲ認メタル郵便物  
ハ之ヲ書留ト爲スコトヲ許サス

第十五條左ノ通改正ス

第十五條 郵便端書ノ事

一 郵便端書ハ開封ニテ差出スヘシ而シテ其表面ニハ名宛ヲ記ス  
ルモノトス但差出人コ於テ印章其他版行ヲ以テ自己ノ姓名住所ヲ  
附記スルモ妨ナシ

二 郵便端書ハ左ノ大サヲ過クヘカラス

長サ十四「センチメートル」幅九「センチメートル」

三 聯合中通用ノ爲メ特ニ發行シタル郵便端書ニハ其表面へ可成  
左ノ標記ヲ佛文若クハ佛譯文ヲ添ヘテ印スヘキモノトス  
萬國郵便聯合端書（名宛ヲ記スヘキ一面）

四 前拂ノ證タル郵便切手ノ位置ハ表面上部ノ一隅ニ在ルヘキモ  
ノトス而シテ其他附加スヘキ郵便切手モ亦然リトス

五 前拂ノ證タル郵便切手ノ外端書ニ何等ノ物品ヲモ附屬スルコ



トチ禁ス

六 往復端書ニハ一片ノ表面ヘ「往復端書」ト他ノ一片ヘ「返信端書」ト印刷標記スルチ一般ノ定規トス且其各片ハ通常端書ニ關スル他ノ條件ヲ遵守スヘキモノトス而シテ其兩片ハ之ヲ折合ハシ決シテ封緘スルコトヲ許サス

七 往復端書差出人ハ返信部ノ表面ニ自己ノ姓名住所ヲ記載スルコトヲ得

返信ノ部ハ差立國ニ宛タルモノニ限リ差出スコトヲ得若シ之ニ反スルトキハ其遞送ヲ爲サ、ルヘシ

八 民間ノ製造ニ係ル通常端書及往復端書ト雖モ若シ差立國ノ法律ニ於テ之ヲ許容シ且該國驛遞局發行ノ郵便端書ト諸事不同ナク殊ニ其大小紙質ニ於テ之ト不同ナキモノハ聯合國内ニ通用ヲ許スヘシ

十

第十六條第一項ノ末文「書籍」ノ下ニ「或ハ新聞紙」ノ五字ヲ加ヘ即チ本項ノ末文左ノ通修正ス  
拔萃、筆書シタル樂譜ノ類及斷々ニ送付スル書籍或ハ新聞紙ノ草

稿等

十一

第十七條左ノ通修正ス

第十七條 各種印刷物ノ事

一 新聞紙及ヒ定時刊行物、本綴、或ハ假綴ノ書籍、小冊子、樂譜、名刺「アドレッツスカード」(姓名及商業等ヲ書シタル名刺)「引札」(如キモノ)印刷物ノ下刷ヘ其事ニ關スル筆記ヲ加ヘ或ハ加ヘサルモノ、盲人用凸字紙、銅版モノ、寫眞及活版銅版等ノ畫圖、圖面、地理圖、目錄「プロスペクタス」(書籍ノ刊行其他起業ノ際大主意ヲ記シ廣告スルモノ)其他各種ノ廣告及ヒ一般ニ活版、石版、刻板其他容易ニ印書タルチ知り得ヘキ各種ノ器械ヲ以テ紙或ハ羊皮紙、板目紙等ニ印刷寫出シタルモノハ數寫ヲ除クノ外凡テ印刷物ト看做シ條約第五條ノ低稅ヲ以テ遞送スヘシ

「クロモグラフィ」「ボリグラフィ」「ヘクトグラフィ」「パビログラフィ」「ヴェロシグラフィ」等各種器械ヲ以テ印刷シタルモノハ容易ニ其印書タルチ知り得ヘキモノトス然レトモ每種ニ付同一ノモノ二十通以上ヲ郵便局ヘ差出スコアラサレハ低稅ヲ以



ヲ遞送スヘカラス

二 切手印紙等ノ消印シタル或ハ消印セサルモノ及ヒ凡ソ金額ニ代用スル各種印刷物(紙幣爲替券公債書)ハ低稅遞送ノ限ニ非ス

三 左ニ記載スルモノハ通信文ノ性質ヲ具スルモノト爲スヘカラス

第一 差出人ノ記名或ハ差出人ノ姓名又ハ屋號身分差立地及差出タル日附

第二 著作者ノ認メタル捧呈又ハ敬意ノ文言

第三 本文中ノ章句ニ單ク注意ヲ惹ク爲メニ記シタル符徴

第四 相場所又ハ市場ノ諸相場報告紙又ハ相場表、目錄、プロベクタス及ヒ各種ノ廣告ニ書入レ或ハ書改メタル代價

第五 筆ヲ以テ印刷ノ文字ヲ塗抹若クハ畫線シ以テ賣却或ハ注文ノ書籍ヲ指示セル書籍賣却申込或ハ注文ノ通知

第六 印刷物ト共ニ送付シ且之ニ屬スル送狀及計算書

第七 活版ノ正誤ヲ爲シタル印刷物

第八 印刷物若クハ樂譜ノ下刷ヘ其原稿ニ付若シハ其書ノ仕上ケニ付注意或ハ正誤

四 印刷物ハ帶紙ニテ纏ヒ或ハ軸ニ卷キ或ハ板目紙ニ挟ミ或ハ一面又ハ兩端ノ開キタル包物ニ入レ或ハ開キ封ノ封筒ニ入レ或ハ其物品ノ質ヲ隠サ、ル様ニ折合セ或ハ容易ニ檢査スヘキ様系ニテ縛ルヘシ

五 「アドレッツスカード」及ヒ其他凡テ折合ハサ、ル名刺ノ如キ形狀ノ諸印刷物ハ帶紙封筒及糸ヲ用ヒス或ハ疊マスシテ差立ルコトヲ得但シ「郵便端書」ノ記號アルモノハ印刷物稅ノ部ニ加フルヲ得ス

十二

第十八條第三項左ノ通修正ス

三 商品ノ見本トシテ市價ヲ有スル品ヲ送ルヘカラス又該見本ニハ差出人ノ姓名又ハ屋號受取人ノ宿所姓名、製造標或ハ商標、番號、代價其重量大小或ハ其供給ヲ得ル數量ヲ除クノ外筆記スヘカラス

十三

第二十條左ノ通修正ス

第二項ト第三項ノ間ニ左ノ一項ヲ追加ス



第二(乙) 最初聯合中一國ニ於テ其内地ニ宛テ金貨前拂ニテ一旦  
差立タル郵便物ヲ再ヒ他ノ國ニ差立ルトキハ再發局ハ其徵收セル  
税額ヲ必ス郵便物ニ記載スヘシ  
又本條ノ末尾ニ新ニ左ノ一項ヲ追加ス

四 宛名ニ誤字若クハ不完全ナル箇所アルニ由リ之ヲ修正スル爲  
メ差出人ニ返却シタル書留或ハ通常郵便物ハ修正増補ノ後再ヒ差  
出ストキハ再達郵便物ト見做サスシテ更ニ發シタル郵便物トナシ  
新ニ郵税ヲ徵收スヘシ

十四

第二十一條第一項「留置タル後」ノ下ニ「遅クモ六箇月ノ期限内ニ」ノ  
文字ヲ加フ即チ第一項左ノ通り

一 何等ノ原因ヲ問ハス沒書トナリタル各種ノ郵便物ハ名宛國ノ  
規則ニ從ヒ留置キタル後遅クモ六箇月ノ期限内ニ夫々交換局ヲ經  
由シ別ニ一包トシ沒書ト記シタル標札ヲ付シ可成速ニ返却ス可シ

十五

第二十二條ノ最初二項ハ左ノ通修正ス

一 聯合内ノ繼越運送賃及聯合ノ境外ヲ運送ノ爲メニ收ムル郵税

計算ノ爲メ條約第四條及第十二條ニ從ヒ每三箇年一回ツ、調査ス  
ル統計ハ各三年期ノ中第二年ノ五月ト十一月ト代ル々々最初二十  
八日間ニ左條ノ節目ニ照シ調査シ各期ノ第一年ニ遡リ効チ有セシ  
ムヘキモノトス

二 千八百八十五年五月ノ統計ハ同年一月一日ヨリ千八百八十六  
年三月ノ終リマテノ計算方ヲ定メ千八百八十七年十一月ノ統計ハ  
千八百八十六年四月一日ヨリ千八百八十八年ノ終リマテノ計算ノ  
基礎トシ千八百九十年五月ノ統計ハ千八百八十九年千八百九十年  
及千八百九十一年ニ適應シ以下之ニ準スルモノトス

十六

第二十三條第一項ノ後ニ左ノ一項ヲ追加ス

一(乙) 同一ノ國ニ向ケ郵便物ヲ繼越遞送スルニ當リ種々ノ線路  
アリテ其運送賃不同アルトキハ差立國ノ驛遞局ハ右諸線路運送賃  
ノ平均ニ基キ一定セル運賃ヲ媒介局ニ仕拂フヘシ

同條第六項第一句ハ左ノ通修正ス

六 繼越運送賃或ハ聯合外ノ郵便税ヲ要スヘキ郵便物ナキトキハ  
別ニ第五號表ヲ調製スルニ及ハス但差立局ハ書狀目錄ノ頭ニ第



五號表ナシノ文字ヲ記載スヘシ

十七

第二十四條ノ末尾ニ左ノ項目ヲ追加ス

- 五 繼越郵便物ヲ差立テタル驛遞局ハ各統計期限ノ後ニ其郵便物ノ目錄ヲ各媒介驛遞局ヘ送付スヘシ
- 六 郵船ノ搭載シ來リタル閉囊郵便物ヲ單ニ一港ニ陸揚ケシ倉庫ニ預ケタルノミヨシテ再ヒ他ノ郵船ニ積載スヘキトキハ之ヲ預リタル地ノ驛遞局ハ陸地繼越運送賃ヲ收ムルヲ得ス

十八

第三十五條左ノ通修正ス

第二十五條 繼越運送賃計算ノ事

- 一 第五號第六號兩表ノ諸計算ヲ一個ノ計算書ニ簡約シ此計算書ニ依テ右諸計算ノ合數二十三ヲ乘シ各局ノ收ムヘキ繼越賃ノ年額ヲ「フランク」及「サンチーム」ニテ算定スヘシ若シ右乘數ニシテ郵便ノ度數ニ適合セサルトキハ關係ノ驛遞局ハ協議ノ上他ノ乘數ヲ撰用スルコトヲ得此計算ヲ爲スハ貸越局ノ義務ニシテ該局ヨリ之ヲ借越局ヘ送付スヘキモノトス

- 二 兩局間ノ出入ヲ差引勘定シ不足額アルトキハ借越局ヨリ正貨「フランク」ヲ以テ貸越局ノ國都若クハ同國中ノ貿易地ニ宛テ爲替ヲ組ミ以テ該額ヲ貸越局ヘ拂フヘキモノトス
- 三 其年度繼越運送賃ノ計算書ヲ製シ之ヲ送付シ其仕拂ヲ爲ス等ハ可成速ニ完了シ遲クトモ翌年度最初ノ六ヶ月ヲ過ヘカラス如何ナル場合ト雖モ一驛遞局ヨリ計算書ヲ送付シタル後右ノ期限内ニ正誤ノ通知ヲ領セサルトキハ該計算書ヲ異議ナク承諾シタモノト見做スヘシ此項目ハ甲局ニ於テ乙局ヨリ送付ノ計算書ニ備考ヲシタルトキ其乙局ニ於テ抗辨セサル場合ニモ均シク適用スルモノトス右六ヶ月ノ期限ヲ過シタルトキハ甲局ヨリ乙局ヘ拂フヘキ金額ニ右期限ノ翌日ヨリ算シ一ケ年五分ノ利子ヲ付スヘシ
- 各三年期ノ第一年中若クハ時宜ニ依リ其第二年中ナル繼越運送賃ノ仕拂ヲ爲スコトアルトキハ假ニ前期ノ統計ニ基キ其年ノ末ニ於テ之ヲ爲スヘシ但其後本期ノ統計新調ノ上ハ更ニ其結果ニ從テ右假仕拂ヲ整理スヘキモノトス

十九

第二十七條ト第二十八條トノ間ニ左ノ一條ヲ追加ス



第二十七條(乙) 郵便物取戻并ニ名宛變更ノ事

一 差出人郵便物ノ取戻或ハ名宛變更ノ請求ヲ爲ストキハ此細目規則附録第八號雛形ニ適合セル式紙ヲ用ユヘシ差出人此請求書ヲ郵便局ヘ差出ストキハ其差出人タルコトヲ證明スルヲ要ス其證明ニ付テハ差立國ノ驛遞局其責ニ任スルモノトス而シテ右證明ノ上ハ左ノ手續ニ依リ取扱フヘシ

第一 其請求若シ郵便ヲ以テスルトキハ差出人ノ請求書ヘ其搜索スヘキ信書ト同ク相符合スル摸字ヲ添ヘ書留郵便ヲ以テ直ニ名宛ノ郵便局ヘ發送スヘシ

第二 其請求若シ電信ヲ以テスルトキハ差出人ノ請求書ヲ電信局ニ留置キ該局ヨリ其旨ヲ名宛ノ郵便局ニ通スヘシ

二 名宛局ニ於テハ右第八號式紙若クハ右電信ヲ受取次第其郵便物ヲ搜索シ請求通り必要ノ取扱ヲ爲スヘシ

然レトモ電信ヲ以テ名宛變更ノ請求ヲ受ケタルトキハ名宛局ハ其信書ヲ留置キ必要ノ摸字到達スルヲ待テ請求通り書收ムヘシ若シ郵便物ノ搜索無効ナルカ若クハ既ニ之ヲ名宛人ニ配達セルカ若クハ請求ノ電信不明瞭ニシテ指示スル所ノ物品ヲ確認シ難キト

キハ其旨ヲ直ニ差立局ニ通知シ差立局ハ之ヲ請求人ニ知ラシムヘシ  
三 兩局ノ間ニ特別ノ約束アルモノ、外第八號式紙ハ佛語ヲ以テ之ヲ書シ或ハ佛譯文ヲ加フヘシ又電信ヲ用ユルトキモ其文ハ佛語ヲ用ユヘシ

四 各驛遞局ハ總理局ヘ通知ノ上其驛遞本局若クハ特ニ指名シテ郵便局ヲ經由シ此請求ノ交換ヲ爲スコトヲ要求スルヲ得

二十

第二十八條ノ末尾三項ハ左ノ通修正ス

第五等 亞然の音共和國、バルガリア、智利、コロンビア合衆國、希臘、墨西哥、白露、塞爾維

第六等 ホリウヰヤ、コスタリカ、ドミニカ共和國、エコエドル、ガマラ、ハイチ、ホンヂユラス共和國、歴山堡、ニカラゴア、パラグワイ、波斯、薩瓦多、暹羅王國、ウルグワイ、ヴェネズエラ、丁抹國殖民地、キユラサオ殖民地(一名和蘭領アンチール)シユリナム殖民地(一名和蘭領ガリアナ)  
第七等 布哇、ラサベリア、滿得涅各羅



二十一

第二十九條ノ第二項ハ左ノ通修正ス

一 聯合ノ各驛遞局ハ總理局ノ媒介ヲ以テ互ニ左ノ諸件ヲ特別ニ  
通達スヘシ

第一 條約第五條ニ從ヒ聯合定税ノ外海運ノ爲メ或ハ特別遞送ノ  
爲メ賦課スル増税ノ細目并ニ此増税ヲ課スヘキ國々ノ目錄及ヒ必  
要ナルトキハ其増税ノ賦課ヲ要スル線路ノ名稱

二 郵便初手三組

三 細目規則第五條ニ從ヒ調製スル第三號表

二十二

第二十九條ノ次ヘ新ニ左ノ一條ヲ追加ス

第二十九條(乙) 一般統計之事

一 各驛遞局ハ毎年七月ノ終リニ於テ此細目規則附錄第九、第十、  
及第十一號ノ雛形ニ適合又ハ肖似セル諸表ヲ以テ前年ノ精細ナル  
統計ノ報告ヲ總理局ヘ爲スヘシ

二 帳簿ヘ記録スル郵便事務ハ其記録ニ據リ定時調査シテ報告ス  
ヘシ

二十三

第三十條第七項左ノ通修正ス

七 聯合各驛遞局ノ總數或ハ其多數ノ承諾ヲ以テ決定スヘキ問題  
アルニ當リ總理局ヨリ其問題ヲ通知スル回章ノ日附ヨリ起算シ六  
ケ月ヲ超テ回答ヲナサ、ル驛遞局ハ別段異見ナキモノト視做スヘ  
シ

二十四

第三十二條第七項及第八項(第六及第七)ハ左ノ通改正ス



第六 「シブラルタル」ハ大不列顛驛遞局ニ屬スルモノトス右驛遞局ノ「タンジール」(モロッコ)ニ設置スル分局モ亦之ニ同シ

第七 香港英國殖民地ノ驛遞局ヨリ海口(瓊州)廣東、仙頭、廈門、福州、寧波、上海、及漢口(支那)ニ設置スル郵便局

同條第十一項(第十)ハ左ノ通改正ス

十 日本驛遞局ヨリ上海(支那)釜山浦、元山津、仁川(朝鮮)ニ設置セル郵便局

二十五

第三十三條第三項(第二)中第二十七條及第三十一條ノ間ニ「第廿七條(乙)第二十九條(乙)」ヲ插入ス

千八百八十五年三月廿一日里斯本府ニ於テ

日本

野村靖

日耳曼

サツシユ  
フリツシユ

北亞米利加合衆國

ウヰリヤム、デ、オットー  
シヤス、エス、クロウフホルド

亞然的音共和國

エフ、ビー、ハンセン

澳地利

ドウエズ  
ダハルシエス

洪喝利

シエルヴエー

白耳義

エフ、ゾーフ

ボリヂイア

ゾオアキン、カグー

伯西兒

ルイズ、シー、ビー、ギマライス

バルガリア

アール、イヴノフ

智利

エム、マルチチズ

コロンビア合衆國

セサル、コントー

コスタリカ共和國

ロンド

丁抹及其殖民地

ビー、ゴメス、ダ、シルヴァ

ドミニカ共和國

ダブルユ、エフ、ハルトン

埃及

エ、フロレス

エコエドル

エス、アルヴァレス、ビユガラール

西班牙及其殖民地

エ、ヘルス

佛蘭西

ラブーレイ  
ア、ベスコエー

佛蘭西殖民地

ラブーレイ



大不列顛及其諸殖民地

加那太

英領印度

希臘

ガテマラ

ハイチ共和國

布哇王國

ホンヂユラス共和國

伊太利

ラサベリヤ共和國

歴山堡

墨西哥

滿得涅各羅

ニカラゴア

エス、エ、ブラツクウッド

エツチ、ボクストン、フホルマン

エス、エ、ブラツクウッド

エツチ、ボクストン、フホルマン

エツチ、井、エム、ジエームス

ウーシエーヌ、ボレル

シエー、カレラ

ラブーレイ

アンソール

ウーシエーヌ、ボレル

シエー、カレラ

シエー、ビー、タンテシオ

コント、サンマルチー

シユ、リシヤールド

エル、プレトン、井、ヴェドラ

ドフエズ

グハルシエス

マニユエル、シエー、アルヴェス、チコーズ

パラグワイ

和蘭及其殖民地

白露

波斯

葡萄牙

葡萄牙殖民地

羅馬尼亞

露西亞

薩瓦多

塞爾維

暹羅王國

瑞典

那威

エフ、エ、レベロ

ホフステード

ビー、スウエルツ、ド、ランダス、ウイボルク

エス、セミノ

ギレルミノ、オウガストー、

エル子ストー、マヂイラ、ピントー

ギレルミノ、オウガストー、ド、パロス

シヨン、ギカ

エス、ド、ベガザツク

シエオルシユ、ド、ボゲンポール

プリスタン

ダブルユ、ルース

ヘラルド、アツシユ



瑞 西

土耳其

ウルグワイ

グエチズエラ

エド、ホーン

エンリツク、クブリー

シエー、エル、ベルア、クレスポー

第一號乙

、、、、、、驛遞局

到達證

一、、、、、年、、、月、、、日、、、、發、、、

、宛第、、、、、號書留郵便物 壹箇

右名宛書留郵便物ハ、、、ヨリ到着、、、、年、、、月

、、、、日正ニ配達相成候也

差立 局印 ○ 名宛人、、、、、、、、

配達郵便局長

配達 局印 ○

(此到達證ハ名宛人ニ記名セシメ又ハ名宛國ノ規則

ニ依リ配達郵便局長ニ於テ記名ノ上封筒ニ入レ書

留郵便ヲ以テ次便返送スヘシ)

差立局印

、、、、驛遞局 第七號表

並郵便物不達取調要求ノ節供出スヘキ條件

請求人ノ記スヘキ件(差出人又ハ名宛人)

問

答

(一) 郵便物ノ種類(書狀、端書、新

開紙、又ハ印刷物、見本若クハ

商用上ノ書類)

(二) 郵便物ノ表記

(三) 名宛人宿所ノ詳細

(四) 郵便物ハ著大ナリシヤ

(五) 包藏品(成ルヘク詳細ニ記載

スヘシ)

(六) 郵便ニ差出シタル時日ノ詳細

或ハ概略

(七) 差出人ノ宿所姓名

(八) 其郵便物ヲ發見シタル所ハ差



出人或ハ名宛人ノ中何レヘ送付スヘキカ

差出人ノ記スヘキ件

(九) 前拂ノ有無若前拂ナレハ貼付シタル郵便切手ノ額

(十) 郵便ニ差出シタル日及ヒ時刻

(十一) 郵便局へ出セシカ又郵便函コ入レシヤ若郵便函ナレハ何處ノ函ナルヤ

(十二) 差出人自身差出シタルヤ又使ヲ以テ差出シタルヤ若使ナレハ何人ナルヤ

(十三) 差立局ノ詳報

(十四) 第一交換局ノ取調結果

(十五) 第二交換局ノ取調結果  
本表ハ、、、、返戻アルヘシ

名宛局印

、、、、驛遞局

、、、、郵便局

並郵便物不達取調ノ節供出スヘキ條件

問

(十六) 郵便物名當コ達シタルヤ

(十七) 常ニ郵便局ニテ郵便物ヲ受取ルカ又ハソノ家ニ配達スルカ

(十八) 郵便局ニテ受取ルトキハ何人ニ托シ受取ルカ

(十九) 其家ニ配達スルハ直チニ名宛人或ハ雇人ノ手ニ交付スルカ且此函ハ確ト閉鎖シ時期ヲ定メテ開函スルヤ

(二十) 屢々郵便物紛失スルコトアルカ若然ラハ其紛失スル郵便物ハ何國ヨリ來着ノモノニ係ルヤ

到着局ノ詳報

本表ハ、、、、返戻アルヘシ

(第八號表以下ノ式紙略之)

答



○第九節 萬國郵便爲換條約

明治十九年二月  
內閣第三號布告

明治十八年三月葡萄牙國里斯本府郵便大會議ニ於テ萬國郵便爲替約  
定ニ加入シ別冊萬國郵便爲替巴里府約定及ヒ里斯本府追加書ノ通本  
年四月一日ヨリ施行ス

奉 勅

萬國郵便聯合

日耳曼、澳地利、洪高利、白耳義、丁抹、埃及、佛蘭西及其殖民地、伊  
太利、歷山堡、那威、和蘭、葡萄牙、羅馬尼亞、瑞典及瑞西ノ間ニ締  
結セル郵便爲替交換約定

下ニ記名セル前掲各國政府ノ全權委員ハ郵便聯合創立條約改正ノ爲  
メ千八百七十八年六月一日ヲ以テ巴里ニ於テ締結セル條約第十三條  
ニ據リ協議ヲ遂ケ更ニ批准ヲ受クヘキモノトシテ左ノ約定ヲ決定ス

第一條

郵便爲替同盟國中此業務ヲ互ニ施行セントスル國々ノ間ニ爲替ヲ交  
換スルハ此約定ノ諸項目ニ準據スヘシ

第二條

- 一 爲替ノ金額ハ正金ヲ以テ差出人ヨリ受領シ受取人ニ拂渡スヲ定  
則トス然レトモ各驛遞局ハ其國ニ通用ノ紙幣ヲ以テ爲替金受拂ニ充  
用スルヲ得ヘシ但相場ノ差アルトキハ其差ヲ算入スヘキモノトス
  - 二 爲替一口ノ金額ハ五百「フランク」迄トシ其他ノ貨幣ナレバ之ニ  
最近ノ額ヨリ超過スヘカラス
  - 三 關係驛遞局ノ間ニ特別ノ約束アルモノヲ除クノ外爲替券面ニ拂  
渡國ノ通用貨幣ヲ以テ金額ヲ記載スヘシ振出國ノ驛遞局ハ之カ爲メ  
必要ナルトキハ自國ノ貨幣ヲ拂渡國ノ貨幣ニ引直スヘキ割合ヲ定ム  
ヘシ
  - 四 締盟各國ハ其國內ニ於テ他ノ締盟國ヨリ到達セル爲替ニ裏書ノ  
方法ヲ以テ其所有權讓渡ヲ許スノ權アリ
- 第三條
- 一 前條ニ據リ差出人ヨリ取立ヘキ爲替一口ノ手数料ハ二十五「フ  
ランク」或ハ其端數又他ノ貨幣ニシテ端數ヲ生スルトキハ全數ニ引  
上ケ之下相當ノ金額ニ付二十五「サンチム」トス
  - 然レトモ締盟各國驛遞局ハ五十「フランク」ニ過キサル爲替一口ニ付  
其最少額ノ手数料トシテ五十「サンチム」ヲ取立ルヲ得ヘシ



二 振出驛遞局ハ拂渡驛遞局ニ對シ前項ニ據リ取立タル手数料ノ半額ヲ拂フヘシ

三 郵便爲替券及券面ニ記載スヘキ受取書並ニ差出人ニ交付スル受取證ニ付テハ本條第一項ニ據リ取立ル手数料ノ外何等ノ手数料ト雖トモ差出人又ハ受取人ニ賦課スルヲ得ス但受取人ノ住所ニ就テ拂渡ヲナス爲メ持込賃ヲ取立ルハ此限ニアラス

第四條

一 締盟各國驛遞局ハ今後細目規則ニ定ムル期限ニ至リ各其郵便局ニ於テ拂渡タル金額ト爲替振出ニ付取立タル手数料ヲ記載セル計算書ヲ調製スヘシ而シテ此計算書ハ互ニ調査審定ノ上特別ノ約束アルモノヲ除クノ外該細目規則ニ定ムル期限中ニ借越トナリタル驛遞局ヨリ貸越國ノ貨幣ヲ以テ其殘額ヲ仕拂フヘシ

二 爲替金拂渡ニ用ヒタル貨幣其種類ヲ異ニスルトキハ其額ノ少ナル貨幣ヲ其額ノ多キモノニ引直スヘシ但計算期限中借越國都府ニ於ケル兩換平均相場ヲ以テ引直ノ基礎トス

三 定期中ニ計算ノ殘額ヲ仕拂ハサルトキハ其期限ヲ過キタル日ヨリ其仕拂ヲナス日迄利子ヲ附スヘシ此利子ノ割合ハ一ケ年五分ト定

メ仕拂ヲ延滞シタル驛遞局ノ借高トシテ次期ノ計算書中ニ記入スヘシ

第五條

一 郵便爲替トナシタル金額ハ之ヲ受取人又ハ其代理人ニ拂渡ス迄差出人ニ對シ保證スヘキモノトス

二 郵便爲替トシテ各驛遞局ニ預リタル金額ハ振出國ノ法律若クハ規則ヲ以テ定メタル期限内ニ其所有權アルモノ、請求ナキトキハ之ヲ振出シタル驛遞局ノ所得ニ歸スヘシ

第六條

締盟各國ハ從來存スル所ノ特別約定ヲ維持シ或ハ新ニ之ヲ締結シ又ハ電信ヲ以テ爲替ヲ執行スル等其他萬國郵便爲替ノ事業ヲ改良スルノ目的ヲ以テ從來存スル所ノ親密ナル聯合ヲ維持シ或ハ新ニ之ヲ締結スルモ此約定ニ定ムル所ノ條款ハ其權理ヲ制限セサルモノトス

第七條

各驛遞局ハ萬國爲替事務ヲ停止セサルヲ得サル非常ノ事故アルトキハ全體或ハ其一部分ヲ一時停止スルヲ得ヘシ但此場合ニ於テハ其趣ヲ速ニ關係ノ驛遞局ヘ報知スヘシ又至急ヲ要スルトキハ電信ヲ以テ



報知スヘシ

第八條

現今此約定ニ加盟セサル聯合諸國ハ其請求ニ依リ千八百七十八年六月一日締結ノ條約第十八條ニ掲載スル萬國郵便聯合ニ加盟ノ手續ニ隨ヒ之ニ加入スルヲ得ヘシ

第九條

締盟各國驛遞局ハ前數條ニ據リ爲替ノ受拂ヲ取扱フヘキ郵便局ヲ指定シ爲替遞送ノ方式並ニ第四條ニ掲グル計算ノ式其他此約定實施ニ必要ナル細目ノ方法ヲ定ムヘシ

第十條

締盟各國ノ驛遞局ハ千八百七十八年六月一日締結ノ條約第十九條ニ掲ケタル會議ノ期ニ至ラサルモ總理局ヲ經テ他ノ締盟驛遞局ニ對シ郵便爲替事務ニ關スル發議ヲ爲スノ權アリ但左ノ同意ヲ得サレハ之ヲ實行スルヲ得ス

第一 此約定第一條第二條第三條第四條第十條及第十一條ヲ變更

セントスルトキハ聯合全國ノ同意

第二 此約定第一條第二條第三條第四條第十條及第十一條ヲ除キ

其他ノ條款ヲ變更セントスルハ聯合全國三分ノ二以上ノ同意

第三 此約定條款ノ解說ニ關スルトキハ單ニ過半數ノ同意

右第一第二兩項ノ場合ニ於テハ千八百七十八年六月一日締結ノ條約第二十條ノ末項ニ掲グル方式ニ隨ヒ外交上ノ申告狀ヲ以テ之ヲ確認シ第三項ノ場合ニ於テハ同條ニ據リ驛遞局ヘノ通知ヲ以テ認可スヘシ

第十一條

一 此約定ハ千八百七十九年四月一日ヨリ實施スヘシ

二 此約定ハ千八百七十八年六月一日締結ノ條約ト同時ニ批准ヲ受ケ且之ト同一ノ期限ヲ有スヘシ但各國ハ瑞西聯邦政府ヘ一ヶ年前其趣ヲ通知セハ此約定ヨリ脫スルノ權アリトス

三 同盟諸國ノ政府若クハ其驛遞局ノ間ニ取結ヒタル約束ニシテ第六條ニ掲ケタル權アルモノヲ除クノ外此約定ノ條款ニ抵觸スルモノハ此約定實施ノ日ヨリ廢止タルベシ

四 此約定ハ可成速ニ批准ヲ受ケ巴里ニ於テ互ニ之ヲ交換スベシ此約定ヲ確認セン爲メ前掲各國ノ全權委員ハ千八百七十八年六月四日巴里ニ於テ此約定ニ記名スルモノナリ



日耳曼	ドクトル、ステアン ガンター サツシー
澳地利	デニーズ
洪嚙利	セルヴェイ
白耳義	ジエー、ヴァンシヤン
丁抹	エス、ジョフ
埃及	シウ
佛蘭西	エ、カイヤルド
佛蘭西諸殖民地	レオン、セー アド、コシウリー ア、ベスニエー
伊太利	エ、ロアー
歴山堡	ジョー、ビー、ダンテジ
那威	グヒー、ド、ローブ
和蘭	チアーレス、ヘフチー ホフス、テット パロン、スウイールツ、 ド、ランダス、ウヰポール

葡萄牙	ジ、ア、ド、パロス
羅馬尼亞	シー、エフ、ロベスコ
瑞典	ダブリユー、ルース
瑞西	ドクトル、ケアン エド、ホアン

萬國郵便聯合

日耳曼、亞然的音共和國、澳地利洪嚙利、白耳義、伯西兒、バルガ  
リア、智利、丁抹及同領アンナル諸島、ドミニコ共和國、埃及、佛  
蘭西及其殖民地、伊太利、日本、歴山堡、和蘭、波斯、葡萄牙及其殖  
民地、羅馬尼亞、瑞典、那威、瑞西、ウルグワイ、ヴェチズエラ及ラ  
ンベリア共和國ノ間ニ訂結セル郵便爲替交換約定ノ里斯本府追  
加書

下ニ記名セル前掲諸國政府ノ全權委員ハ千八百七十八年六月一日巴  
里ニ於テ締結シタル條約第十三條及第十九條ニ據リ爰ニ大會議ナリ  
里斯本府ニ開キ相互ニ協議ヲ遂ケ更ニ批准ヲ要スヘキモノトシテ左ノ  
追加書ヲ決定セリ

第一條



郵便爲替交換ニ關スル千八百七十八年六月四日ノ約定ニ修正ヲ加フルコト左ノ如シ

第三條第三項及第四項ノ間ニ左ノ一項ヲ追加シ本條ヲ修正ス

第三(乙)郵便爲替差出人ハ振出國ニ於テ書留郵便到達證ニ課スル手数料ト同様ノ定稅ヲ豫メ振出國ノ驛遞局ニ拂込ムニ於テハ該爲替券拂渡ノ通知書ヲ受ルコトヲ得ヘシ但シ此手数料ハ振出國ノ所得ニ歸スヘシ

二

第三條及第四條ノ間ニ左ノ新條ヲ加フ

第三條(乙)

一 郵便爲替ハ電信ヲ以テ送付スルコトヲ約定セル驛遞局ノ間ニ於テハ此方法ニ依テ送付スルコトヲ得ヘシ此場合ニ於テハ之ヲ電信爲替ト云フ

二 電信爲替差出人ハ左ノ手数料ヲ拂フヘシ

第一 郵便爲替通常手数料

第二 電信料

三 電信爲替ハ通常ノ電信ト同ク且之ニ均シキ取扱ヲ以テ至急照校及別配達若クハ郵便配達ノ手数料經ルコトヲ得ヘシ又爲替受領證書ヲ請求スルコトヲ得ヘシ

四 電信爲替ハ本條ニ定メタル費用若クハ萬國電信規則ニ準據シテ徵收スルモノ、外一切ノ費用ヲ課セス

三

第四條第一節ノ正貨ナル文字ハ金貨ト改ム

四

第六條左ノ通改正ス

締盟各國ハ從來存スル所ノ特別約定ヲ維持シ或ハ新ニ之ヲ締結シ又ハ其他萬國郵便爲替ノ事務ヲ改良スルノ目的ヲ以テ尙一層親密ナル聯合ヲ保持シ或ハ之ヲ締結スルモ本約定ニ定ムル所ノ條項ハ其權理ヲ制限セサルモノトス

五

第十條ノ第二項第三項ハ左ノ如ク修正ス

第一 本約定第一條第二條第三條第三條(乙)第四條第十條及第

十一條ヲ變更セントスルトキハ全聯合諸國ノ同意



第二 第一條第二條第三條第三條(乙)第四條第十條及第十一條  
ヲ除キ其他ノ項目ヲ變更セントスルトキハ聯合諸國三分ノ二  
以上ノ同意

第二條

一此ノ追加書ハ千八百八十六年四月一日ヨリ實施スヘシ  
此ノ追加書ハ可成速ニ批准ヲ受ケ其批准書ハ里斯本府ニ於テ之ヲ  
交換スヘシ

右確證ノ爲メ前掲諸國ノ全權委員ハ千八百八十五年三月二十一日里  
斯本府ニ於テ此追加書ニ記名スルモノナリ

日本

野村靖

日耳曼

サツシユ  
フリツシユ

亞然的音共和國

エフ、ビー、ハンセン

澳地利

ドウエズ  
ゾハルシエス

洪噶利

シエルゾエー

白耳義

エフ、ギーフ

白西兒

ルイズ、シー、ビー、ギマラース

バルガリア

アール、イワノフ

智利

エム、マルチチズ

丁抹及全島領アンチール諸島

ロンド

ドミニカ共和國

埃及

ダブルユ、エフ、ハルトン

佛蘭西

ラブウレイ  
ア、ベスニエー

佛蘭西殖民地

ラブウレイ

伊太利

シエー、ビー、タンテシオ

歴山堡

シユ、リマヤールド

和蘭

ホフステード  
ビー、スフ井ルツ、ド、ランダス、  
ウイボルク

波斯

葡萄牙

ギレルミノ、オウガストー、  
エルチストー、マデイラ、ピントー  
ド、パロス

葡萄牙殖民地

ギレルミノ、オウガストー、  
ド、パロス



羅馬尼亞 シヨン、ギカ  
 瑞典 ダブルユー、ルース  
 那威 ヘラルド、アツシユ  
 瑞西 エド、ホーン  
 ウルグワイ エンリツク、クブリー  
 ヴエチズエラ  
 ラ非ペリヤ共和國 コント、サンマルチー  
 天祐ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝御名此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス  
 明治十一年(千八百七十八年)六月四日佛蘭西國巴里府ニ於テ締結セル萬國郵便爲替約定ニ追加スル爲メ明治十八年(千八百八十五年)三月二十一日葡萄牙國里斯本府ノ萬國郵便聯合會議ニ於テ右同盟各國全權委員ノ記名シタル約定書ヲ朕親ラ閱覽點檢セルニ能ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ之ヲ嘉納批准シ日本國ニ於テ之ヲ履行遵守セシムルコトヲ茲ニ約ス  
 神武天皇即位紀元二千五百四十六年  
 明治十九年一月十五日東京宮中ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セム

御名 國璽

奉 勅

外務大臣伯爵 井上 馨

○第十節 萬國郵便爲替 明治十九年二月遞 約定細目規則 信省第六號告示

本年(第三號)ヲ以テ布告相成候萬國郵便爲替約定實施ニ關スル細目規則及里斯本府追加書別冊之通右告示ス

萬國郵便聯合

日耳曼、澳地利、洪噶利、白耳義、丁抹、埃及、佛蘭西及其殖民地、伊太利、歷山堡、那威、和蘭、葡萄牙、羅馬尼亞、瑞典及瑞西ノ間ニ締結セル郵便爲替交換約定實施細目規則  
 冊後ニ記名セル諸員ハ郵便聯合創立條約改正ノ爲メ千八百七十八年六月一日巴里ニ於テ締結セル條約第十四條及千八百七十八年六月四日巴里ニ於テ締結セル郵便爲替約定第九條ニ據リ各其驛遞局ニ代リ協議ノ上此約定實施ノ爲メ左ノ方法ヲ決定ス

第一條

萬國郵便爲替振出ニ對スル金額ノ受取若シハ預證ハ各驛遞局ニ於テ



定メタル方式ニ依リ無手数料ニテ差出人へ交付スヘシ

第二條

一 萬國郵便爲替ハ此細目規則附錄甲第一號ノ離形ニ準據スル式紙  
へ記載スヘシ但各驛遞局ハ都合ニ依リ此規則附錄甲第二號ノ離形ニ  
準據スル式紙ヲ適用スルモ妨ナシ

二 佛語ヲ以テ印刷セサル爲替式紙ハ其中間ニ佛語ノ譯文ヲ付スヘ  
シ又本文中數字ハ亞利比亞字及文字ハ羅馬字ニテ記載スヘシ但之ヲ  
證明スルトモ塗抹或ハ重書スルヲ許サス

三 取立タル爲替手数料ハ振出國ノ貨幣ヲ以テ爲替券表面ノ右肩ニ  
記載スヘシ

四 爲替券面或ハ甲第一號式紙ニ屬スル通知券面ニ成規ノ文言ノ外  
他ノ事柄ヲ記載シ殊ニ差出人ヨリ受取人へ宛通信文ノ性質ヲ具フル  
文書ヲ記載スルヲ禁ス但各驛遞局相互ノ關係中通知券面へ事柄ヲ記  
載スル慣習ヲ從來許可スルモノハ協議ノ上之ヲ維持スルヲ得ヘシ

第三條

甲第一號式紙ヲ用ユルトキハ左ノ義務アルモノトス

第一 振出國驛遞局ニ於テハ

甲 拂渡郵便局へ爲替券ヲ開封ノ儘若シクハ拂渡驛遞局ノ依頼

ニ依リ附錄乙號離形ノ封皮ニ入レ遞送スル事

乙 一便ニ遞送スヘキ爲替券ハ拂渡國毎ニ區分シ一包ニ取纏ム  
ル事

第二 拂渡國驛遞局ニ於テハ其內地規則若クハ其驛遞局ニ於テ之カ  
爲メ特ニ設ケタル規則ニ據リ爲替ノ交付及拂渡ヲナス事

第四條

甲第二號式紙ヲ用ユルトキハ左ノ義務アルモノトス

第一 振出國驛遞局ニ於テハ爲替振出ノ都度此規則附錄丙號離形ノ  
報知書ヲ直ニ調製シ同規則附錄丁號離形ノ封皮ニ入レ次便ヲ以テ拂  
渡郵便局へ送付スル事

第二 拂渡國驛遞局ニ於テハ

甲 報知書ヲ受取タル上爲替券ハ其文面ト符合スルヤ否ヲ點檢  
シ且其所持人ヲシテ差出人及受取人ノ氏名若クハ會社ナレハ  
其社名ヲ陳述セシメ拂渡ヲ適當ト認ムルトキハ受取タル旨ヲ  
記載シタル爲替券ト引換ニ其金額ヲ拂渡ス事

乙 報知書ノ到達セサルトキハ此規則附錄戊號離形ノ式紙ヲ調



製之ヲ乙號封皮ニ入レ振出郵便局へ送付シ副報知書ヲ請求スル事

第五條

一 左ニ記載スル事故ニ依リ拂渡ヲナサ、ル爲替券ハ振出驛遞局ニ於テ訂正スヘシ

第一 受取人ノ氏名若クハ住所ノ記載方誤謬アルカ不完全ナルカ或ハ曖昧ナルモノ

第二 報知書ト爲替券トニ記載ノ氏名若クハ金額ノ符合セサルカ或ハ其脱落セシモノ

第三 爲替券面ノ文字ヲ塗抹シ或ハ重書スルモノ

第四 押印或ハ記名ヲ脱スルモノ

第六條

一 爲替ハ振出ノ日ヨリ三個月間其効力ヲ有スルモノトス尤モ歐洲内ノ諸國ト歐洲外ノ諸國若クハ歐洲外諸國相互ノ間ニ於テハ此期限ヲ六個月トス

二 此期限ヲ過キタルトキハ拂渡郵便局所轄驛遞局ノ請求ニ依リ振出驛遞局ニ於テ日附ハ書換ヲナシタル後ニ非レハ爲替ノ拂渡ヲナサ、ルモノトス

第七條

一 差出人ニ於テ爲替金ノ拂戻ヲ請求スルトキハ拂渡未済ノ爲替券及報知書アレハ其報知書ノ振出驛遞局ニ歸着ノ上直ニ之ヲ拂戻スヘシ

二 差出人ニ於テ不達紛失若クハ破損セル爲替券面金額ノ拂戻ヲ受ケントスルトキハ受取人ヨリ其爲替ノ讓渡ヲナサ、ル事或ハ不達ノ事又ハ到達ノ後紛失或ハ破損セシ事ヲ證明セル書類ニ爲替金受取若クハ預證ヲ添ヘ差出スヘシ然ルトキハ振出國ノ驛遞局ハ拂渡驛遞局ヨリ未タ其爲替ヲ拂渡サス且將來之ヲ拂渡サ、ルベキ旨ノ確證ヲ得タル上拂戻ヲ許スヘシ

三 右第二項ニ定ムル爲替金ノ拂戻ヲ爲サ、ルトキ不達紛失若クハ破損ノ爲替券ハ差出人又ハ受取人ノ請求ニ依リ振出拂渡兩驛遞局協議ノ上未タ拂戻若クハ拂渡ヲナサ、ル旨ヲ證明シタル後振出驛遞局ヨリ發付スル拂渡認可狀若クハ第二爲替券ヲ以テ代用スルヲ得ベシ



第八條

- 一 各驛遞局ハ毎月末ニ至リ他驛遞局ノ爲メ此細目規則附録己號離形ニ據リ明細計算書ヲ一通宛調製シ前月中自國郵便局ニ於テ拂渡タル爲替金額及可成 a b c ノ順ニ從ヒ振出郵便局名ヲ記載スヘシ
- 二 又右計算書ニ拂渡金額ト相對シ振出郵便局ニ於テ取立タル手数料ヲ記載スヘシ而シテ手数料ノ半額ハ拂渡金ト同一ノ貨幣ニ引直シタル上之ヲ拂渡金總額中ニ組込ムヘシ
- 三 明細計算書ハ拂渡濟ノ爲替券ヲ添ヘ關係ノ驛遞局ヘ遲滞ナク送付スヘシ

第九條

- 一 明細計算書ハ互ニ勘査審定ノ上貸越トナリタル驛遞局ニ於テ總計算書ヲ調製シ差引殘額ヲ記載スヘシ(關係驛遞局ノ間特別ノ約束アルモノハ此限ニ非ス)但貨幣ノ引直方必要ナルトキハ此約定第四條第二項ニ據ルヘシ
- 二 總計算書ハ之ヲ調製シタル月ヲ經過シテ後二箇月ノ期限内ニ審定スヘシ尤モ歐洲内ノ諸國ト歐洲外ノ諸國相互ノ間ニ於テハ此期限ヲ四箇月トス但計算上異議ヲ生スルトキハ其未決金額ハ次回ノ計算

ニ讓ルヘシ

三 差引殘額ハ別段ノ約束アルニ非レハ貸越國ノ都府若クハ貿易地方ヘ宛通常爲替ヲ以テ該國ノ貨幣ニテ仕拂フヘシ但此仕拂ニ關スル費用ハ一切借越驛遞局ニ於テ之ヲ負擔スヘシ

四 此殘額ハ遲クトモ總計算書審定ノ日ヨリ十五日以内ニ仕拂フヘシ尤モ期限内ト雖モ五萬フランク以上ノ金額ヲ貸越タル驛遞局ハ其貸越高ノ四分ノ三ニ至ル金額ノ假拂ヲ請求スルノ權アリトス而シテ借越驛遞局ハ其請求ヲ受シルキハ八日以内ニ其金額ヲ仕拂フヘシ

第十條

- 一 締盟各國驛遞局ハ千八百七十八年六月四日ノ約定實施前遲クトモ三ヶ月間ニ萬國郵便聯合總理局ヲ經テ相互ニ左ノ件々ヲ報知スヘシ
- 第一 手数料並ニ此約定第二條ヲ施行スルニ當リ貨幣引直ノ割合
- 第二 萬一郵便爲替ノ受拂ヲ取扱フ郵便局ノ名
- 第三 爲替券ノ雛形ニ様ノ内撰用スヘキ雛形並ニ式紙ノ文言
- 第四 爲替券ニ各其國語ヲ以テ記載スヘキ一ヨリ五百ニ至ル文字ノ綴方



第五 所有權アルモノヨリ爲替金受取方ヲ請求セサルトキ政府ノ所得ニ歸スヘキ法律上ノ期限

二 前五項中ノ件ニ付將來變更アルトキハ同様ノ手續ヲ以テ遲滯ナク報知スヘシ

第十一條

聯合國各國驛遞局ハ會議ノ期日ニ至ラサルモ此規則ノ條款ニ關シ總理局ヲ經テ他ノ締盟驛遞局ヘ發議スルノ權アリトス但此發議ハ左ノ同意ヲ得ルニ非レハ實施スルヲ得ス

第一 此規則ノ第二條第十一條及第十二條ノ條款ヲ變更セントスルトキハ聯合國全國ノ同意

第二 第一條第三條第四條及第七條ノ條款ヲ變更セントスルトキハ聯合國全國三分ノ二以上ノ同意

第三 右ニ記載ノ箇條ヲ除キ其他ノ箇條ヲ變更シ若シハ此規則ノ解說ニ關スルモノハ單ニ過半數ノ同意

有効ノ決議ハ單ニ總理局ヨリ聯合國各驛遞局ヘノ報知ヲ以テ取極ムヘシ

第十二條

此規則ハ千八百七十八年六月四日締結ノ約定實施ノ日ヨリ施行シ締盟各國ノ協議ヲ以テ之ヲ改正スルニ非レハ同約定ト其期ヲ同スヘシ

千八百七十八年六月四日巴里ニ於テ

- 日耳曼
  - 澳地利
  - 洪嘯利
  - 白耳義
  - 丁抹
  - 埃及
  - 佛蘭西
  - 佛領殖民地
  - 伊太利
  - 歷山堡
  - 那威
- 
- ドクトル、ステファン
  - ガントル
  - サツシユ
  - ドウエス
  - ジエルヴエー
  - ジエト、ウヰンセント
  - エフ、ジョフ
  - シユ
  - エー、ケーラード
  - レオン、セー
  - アド、コンエリ
  - アト、ベスニエー
  - エー、ロア
  - ジョー、ビー、タンテンオ
  - ウヰ、ド、ローブ
  - チアーレス、ヘフター



和蘭  
葡萄牙  
羅馬尼亞  
瑞典  
瑞西

ホフステード  
ビー、スウヰルツ、ド、ランダス、  
ウヰホルツ  
シー、エード、ハロス  
シー、エフ、ロベスコ  
ヂブルユー、ルース  
ドクトル、ケルン  
エド、ホーン

甲第一號(表面)

通知券

受取人ニ於テ此券ヲ  
取放テ所持スルヲ得  
ヘシ

、、、、、驛遞局  
萬國郵便爲替  
金額

爲替料

爲替金額

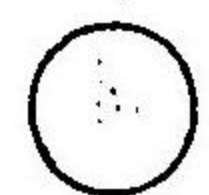
數字ヲ以テ記スヘシ

數字ヲ以テ  
記スヘシ

受取人

振出局印

拂渡地名  
受取人住所  
差出國名



差出人住所氏名

年月日

驛遞局 振出番號  
コテ記 振出月日  
入ス 差出局名  
キ事項

相當金額又ハ爲  
替取扱主務者

甲第一號(裏面)

讓渡裏書ノ場所

受取證

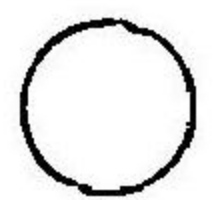
表面之金額正ニ落手候也

年月日、、、、、コ於テ

受取人記名

到着番號

拂渡局印



甲第二號(表面)







ニ於テ日附書換ノ承認ヲ受ケ  
タル上再ヒ拂渡局へ返還スヘ  
シ  
不完全ナル爲替券モ亦預證ト  
引換ニテ拂渡局ニ預リ振出局  
ニ遞送シ該局ニ於テ訂正ノ上  
之ヲ拂渡局ニ返還スヘシ  
法律上讓渡ヲ許可スル國ニ於  
テハ讓受人ニ於テ券面金高ヲ  
受取ルヲ得但シ精密ニ差出人  
ノ姓名ヲ申立ツルニ非サレハ  
拂渡ヲナサ、ルヘシ  
一度券面金高ヲ拂渡ス以上ハ  
振出局拂渡局共自餘ノ要求ヲ  
受理スルコトナシ  
振出ノ日ヨリ向、、年間ニ  
所有權アルモノ、請求ナキハ  
ハ券面ノ金額ハ振出國ノ所得  
ニ屬スルモノトス

乙 號

郵便事務

萬國郵便爲替券

在中

或ハ

副報知書請求

(此所へ拂渡國名ヲ記載スヘシ)

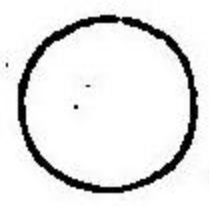
丙 號

驛遞局

郵便局

報知書

振出局印



右、、、、、郵便局ヨリ(一)、、、、郵便局ニ振出シタル

數字ヲ以テ  
金高ヲ記ス

番號





金(二)

年月日、、、、、於テ

、、、、郵便局

、、、、殿

爲替ノ報知

受取人ノ宛名

姓

名

身

分住

所

町名及  
番地  
(市街ナレハ)

差出人ノ姓名

姓

名

拂渡局印

一 振出局ニ於テ此報知書ヲ發スル日附ヲ  
記シ局印ヲ捺シ吏員自署スヘシ又拂渡局  
ニ於テハ到達ノ日局印ヲ捺スヘシ  
備一考此報知書ハ爲替券ト  
分離シタルモノコシテ檢査ト

(一) 拂渡國名ヲ記スヘシ

ノ爲メ拂渡局ニ於テ爲替券  
ト共ニ存スヘキモノトス

(二) 文字ヲ以テ金高ヲ記スヘ  
シ

振出局印

、、、、、、郵便局

○ 萬國郵便爲替振出

報知書

(此所ニ拂渡國名ヲ記載スヘシ)

、、、、、、郵便局

、、、、、、殿

戊 號

、、、、、、驛遞局

、、、、、、郵便局

(州或ハ縣)

萬國郵便爲替報知書ノ請求

金

、萬國郵便爲替







手數料合計ノ半額	合計
(拂渡國ノ貨幣ニ引直シタルトキハ、ナルコトヲ記ス)	
局ニ借越シタル金高總計	
何年何月分本明細計算書ハ別紙	
違無之旨ヲ證明ス	

、、、年、月、日、、、ニ於テ調製  
、、、長

萬國郵便聯合

日耳曼、亞然的音共和國、澳地利洪噶利、白耳義、白西兒、バルガリア、智利、丁抹及同國領、アンチール、ドミニカ共和國、埃及、佛蘭西及其殖民地、伊太利、日本、歷山堡、和蘭、波斯、葡萄牙及其殖民地、羅馬尼亞、瑞典、那威、瑞西、ブルグワイ、グエチズエラ及ラ井ベリヤ共和國ノ間ニ締結シタル郵便爲替交換ニ關スル約定實施細目規則ノ里斯本

府追加書

下ニ記セル諸員ハ千八百七十八年六月四日巴里ニ於テ締結シタル郵便爲替交換約定實施細目規則第十二條ニ依リ各其驛遞局ノ名ヲ以テ協議ノ上左ノ修正ヲ該規則ニ加フルモノナリ但此修正項目ハ千八百八十六年四月一日ヨリ實施スヘシ

- 一 第二條第一項ハ左之通修正ス  
萬國郵便爲替ハ此細目規則甲第一號ノ雛形ニ適合シ又ハ肖似セル式紙ヲ用ユヘシ但シ從來此規則甲第二號ノ雛形ニ適合シ又ハ肖似セル式紙ヲ用井タル驛遞局ハ引續キ之ヲ使用スルモ妨ナシ同條第四項ハ左ノ通改正ス  
爲替券面ニハ成規ノ文言ノ外他ノ事柄ヲ記載スルコトヲ禁ス但シ差出人ハ甲第一號式紙ニ附シタル通知券面ニ受取人ニ宛タル通信文ヲ加記スル事ヲ得ヘシ
- 二 第二條第三條ノ間ニ新ニ左ノ一條ヲ追加ス  
第二條(乙)  
一 電信爲替ハ金員ヲ受取リタル郵便局ニ於テ之ヲ書認メ其拂渡郵便局ニ宛之ヲ送付スルモノトス



二 電信爲替ニハ差出人ヨリ受取人へ宛タル特別ノ通信文ヲ記載スルコトヲ得

三 電信爲替ハ左ノ如ク書認ムヘシ  
、、、、、號爲替(爲替)  
、、、、、號爲替(出番號)

郵便局(拂渡局名)

何誰若クハ(差出人ノ姓名及數字ト文字トニテ記入セ)  
何誰婦若クハ(ハ本籍ノ所在ヲ委ク示ス)

何誰娘ヨリ

何誰若クハ(受取人ノ姓名現住居及可成)  
何誰婦若クハ(ハ本籍ノ所在ヲ委ク示ス)  
何誰娘ヘ

臨時加記ノ事項(文字若クハ通常電信ニ認可スル略字ヲ用ヰテ記スヘシ即(D.)至急(F.O.)照校(O.B.)受領證書書留別配達別配達賃濟等

四 電信文一部分ノ照校ハ必ス之ヲ行フヘシ

五 電信爲替振出局ハ此細目規則附錄甲號(乙)雛形ニ適合シ又ハ肖似セル電信爲替ノ寫若クハ振出通知書ヲ封筒ニ入レ拂渡郵便局へ次便ヲ以テ遞送シ電信爲替振出ノ旨ヲ確證ス拂渡郵便局ハ爲替金受取人ニ於テ金額領收ノ旨ヲ記シタル電信本書ニ此寫ヲ添ヘ置クヘシ

三 第五條ノ第五項ニ「第四押印若クハ記名ノ脱漏」トアルヲ左ノ二項ニ改ム

第四 押印記名其他登記方ノ脱漏

第五 拂渡國ノ通貨ニ非サル貨幣又場合ニ依テハ關係ノ驛遞局相互ノ間ニ取極メタルモノニ非サル他ノ貨幣ヲ以テ拂渡金額ノ記載

四 第六條ノ終尾ニ左ノ通り第三項ヲ追加ス

三 日附ノ書換ハ爲替券面ニ之ヲナスヘシ左スルキハ該券ハ本條第一項ニ設定セル期限ニ均シキ期限中更ニ其効力ヲ有ス  
五 第七條第八條ノ間ニ左ノ二條ヲ追加ス

第七條(乙)

- 一 爲替ノ拂渡ハ拂渡國驛遞局ノ内規ニ據リ之ヲ扱フヘシ價造ノ受取證ニ對シ其拂渡ヲ爲シタルキハ拂渡局其責ニ任スヘシ
- 二 拂渡國驛遞局ハ爲替拂渡ニ關シ左ノ二事ヲ證明スルニ非レハ其責ヲ免レサルモノトス第一其國ノ規則ニハ受取人身元證明ノ爲メ必要ナル諸ノ方法ヲ備フルヲ第二同規則ニ定メタル條項ニ從ヒ拂渡ヲナシタルヲ



第七條(丙)

- 一 通常爲替ノ差出人ニ於テ該爲替拂渡ノ通知書ヲ請求スルトキキハ振出局ニ於テ爲替券面ヘ定規ノ手数料ニ相當セル郵便切手ヲ貼付シテ「拂渡通知書」ノ文字ヲ明亮ニ記シテ其切手ヲ消印スヘシ
  - 二 爲替ヲ拂渡シタル局ハ此細目規則附錄戊號(乙)離形ニ適合シ又ハ肖似セル拂渡通知書ヲ調製シ其差出人ニ交付方ヲ取扱フ振出局ヘ拂渡ノ當日送付スヘシ
  - 六 第九條第三項「都府ニ宛テタル通常爲替ヲ以テ」ノ文字ニ代フルニ「都府ニ宛テタル即時拂若クハ短期拂ノ通常爲替ヲ以テ」ノ文字ヲ用ユ
  - 七 第十一條ノ第二項第三項ハ左ノ通り之ヲ修正ス
    - 第一 此細目規則第二條第七條(乙)第十一條及第十二條ヲ變更セントスルキハ聯合國全國ノ同意
    - 第二 第一條第二條(乙)第三條第四條第七條及第七條(丙)ノ項目ヲ變更セントスルキハ聯合國三分ノ二以上ノ同意
- 千八百八十五年三月二十一日里斯本府ニ於テ

日本	野村靖
日耳曼	サツシユ フリツシユ
亞然的音共和國	エフ、ビー、ハンセン
澳地利	ドウエス ゾハルシエス
洪曠利	シエルゾエー
白耳義	エフ、ジツフ
伯西兒	ルイズ、シー、ビー、ギマライス
バルガリア	アール、イゾノフ
智利	エム、マルチチズ
丁抹及同國領アンチール	ロンド
ドミニコ共和國	
埃及	ダブルユ、エフ、ハルトン
佛蘭西	ラブレイ ア、ベスコエー
佛蘭西殖民地	ラブレイ
伊太利	シエー、ビー、タンテシオ



歴山堡	シユ、リシヤールド
和蘭	ホフステード
波斯	ビー、スウキルツ、ド、ランダス、 ウイボルク
葡萄牙	ギレルミノ、オウガストー、 ド、パロス
葡萄牙殖民地	エル子ストー、マデイラ、ピントー ギレルミノ、オウガストー、 ド、パロス
羅馬尼亞	シヨン、ギカ
瑞典	ダブルユ、ルース
那威	ヘラルド、アツシユ
瑞西	エド、ホーン
ウルクワイ	エンリツク、クブリー
グエ子ズユラ	
ラサベリヤ共和國	コント、カンマルチー
甲號 乙	
、、、、驛遞局	

為替振出報知書

、、、、年、月、日、局ヨリ、、、、國、、、、局へ宛振出シタル電信為替ノ寫

差出人名	為替番號	受取人名及身分	為替金額

於、、、、年、月、日 郵便局長

拂渡局印

振出局印

戊號 乙

、、、、驛遞局

郵便為替拂渡通知書

、、、、年、月、日、郵便局

表







●第二章 電信

○第一節 電信條例

明治十八年五月太  
政官第八號布告

電信條例別冊ノ通改定シ明治十八年七月一日ヨリ施行ス

但明治七年(九月)第九十八號布告十二年(五月)工部省第九號布達  
其他本條例ニ抵觸スル從前ノ布告布達ハ右施行ノ日ヨリ廢止ス

電信條例

第一章 電報

第一條 凡電報別テ三種ト爲ス

一官報

二局報

三私報

第二條 官報局報私報各別テ七類ト爲ス

一通常電報

二至急電報

三追尾電報

四同文電報

明治五年十  
一月工部省  
無號達  
東京西京開  
ノ電信線ハ  
新築多端ノ  
際技業未タ  
熟セサルヨ  
リ往々滯滯  
不達ノ患ヲ  
免レス依テ  
依頼人ハ右  
ヲ辨知ノ上  
頼出ツヘシ  
電信寮ニ於  
テハ右等ヨ  
リ生スル若  
情ヲ一切承  
關セサル旨

五照校電報

六受信電報

七返信料前納電報

第三條 電報ヲ傳送スルノ順序ハ官報ヲ先トシ局報之ニ次キ私報又  
之ニ次クモノトス

第四條 電信局長ニ於テ法律規則ニ違背シ又ハ治安ヲ妨害シ風俗ヲ  
壞亂スルモノト認ムル私報ハ其傳送ヲ止ムヘシ

第五條 政府ハ時機ニ依リ線路又ハ地方又ハ語辭ヲ限リ私報ヲ停止  
スルコトアルヘシ

第二章 電報書法

第六條 凡電報ヲ書載スルニハ普通辭又ハ秘辭隱語ヲ問ハス和文ハ  
片假名及數字ヲ用ヒ歐文ハ羅馬字及亞刺比亞數字ヲ用フヘシ

第七條 電信局長ニ於テ私報ニ用フル秘辭隱語ノ解譯又ハ其合符原  
本ヲ要スルトキハ之ヲ差出スヘシ

第三章 電報料

第八條 凡電報料ハ國內ヲ通シテ同一ト爲ス但一市内及壹岐對馬ニ  
發着スルモノハ此限ニアラス

ワ告諭ス  
明治六年六  
月九日工部  
省通達  
同年工  
部省十  
六號布  
達ヲ以  
テ改正  
ス  
明治六年十  
一月三十日  
工部省十六  
號布達  
八年工  
部省五  
號布達  
ヲ以テ  
改正ス  
五年四月十  
五日發行ノ  
電信貸錢表  
ヲ改正ス  
明治七年三  
月十八日工  
部省七號布  
達  
八年工  
部省五  
號布達  
ノ電信項次  
開業ニ就キ



ヲ以テ  
改正ス  
本年第二號  
實錄表へ追  
加ス

明治七年九  
月廿三日江  
部省二號達  
電信柱敷地  
九年工  
部省二  
號達ヲ  
以テ改  
正ス

明治九年九  
月三十日工  
部省二號達  
七年工部省  
第二號達各  
府縣下電信  
柱敷地年々  
手當金下渡  
シ取調難形  
ヲ改正ス

第九條 電報料及手數料ノ金額ハ別ニ布達ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 電報料及手數料ハ電信切手ヲ以テ納ムルモノトス其切手ハ  
賴信紙ニ貼付スヘシ但返信電報料ノ前納及尋問電報料ノ假納ハ貼  
付スルノ限ニアラス

第十一條 電信中央局及分局並電報切手賣下所ノ設ケアラサル地ヨ  
リ郵便ニ付シテ電報ヲ發出スルトキハ郵便切手ヲ以テ電信切手ニ  
代用スルコトヲ得其郵便切手ハ賴信紙ニ貼付セサルモノトス

第十二條 電報料及手數料ニ用ヒタル電信切手ハ電信中央局及分局  
ニ於テ消印スヘシ

第十三條 電報料及手數料ハ過納アルモ已ニ電信切手ニ消印シタル  
後ハ之ヲ還付セス

第十四條 第四條ニ據リ私報ノ傳送ヲ止ムルトキハ其既ニ納メタル  
料金ヲ還付セス

第十五條 電報取扱ノ過失ニ因テ甚シク遲延シ若クハ到達セサルモ  
ノハ其料金ヲ還付ス照校電報ニシテ傳送ノ際誤謬ヲ生シテ其用辭  
ヲ闕キタルコト判然タルモノ亦同シ

第十六條 料金還付ノ請求ハ發信ノ日附ヨリ六十日以内ニ電信局長  
ニ申出ヘシ此期限ヲ過クルトキハ一切之ヲ受理セス

第十七條 電報料及手數料ニ不足アルトキハ電信中央局及分局ニ於テ  
其電報ヲ傳送スルモ其不足ノ料金ニ倍ヲ發信人ヨリ追納セシムヘシ

第十八條 發信人又ハ受信人ヨリ納ムヘキ料金ヲ七日以内ニ徵收シ  
難キトキハ發信人ノ納メサルモノハ受信人ヨリ受信人ノ納メサル  
モノハ發信人ヨリ徵收スヘシ

第四章 電信切手

第十九條 電信切手ハ日本政府ニ於テ發行セシモノタルヘシ

第二十條 電信切手ハ電報料及手數料納濟ノ證トナスモノトス

第二十一條 電信切手ヲ賣ルモノハ電信局長ノ免許ヲ受ケ電信切手  
賣下所ノ標札ヲ掲シヘシ

第二十二條 電信切手ハ電信中央局及分局並電信切手賣下所ノ外ニ  
於テ賣買スヘカラス

第二十三條 電信切手ハ其額面ヨリ低價ヲ以テ賣ルヘカラス

第二十四條 返信電報料ノ前納及尋問電報料ノ假納ニ充ツル電信切  
手並電信切手ニ代用スル郵便切手ヲ賴信紙ニ貼付シタルモノハ各



其効用ヲ失フ

第二十五條 電信切手ノ汚斑毀損又ハ不明瞭ナルモノハ其効用ヲ失フ但其未タ使用セサルモノニ限り二人以上ノ證人ヲ立テ其原由ヲ證明シタルトキハ電信中央局及工部卿ノ告示ヲ以テ定メタル分局ニ於テ定價十分二減ニテ買戻スヘシ

第二十六條 電信中央局及工部卿ノ告示ヲ以テ定メタル分局ニ於テハ四枚以上連續シタル電信切手ヲ其所持人ノ請求ニ依リ定價十分一減ニテ買戻スヘシ

第五章 電報發送

第二十七條 電報ノ傳送ハ電信中央局及分局ニ於テ之ヲ管スルモノトス

第二十八條 電信中央局及分局ノ廢置並開局時間ハ工部卿之ヲ告示スヘシ

第二十九條 電報ヲ依托スル時間ハ開局時間ニ限ルヘシ但至急官報ハ此限ニアラス

第三十條 發信人ノ請求アルニ非サレハ電報ノ受取證書ヲ交付セス之ヲ請求スルトキハ其手数料ヲ納ムヘシ

第三十一條 官報ハ官廳又ハ官吏ノ印ヲ押捺スヘキモノトス但官報タルノ確證アルトキハ此限ニアラス

第三十二條 官報ノ原信ヲ證據トシテ差出ストキハ其返信ヲ官報トシテ發送スルコトヲ得

第三十三條 電信中央局及分局ニ於テ私報ノ發信人タルノ證據ヲ要スルトキ其發信人ハ賴信紙ノ端末ニ署名捺印スヘシ

第三十四條 電報ハ其宛名ノ家又ハ本人ニ之ヲ配達スヘシ但受取ルヘキ人名ノ指定アルモノハ此限ニアラス

第三十五條 電報ヲ受取タル者ハ電報受取紙ニ時刻ヲ記入シ記名ノ下ニ捺印シ直ニ之ヲ配達人ニ交付スヘシ

第三十六條 宛名ノ家又ハ本人ニ屬セサル電報ノ配達ヲ受取タル者ハ其由ヲ附箋シ直ニ之ヲ着信局ニ返付スヘシ

其電報ヲ誤テ開封シタル者ハ更ニ封緘シ其事由ヲ副書スヘシ

第三十七條 電信中央局及分局ヨリ一里ヲ超ヘサル地ニ配達スル電報ハ手数料ヲ要セス但別使配達島嶼配達船配達ハ此限ニアラス

第三十八條 電信中央局及分局ヨリ一里ヲ超ヘタル地ニ配達スル電報ニシテ發信人ヨリ其配達方ヲ指定セサルモノハ先拂郵便ヲ以テ



遞送スヘシ

第三十九條 郵便ニテ遞送スル電報ハ其郵便税ヲ納ムヘシ

別使又ハ解船ヲ以テ配達スル電報ハ手数料ヲ納メ島嶼ニ配達ナル

電報ハ實費ヲ納ムヘシ

第四十條 受信人ニ配達シ能ハサル電報ハ着信局ニ留置キ本人或ハ

其委任ヲ受ケタル代人ヨリ請求スルトキハ之ヲ交付スヘシ若シ若

信ノ日ヨリ六十日以内ニ請求スル者アラサルトキハ之ヲ没書トナ

スヘシ

第四十一條 未タ傳送セサル電報ハ其發信人タルノ證據ヲ以テ返還

ヲ請求スルトキハ之ヲ還付スルコトアルヘシ

第四十二條 電報ノ傳送ヨリ生シタル損失又ハ異議アルモ電信局ハ

一切其責ニ任ゼス

第六章 尋問改正

第四十三條 受信人電報ノ字句ニ疑惑アリテ尋問ヲ要スルトキハ其

電報ヲ受取リタル時ヨリ二十四時以内ニ之ヲ請求スルコトヲ得但

其料金ヲ假納スヘシ

電信中央局及分局ニ於テハ其請求ニ應ジ電報ヲ校正シ通信上ニ誤

謬ナキトキハ假納ノ料金ヲ收入シ若シ誤謬アルトキハ之ヲ還付ス

ヘシ

第四十四條 發信人電報ノ字句ニ改正ヲ要スルトキハ其電報ヲ依托

シタル時ヨリ七十二時以内ニ之ヲ請求スルコトヲ得但發信人タル

ノ證據ヲ差出スヘシ

第七章 閱覽正寫

第四十五條 發信人又ハ受信人ハ電報發着ノ日ヨリ三十日以内ニ本

人又ハ其代人タルノ證據ヲ以テ發着局ニアル原信ノ閱覽ヲ請求ス

ルコトヲ得又其原信ニ相違ナキノ證印アル正寫ヲ請求スルコトヲ

得其期限ヲ過キタルトキハ更ニ六十日以内ニ之ヲ電信局ニ請求ス

ルコトヲ得此期限ヲ過クルトキハ一切之ヲ許サス原信ノ正寫ヲ請

求スルトキハ其手数料ヲ納ムヘシ

第八章 電機私設

第四十六條 凡電氣ノ機器ヲ以テ通信傳話及號報ヲナサントスル者

ハ工部卿ニ願出ヘシ

第四十七條 私設ノ電線ハ官設ノ電線アラサル地ニ於テ一人又ハ兩

人ノ用ニ供スルモノニ限リ許可ナルモノトス但傳話又ハ鐵道ノ用



ニ供スルモノハ官設ノ電線アル地ニ於テモ許可スルコトアルヘシ  
第四十八條 電線私設ノ許可ヲ得タル者ハ電信局ニ於テ定メタル規  
約ニ從フヘシ

第四十九條 私設ノ電線ハ最寄電信分局ニ連續設置スヘシ但傳話又  
ハ鐵道ノ用ニ供スルモノハ此限ニアラス

第五十條 私設ノ電線ハ他人ノ電信ヲ傳送スルコトヲ許サス

第九章 海外電報

第五十一條 海外電報ハ同盟諸國ノ會議ヲ以テ定ムル所ノ萬國條約  
書ニ據リテ取扱フヘシ

第十章 罰則

第五十二條 第七條ヲ犯シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處  
ス

第五十三條 第二十二條第二十三條ヲ犯シタル者ハ二圓以上五十圓  
以下ノ罰金ニ處ス

第五十四條 第三十五條第三十六條ヲ犯シタル者ハ二圓以上二十圓  
以下ノ罰金ニ處ス

第五十五條 第四十六條ヲ犯シタル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ

處シ其機器ヲ沒收ス

第五十六條 第四十八條第四十九條ヲ犯シタル者ハ二圓以上百圓以  
下ノ罰金ニ處シ其情狀ニ依リ電線私設ヲ禁止ス

第五十七條 第五十條ヲ犯シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ  
處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加シ其機器ヲ沒收ス

第五十八條 電線ヲ切斷セスト雖モ電氣ヲ吸引シ易キ物ヲ纏繞シテ  
不通ニ致シ若クハ其効力ヲ妨害シタル者ハ三月以上三年以下ノ重  
禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第五十九條 疎虞懈怠ニ因リ電信ノ器械柱木條線ヲ損壞切斷シテ電  
氣ヲ不通ニ致シ或ハ其効力ヲ妨害シタル者ハ二圓以上十圓以下ノ  
罰金ニ處ス

其水底電信線ニ係ルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十條 電信ノ柱木條線ニ紙鳶ヲ懸ケ若クハ瓦礫其他ノ雜物ヲ擲  
キ又ハ柱木及測量標木ニ獸畜ヲ繫キ若クハ貼紙シ戲書シ又ハ柱木  
ノ記號及測量標木ヲ毀棄汚穢シタル者ハ五錢以上壹圓九十五錢以  
下ノ科料ニ處ス

第六十一條 政府ノ指定シタル水底電信線路内ニ於テ艦船ヲ繫泊シ